

経済調査研究レビュー

economic investigation research review

2026. 9

Vol.39

特別
対談

感謝を胸に未来へ

～公正・中立な調査で社会貢献～

特別
対談

信頼性ある価格情報を提供

寄稿

都市の包容力をどう育むか

～ジェントリフィケーションとオーバーツーリズムが問いかける都市政策の展望～

寄稿

能登半島地震の復旧・復興の現状と地域建設業の対応・課題



経済調査研究レビュー

economic investigation research review

2026.9 Vol. 39

目次

創立80周年特別対談

感謝を胸に未来へ ～公正・中立な調査で社会貢献～
信頼性ある価格情報を提供

見坂 茂範
参議院議員
森北 佳昭
一般財団法人経済調査会

1
7

寄稿

都市の包容力をどう育むか
～ジェントリフィケーションとオーバーツーリズムが問いかける都市政策の展望～

阿部 大輔
龍谷大学 政策学部 教授

13

能登半島地震の復旧・復興の現状と地域建設業の対応・課題

大西 果帆
一般財団法人建設経済研究所 研究員

25

建設経済調査レポート

建設経済及び建設資材動向の概観 (2026年7月)

深澤 竜介
一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 研究成果普及部 部長

35

自主研究

Web制作のクリエイティブワークに関する調査結果

真田 万希
一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 調査研究部 第二調査研究室

47

高見 隆登
一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 調査研究部 第二調査研究室 専門室長

施工パッケージ型積算方式の動向 ～令和8年度の改定概要と各発注機関の動向～

谷村 伸
一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 調査研究部 積算企画室 室長

61

熊澤 武紀

一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 調査研究部 積算企画室

労務需給調査 (建築・設備工事) 2026年8月調査

一般財団法人経済調査会 建築統括部

71

労務需給調査 (土木工事) 2026年8月調査

一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 研究成果普及部

84

国土経済論叢

日本における外国人の増加と外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

中島 正人
博士 (工学) / 一般財団法人経済調査会 審議役

89

本誌を読み、学習することは「土木学会」、「建設コンサルタンツ協会」のCPD教育制度の「自己学習」に該当します。単位の取得につきましては、申請する各団体により異なりますのでご確認ください。

創立80周年特別対談 1

感謝を胸に未来へ ～公正・中立な調査で社会貢献～

※本記事は「日刊建設工業新聞」2026年5月26日号より転載したものです。

（記事・写真提供：日刊建設工業新聞社）

※対談実施：2026年2月（所属・役職は対談当時のものです）

感謝を胸に未来へ ～公正・中立な調査で社会貢献～

見坂 茂範 氏 参議院議員
森北 佳昭 氏 経済調査会 理事長

経済調査会（森北佳昭理事長）は9月に、創立80周年を迎える。戦後の混乱期に物価や賃金、生活費の実態調査を行い社会に提供したのが始まりで、公正・中立な情報提供を通じて、建設工事の積算業務や適正価格での資材調達に貢献し続けている。80周年という節目を控え、自民党建設産業職域代表の見坂茂範参議院議員を招いて、森北理事長と対談してもらった。

森北 経済調査会は2026年9月に創立80周年を迎える。建設市場に関わる積算や資材調達のための価格の実態調査を中心とした調査研究と、これに基づく情報提供事業や普及啓発事業を通して社会に貢献してきた。当会が刊行する『積算資料』等の定期刊行物で情報提供するとともに、講習会やホームページで広く社会に周知している。これらの情報は公共工事の発注の際に活用され、適正価格での公共調達に役立っている。戦後の復興期から現在に至るまで、公共調達の在り方も時代とともに変化してきたが、たえず公正・中立な立場で資材価格や労務費等の実態を正確に把握し、その情報を提供する役割を担ってきたと考えている。

見坂 経済調査会の80年というのは、森北理事長の発言どおり、建設資材の価格を公正・中立に調査して、それを積算資料という形でまとめてきた。それを国や地方公共団体は、工事発注時の積算に使ってきた。官公庁にとっては、なくてはならない存在だったと認識している。昨今、物価上昇傾向が続く、建設資材もその例外ではない。毎月の単価を見ても、上がる方向に変動している。そうした中、適切に市場価格を把握し、行政担当者の発注業務に反映させるという観点からも、経済調査会の役割はますます高まっている。

建設省（現国土交通省）に入った頃、現場事務所に配属され、積算業務の部署にいた。先輩職員の指導を受けながら、分厚い冊子の積算資料のページをめくり

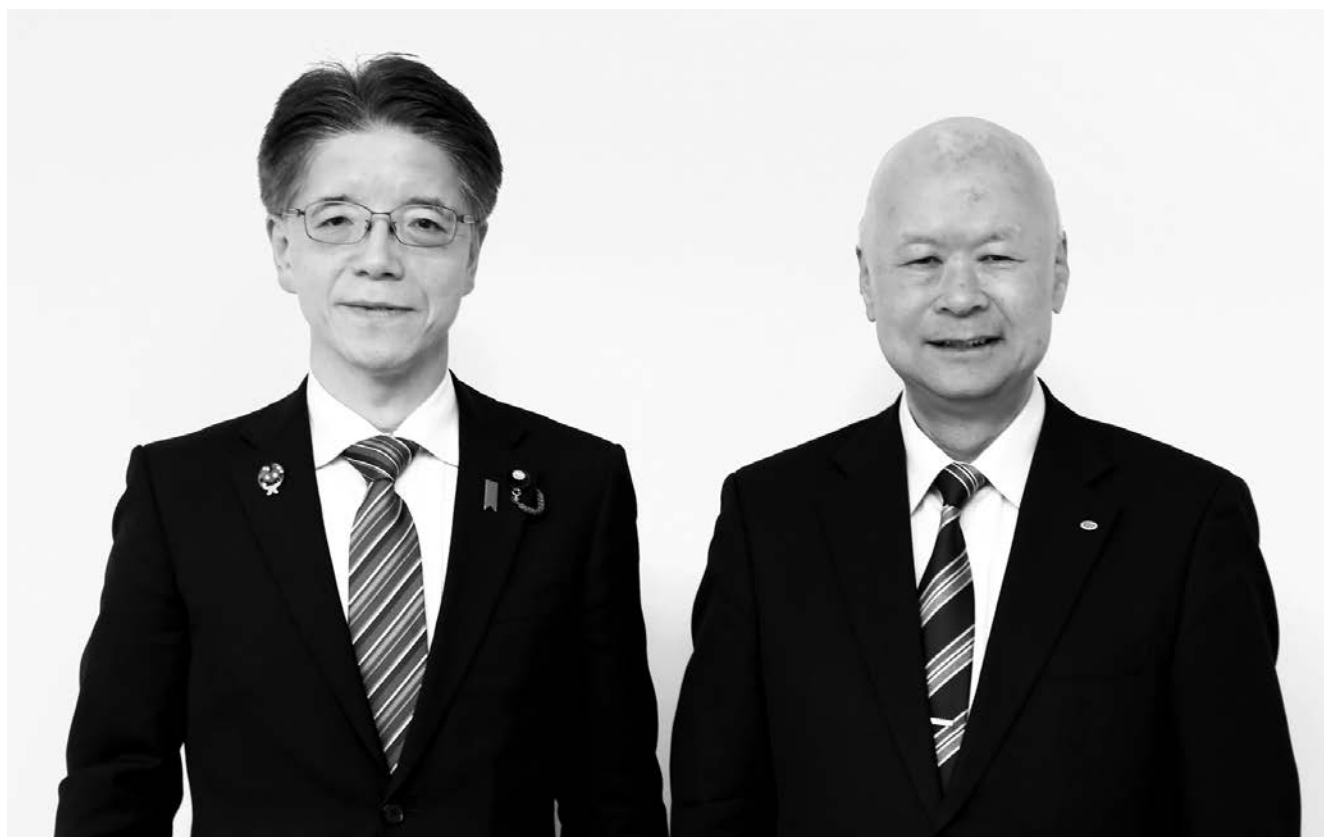
ながら、手書き計算していた頃を思い出す。電子化が進んだ現在では、懐かしい思い出の一つになっている。

社会資本の整備について

森北 わが国は、水害、地震、津波、豪雪など世界に類を見ない災害大国だ。最近は地球温暖化による気候変動で、夏は酷暑、逆に冬は寒く豪雪、雨が降れば集中豪雨、降らなければ渇水などと、気象が極端になっている。昨年も8月には熊本県で線状降水帯による水害、9月には首都圏でも時間雨量100ミリを超える大雨で浸水被害などが発生しており、災害に対する備えが十分とはいえない。道路も、高速道路の暫定二車線区間が多く残されている。東日本大震災では東北自動車道が災害復旧の資材、燃料、生活物資の緊急輸送路として大きな役割を果たした。平時だけでなく災害時も考えてリダンダンシーを確保する必要があると考えている。

笹子トンネル天井板落下事故が発生した翌年の13年から、社会資本の維持管理、更新にも力が注がれてきた。それにもかかわらず、昨年1月に埼玉県八潮市で下水管の破損が原因とされる道路陥没事故が発生した。このように、わが国のインフラは十分とはいえず、整備を進めていく必要がある。そして、既存インフラのメンテナンス、維持管理・更新も今後、さらに加速していかなければならない。当会は自然災害発生時、災害復旧資材供給情報を被災地域に迅速に発信するなど、復旧・復興活動を支援する情報提供を実施している。

見坂 森北理事長の考えと同感だ。わが国のインフラは立ち遅れていると認識している。近年激甚化している豪雨災害への備えや老朽化対策いずれも、十分とはいえない。諸外国のインフラと比較しても、国際競争力向上のための道路、港湾などの整備は遅れてい



参議院議員 見坂茂範氏 × 経済調査会理事長 森北佳昭氏／東京都内にて

る。これからの時代のインフラ整備は、国内事情だけで事業を進めるのではなく、グローバルな観点を取り入れる必要があると考えている。高市内閣の『責任ある積極財政、危機管理投資』という観点からも、国際競争力を念頭においたインフラ投資は大事だ。激甚化する豪雨災害に対する備えという観点からも大事だ。併せて、スピード感を持って、インフラ整備を進めることも大事だ。海外と比べて立ち遅れているわが国のインフラについて、建設産業の職域代表国会議員として、自民党内や政権内を鼓舞していきたい。

国土強靱化について

森北 23年に国土強靱化基本法が改正され、「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定化された。このことは、わが国の防災・減災、国土強靱化を進める上で重要な意味を持つ。それまでの3か年緊急対策や5か年加速化対策は閣議決定に基づくものだったのに対して、法律に基づく計画であることは重みがある。今

回、第1次中期計画とされているように、第2次、第3次と継続的、長期的、そして計画的にインフラが整備されるという点で大きな意義があるものと思う。当会としては、実施中期計画が着実に進められるよう、資機材の価格や工事費の動向などの実態を正確に把握し、受発注者に情報提供していくことが大事な役割と考えている。

見坂 国土強靱化実施中期計画の法定化は、大変意義あることだ。インフラ整備に関する中期計画というものがこれまでなかったが、それを法的に位置づけた。今後も2次、3次の実施中期計画という形で、将来の投資額や事業規模の見通しが、国民にも分かる形で示される。第1次実施中期計画は昨年6月に閣議決定され、『概ね20兆円強程度』という事業規模が示された。昨今の物価・資材価格の高騰を見ると、この『強』の部分をもっと大きくしていくことが大事だ。単に5年間で20兆円とするのではなく、『強』の部分をもっと大きくしていかなければならない。物価に連動して強靱化予算を確保するというのを政府内のコンセンサス

として、国会の理解を得ながら進める必要がある。毎年どこかで自然災害が起きており、国民の生命・財産を守るという意味で、国土強靱化にしっかり取り組む必要がある。

森北 実施中期計画が現場で着実に実施されて、地域の安全・安心、ひいてはわが国の防災・減災、国土強靱化に資することを期待している。そのためには、受発注者双方が共通認識を持てる環境づくりが必要だ。そのための情報をこれからも提供したい。

見坂 国土強靱化は与野党とも、誰も反対しない。それならば補正予算に計上するのではなく、当初予算案に盛り込むべきだと思っている。計画的な予算執行が可能なので、建設業者だけでなく、地方公共団体の職員にも喜ばれる。今般の衆議院選挙でも自民党の公約に入った事柄なので、補正予算でなく当初予算からの計上へと、間違いなくシフトする。ただ、影響の大



見坂 茂範（けんざか・しげのり）氏
1993年京都大学大学院工学研究科修了、建設省（現国土交通省）入省。関東地方整備局企画部長、大臣官房技術調査課長、近畿地方整備局長などを務めた。2024年5月に退官。2025年7月第27回参院選に職域代表として立候補し、初当選。座右の銘は、「全力投球」。兵庫県出身、57歳。

きな事柄でもあるので、国土強靱化予算の全てをいきなり当初に移行するのではなく、2～3年程度かけて行うべきだと思っている。自民党内でも合意形成を図った上での予算編成となるよう、6月の骨太の方針や、8月末締め切りの概算要求などに反映できるようにしたい。

高騰する資材価格について

森北 公共事業予算が、資機材価格や人件費の上昇分を補うだけ増えなければ、事業量は実質的に減少することになる。事業量が減れば発注件数が少なくなるので建設会社にとっては受注機会が減少し死活問題となる。地域の守り手である建設会社がなくなれば、災害時などには誰も対応できない。

見坂 公共投資や農業予算など投資的経費というのは他の予算項目と違って、物価上昇分を加味した予算編成にしなければならない。これを6月の骨太の方針に盛り込もうと考えているが、一筋縄ではいかないので、知恵を絞って取り組みたい。25年度補正予算は、国交省始まって以来の2兆円を超える大型補正となった。責任ある積極財政を掲げる高市（早苗）首相になったからといって、お金が増えたわけではないので、予算を裏付ける根拠をさまざま考えた。自民党が政権を取り戻して以降、毎年20億円程度しか増えてこなかった公共事業予算が、26年度当初予算では前年度を220億円上回ることができた。国交省予算に限定しても、197億円の増加だ。今までの呪縛から逃れ、これを突破口に必要となる予算を確保していきたい。物価変動に連動した公共事業予算、投資的予算をしっかり増やすという形にしなければ、実質的な仕事量、発注件数は目減りする。この状況を、建設業界の総意として各方面から声を上げて欲しい。

どれくらい物価が上がっているのか、資材価格が上がっているのか、事実関係を調査して事実をつかむというのは大事だ。そういう意味で、経済調査会が果たす役割は、いっそう重要性が増すはずだ。

森北 当会が建設会社に対して四半期ごとに実施している工事受注状況調査では、受注件数が減少しているとの回答が寄せられている。このような実態を継続

的に把握するとともに、資機材価格や人件費がどの程度上昇しているのか、それが工事にどう影響しているのかについて、引き続き情報提供したい。

見坂 森北理事長のいうとおり、今、事業量がかなり減っている。予算が伸びない割に単価が上がっているため、発注件数も減っている。これは単に建設業界にとどまる話ではない。道路の開通やダム completion が遅れると、開通や完成に合わせて立地しようとしていた企業の計画も後ろ倒しになるなど、地域経済に影響を与える。工事を発注したくても、予算が足りないから、工事が進められないという事情が全国各地から聞こえてくる。インフラ整備は建設業界単独の問題ではなく、地域経済全体に及ぶ大きな話だ。

未来に向けて

森北 これまで長年にわたって培ってきた当会に対する信用、信頼を損なうことなく、社会経済情勢の変化に対応した適正な情報提供を行っていききたい。建設業界の皆さまには、地域の守り手として厳しい環境の中で地域社会を支えていただいていることに敬意を表したい。建設産業が持続可能な形で発展していくことを願っている。

見坂 これからの建設業界を担う若い人に、夢のあるプロジェクトを企画しなければならない。自分が当時の建設省に入ったのは、明石海峡大橋の建設現場を、学生時代に見学したのがきっかけで、日本の建設技術の素晴らしさに魅了された。今の建設業界は、大変な状況かもしれないが、働く人たちに夢のある、やりがいのあるプロジェクトに携わっていただきたい。そのためには、休暇が取れ、給料がもらえるというのが大事。若い人に話を聞くと無理して働いても構わないから給料が欲しいという。給料が上がるようにするには、今以上に利益率の高い業界にならなければならない。経営者の中には、仕事量を重視する方もいるが、私は利益率を高めなければならないと思っている。公共工事だけでなく、民間工事も含めて利益率の向上を後押ししたい。経済調査会の資料は民間工事でも使われている。民間工事や建築工事などでも利益率を確保する産業にすることが大事。職域代表である自

分が先頭に立ち、建設業界で働く皆さんと一緒に、明るい未来を目指す。

森北 当会は、昨年9月に本部事務所を移転した。創立80周年と事務所移転を機に、社会から信頼される公正・中立な価格調査機関としての使命と役割を果たし、そのプレゼンスを尚一層高めたい。



森北 佳昭(もりきた・よしあき)氏

1981年京都大学大学院工学研究科修了、建設省(現国土交通省)入省。治水課長、関東地方整備局長、水管理・国土保全局長などを務めた。2014年7月の退官後、水源地環境センター理事長などを経て、2021年1月から現職。好きな言葉は「誠心誠意」。奈良県出身、70歳。

創立80周年特別対談 2

信頼性ある価格情報を提供

※本記事は「日刊建設通信新聞」2026年5月26日号より転載したものです。

（記事・写真提供：日刊建設通信新聞社）

※対談実施：2026年2月（所属・役職は対談当時のものです）

信頼性ある価格情報を提供

見坂 茂範 氏 参議院議員
森北 佳昭 氏 経済調査会 理事長

資材価格や工事費、需給状況などの実態調査を行う調査研究および普及啓発・情報提供などを主な業務としてきた経済調査会は、2026年9月に創立80周年の節目を迎える。発足から現在に至る80年の間、社会の変化に合わせて建設業を取り巻く環境は大きく変わり続けてきた。昨今では、少子高齢化の進行などに伴い、担い手の確保や人手不足の中でインフラをいかに維持管理していくかが課題となっている。同会の森北佳昭理事長と、国土交通省OBで建設業界の職域代表として活躍する見坂茂範参院議員に、経済調査会の役割や持続可能な建設業界・インフラの在り方などについて対談してもらった。

経済調査会のこれまでのあゆみについて

森北 当会は、戦後間もない1946年に前身である東京経済調査会が設立されたところから始まりました。戦災により壊滅的な被害を受けた国土の復興に当たり、建設産業は大きく貢献してきました。深刻な物資不足とインフレの中で荒廃した都市や道路、鉄道などのインフラの復旧・復興に建設業が全力を挙げて取り組む中で、当会は物価・賃金などの実態を調査し、適正な価格を示すことで公共事業の適切な執行を支えてきました。

高度経済成長期には新幹線や高速道路などの交通インフラ、黒部ダムや佐久間ダムなど大規模な電源開発といった数々のビッグプロジェクトが建設産業の技術の粋を集めて実施され、経済成長の実現につながりました。その間、当会は『積算資料』などの定期刊行物を通じて資材の価格や労務費などを公表し、適正な積算基準を確立するための基礎データを提供することで、社会基盤の効率的な整備に貢献してきました。

バブル期には都市の再開発やリゾート開発などが盛んに実施されましたが、その後のバブル崩壊はわが国に多大な影響を及ぼし、建設産業にも大きなインパク

トを与えました。当初は景気対策として公共投資が実施されましたが、次第に公共投資抑制やコスト縮減にかじが切られ、事業の効率性が求められるようになりました。そうした中で当会は、作業効率の精細な調査や専門図書の刊行などによって、コスト管理手法の普及に尽力してきました。

現在では、激甚化・頻発化する自然災害への備えや老朽化したインフラの維持管理、深刻化する人手不足への対応が建設業界の大きな課題となっています。当会もそうした状況を的確に把握しながら、調査方法や情報のデジタル化など提供方法のアップデートを進めているところです。

見坂 経済調査会が長い歴史の中で、その時々に合わせて建設市場における物価を公正中立な立場で調査してきたことは非常に重要です。その成果は積算資料という形で国や地方公共団体といった発注者側に提供され、工事発注に活用されてきました。こうした経済調査会の果たしてきた役割は大きく、発注者側にとってなくてはならない存在だと言えます。

特にここ2、3年の物価高騰を考えると、市場価格を正確に捉えることはかつてないほど大事になっています。昨今はできるだけ短期間で調査結果に価格を反映してほしいという声もあり、それに応えなければならない経済調査会の皆さんはなかなか大変だと思いますが、今後もぜひ頑張ってもらいたいと思います。

政策の側面から見た経済調査会の役割は

見坂 私は国交省在職時に地方整備局の企画部長も務め、さまざまな実務に携わってきました。そうした経験からも、経済調査会の担う役割は非常に大事だと思っています。工事の不調不落の原因は、発注者側の示した積算額が実勢に合っていない事例が多い。経済調査会にはなるべく迅速に市場価格を把握してもらい、発注者は的確に積算価格に反映させることが大切



です。

森北 公共工事は税金で実施されるため、不当に高すぎるものがあってはいけませんし、安すぎて品質や安全性に問題があってもいけません。当会は資材価格や工事費などを公正で中立的な立場から調査し、客観的なデータを発注者に提供しています。発注者はこうしたデータを積算に活用し、実際の市場で取引されている実勢価格に基づいた工事の予定価格を算出しています。

近年の資材価格の急騰や人件費の高騰は、企業の経営を圧迫するとともに、不調不落などでインフラ整備の停滞を招く恐れがあります。それに対して発注者は、契約後の物価変動を契約金額に反映させるスライド条項などの施策を適用しています。当会が実施している毎月の価格調査や特別調査などは、物価変動を契約金額に反映させ建設産業の基盤を守る役割を果たしていると考えています。さらに、当会が長年にわたって整理・蓄積してきた建設資材の需給動向や価格推移のデータは、政策立案のための重要なマクロ統計資料として活用されています。こうした役割を担えるのは、当会が公正中立な価格調査機関として認められ評価されているからだと思います。

見坂 私は2022年度に技術調査課長としてスライド条項の運用に携わりました。その当時、建設業界側からは適用について熱心に要望が寄せられましたが、平成以降長らく物価が安定していたため、発注者側が

制度の運用に対する理解が十分ではありませんでした。そのため、現場の整備局職員も私自身も、経済調査会のデータから非常に多くを学ばせてもらいました。22年度は急激な価格上昇が生じていましたが、データを見ながら実際の値上がり幅を知り、どの水準を超えたらスライド条項を適用するのかを考えつつ、杓子定規に運用するのではなく建設業界の皆さんが使いやすいようルールの緩和なども検討し、改善を進めました。

予定価格に実勢価格を反映することはもちろん大事ですが、契約後、特に工期の長い事業については、その時々物価上昇に連動する形で契約変更をすることは極めて重要です。これからも経済調査会には的確に市場価格を把握して発信してもらい、発注者側は柔軟に契約変更やスライド条項の適用などに活用していく必要があります。

担い手不足やインフラ老朽化などの課題について

森北 技術者不足や技能労働者の高齢化は、建設業界が今まさに直面している問題です。当会が四半期ごとに実施している労務需給調査でも、人手不足は顕著になっています。調査は職種ごとに実施していますが、いずれの職種でも人手不足は共通しており、工期やコストに影響を与えているケースは少なくありません。労働力の減少を補うためには、一人ひとりの生産



性を高める必要があります。政府はi-Construction 2.0で建設現場のオートメーション化を推進しており、40年度には少なくとも省人化3割、生産性1.5倍の達成を目標としています。その実現に必要なDX導入には初期投資やさまざまなコストが生じます。そこで当会は、新技術の積算基準を策定するための実態調査を実施し、DX推進の一助となるよう取り組んでいるところです。

見坂 担い手の確保には賃金上昇が不可欠だと考えています。今の若い人たちはやりがいだけでは付いてきてくれません。処遇改善の取り組みとして、休暇については週休2日制が浸透して改善してきましたが、給与面はさらに上げていく必要があります。そのためには、一つひとつの仕事の利益率を上げていくべきです。公共工事設計労務単価や設計業務委託等技術者単価は14年連続で上昇していますが、それだけでなく労務費の行き渡りをしっかりチェックして現場で働く人々の給与に反映されているかを確認しなければいけないと国交省に働き掛けています。労務費のアップがすみずみまで行き渡り十分な賃金がもらえる仕事だという意識が広まれば、建設業界の魅力アップにつながります。諸経費率や歩掛かり、仮設費の計上などの見直しについても総合的な検討が必要です。建設業を今

以上に利益が得られる産業にしていくことで、これからの若い人たちから選ばれる仕事にすることが政治の役割だと考えています。入職者増加に少しでも寄与できるよう今後も尽力していきます。

森北 25年12月には第三次・担い手3法、とりわけ改正建設業法が全面施行されましたが、これに基づいて技能労働者の処遇改善や若手技術者の入職が促進されることを願っています。処遇改善の妨げとなる無理な安値や工期での受注を防ぐためには、価格やコストの実態などについて客観的なデータの提供が必要と考えています。当会は『労務費に関する基準 特設サイト』を開設しており、情報提供を通じて制度の理解促進と建設業界の健全な発展に貢献したいと考えています。人手不足を補うためには、外国人材の登用も、今後さらに進める必要があるでしょう。

見坂 日本人が少子化によって減少していく以上、これからの時代は外国人労働者の皆さんの活躍が不可欠です。女性活躍も重要です。コロナ禍を機にリモート技術が発展したことで、家庭で子育てをしながら仕事に参画できるようになるなど、多様な働き方の選択肢が広がっています。既に話題に挙げた給与や休暇などの改善を通じた魅力ある建設業づくりによる若年層の入職促進と合わせて、多様な取り組みを総合的に展開しなければ、今後さらなる人口減少に向かう中で担い手不足は避けられません。

建設産業は日本の基幹産業であり、日本経済の持続的な発展には不可欠な存在です。さまざまな人が働けるよう環境を整えて担い手を確保するとともに、ICT技術による生産性向上など、各種施策を組み合わせることで、建設業の持続可能性を高めていければと考えています。

森北 インフラマネジメントの問題に目を向けると、建設コストだけでなく、維持管理や更新まで含めたライフサイクルコストについても考えなければいけません。受発注者でそれぞれ立場は違っても、インフラを長く安全に使い続けるという目的は同じです。そのために、実態に合った価格や工期を、どのようにインフラマネジメントへ反映するかが重要です。国民の財産であるインフラを守るために、発注者には建設産業の育成を、受注者には技術によって社会に貢献する

ことを使命としてもらい、その間に公正中立な当会が介在することで三位一体のパートナーシップが構築され、持続可能なインフラマネジメントが可能になるのではないかと考えます。

見坂 インフラはつくるだけでなく維持管理を含めたマネジメントがますます重要となっています。地方公共団体、特に市町村は技術者不足が課題となっており、これからの発注業務をどのように担っていくべきかは深刻な問題です。複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉えて、効率的で効果的にマネジメントする「群マネ(地域インフラ群再生戦略マネジメント)」のような手法は有効な取り組みの一つです。これからの時代、全てのインフラを残していくことは難しくなっていきます。自治体の首長は残すべきインフラを取捨選択することも必要となるでしょう。

DX・GXなど新技術の活用について

森北 私は国交省在職時に、技術調査課で新技術活用の導入に担当者として携わっていたこともあり、DXをはじめとした新技術の重要性を強く感じています。国は23年度から直轄工事・業務においてBIM/CIMを原則適用とし、設計から施工、維持管理までを3次元モデルで一元管理することにしました。単なる効率化だけではなく、限られた人材で生産性を向上させるとともに品質を確保するための手段であり、現場の負担軽減につながる施策だと思います。当会も新技術の歩掛かりなどさまざまな調査を通じて、現場活用の一助となるべく取り組んでいます。

見坂 今後さらに深刻化する人手不足に対応するためには、デジタル技術による生産性向上は不可欠です。多少初期費用がかかっても、新技術を取り入れた方が効率的な場面もあります。実務を経験したことがある国会議員として、DXや新技術の活用を時代に合わせた形でどんどん後押ししていきたいと思っています。GXの推進も建設産業にとって重要な課題です。災害の激甚化は温暖化など地球環境の変化によるところが大きく、グリーンイノベーションはとても大事になっています。建設産業が環境負荷軽減に貢献できる



分野は、材料の製作から現場の施工、維持管理まで幅広くあります。DXについてもGXについても政府として後押ししてもらいたいと思いますし、政治の間でも関連政策を推進していきます。

森北 GXや脱炭素などの環境負荷低減に向けた取り組みは、現場で実行可能な形で進めていくことが大切です。当会では、サステナブル経営推進機構(SuMPO)の賛助会員として、SuMPO EPD(製品環境宣言)登録製品の最新版を積算資料やホームページで紹介するなど、環境負荷低減に関連した情報の提供に取り組んでいます。今後も引き続き、さまざまな情報を定期刊行物やホームページなどで発信し、建設産業の環境面の課題解決に役立ててもらえるようにしたいと考えています。

建設業界で働く人々や次世代の担い手に向けたエールをお願いします

見坂 建設業界の未来を見据えて考えると、若い人たちが夢ややりがいを抱いて取り組めるプロジェクトが必要だと思います。私が建設省(当時)に入ったのも、学生時代に明石海峡大橋の建設現場を見学し「日本の建設技術はなんてすごいのだろう」「自分も将来こんな仕事に携わりたい」と考えたことがきっかけで

した。そして入職者を確保するためには、休暇が取れて十分な給料がもらえるようにすることが第一です。若年層の話を聞くと、多少無理して働いてもちゃんと給料がほしいという声を耳にします。そのためには、建設業界を今以上に、公共工事だけでなく民間工事も含めて、利益率の高い業界にしていかなければいけません。経済調査会が作成している資料は公共工事はもちろん民間工事にも役立つ資料となっています。私も建設業界の職域代表として先頭に立って引き続き尽力していきますので、建設業界の皆さんも明るい未来を目指して一緒に頑張っていきましょう。

森北 建設産業は社会基盤の整備を通じて、国民の生命財産を守り、生活の利便性を高めるなど、重要な使命と役割を持っています。かつては3K(きつい、汚い、危険)産業といわれていましたが、今ではDXやGXなどの施策によってスマートでクリエイティブな産業に変わってきており、新4K(給料が高い、休暇が取れる、希望が持てる、カッコいい)を目指して業界を挙げて取り組まれているところです。当会としてこうした建設産業の状況や意義を広く情報提供し、次世代の若者によく知ってもらいたいと考えています。建設産業は厳しい時代もありましたが、そうした環境の中でも地域を支え続けていただいています。ある意味「利他業」的な仕事であり、従事されている皆さまには深く敬意を表します。

当会は創立80周年の節目を迎えるとともに、昨年9月には本部事務所を移転しました。これらを機に、より社会から信用される公正中立な価格調査機関としての使命と役割を果たし、そのプレゼンスをなお一層高めていきたいと考えています。今後も建設産業が持続可能な形で発展し続けるために、80年にわたって築き上げてきた信頼や信用を損なうことなく、社会情勢に応じた適正な情報を提供していきます。



寄稿

都市の包容力をどう育むか

～ジェントリフィケーションとオーバーツーリズムが問いかける
都市政策の展望～

都市の包容力をどう育むか ～ジェントリフィケーションとオーバーツーリズムが問いかける 都市政策の展望～

阿部 大輔 龍谷大学 政策学部 教授

1 「包容力」を失いつつある現代都市

1-1 映画が映し出す都市の変化

都市が活気づくことは、そこで暮らす人々にとっても歓迎すべきことのように思える。しかし、都市の成長は、ときに人々の日常に思わぬ変化をもたらす。住宅価格や家賃の高騰、観光客の急増、再開発に伴う地域社会の変化などは、いま世界各地の都市でみられる現象である。

都市を取り巻く変化を、そこで暮らす人々の側から描いた映画も少なくない¹。巨匠ケン・ローチの事実上の引退作ともいわれる映画『オールド・オーク』は、炭鉱閉山後に衰退したイングランド北東部の町を舞台に、シリア難民の受け入れを契機として地域社会に生じる分断を描いている。生活が苦しくなった住民たちは、その原因を地域経済の衰退や雇用構造の変化ではなく、新たにやってきた難民へと向けていく。劇中では、NGOから難民の少女に中古の自転車が贈られる場面で、地元の少年たちが「自分たちには何も与えられない」と不公平感を募らせる様子が描かれる。そこにあるのは、事実に基づく対立というよりも、相対的な剥奪感や社会的承認の欠如から生じる感情である。

一方、スペイン映画『47系統(EI 47)』では、1960～70年代のバルセロナ郊外を舞台に、公共交通すら十分に整備されていない周縁地区(バラック集落)が描かれる。市バス運転手でもある主人公は、自らの暮らす地区まで無断で路線バスを走らせるという行動に出る。その行為は制度違反でありながら、「ここも都市の一部であり、等しく公共サービスを享受できるべき場所である」という住民の要求を可視化し、やがて行政を動かしていく。

二つの作品が描く時代も国も異なる。しかし共通しているのは、都市の問題を単なる貧困や移民、交通の問題としてではなく、人々が都市とのつながりや、その暮らしを支える空間・制度との結び付きを失っていく過程として描いている点である。

1-2 個別の都市問題の背後にあるもの

現代都市では、都市問題が多様化している。地域商業の衰退、公共交通の縮小、子育て世帯や若年層の流出に加え、貧困の空間的集中や地域間格差の拡大、地価や賃料の高騰に伴うジェントリフィケーション、さらには観光需要の過度な集積がもたらすオーバーツーリズムなど、その現れ方は実にさまざまである。

都市課題は通常、それぞれ異なる政策分野の課題として議論される。住宅政策、観光政策、交通政策、福祉政策、商業政策は、それぞれ担当部局が異なり、研究においても別々の分野として扱われることが多い。しかし、それぞれを個別の問題として捉えるだけでは、都市で起きている変化の本質は見えてこない。

さまざまな都市課題に共通しているのは、都市生活を支えてきた基盤の弱体化と、それに伴う都市空間や都市構造の変容である。住宅、公共空間、公共交通、地域商業は、互いに切り離して捉えることのできない政策対象である。いずれも日常生活を支え、人々と都市との関係を形づくる空間の構成要素であると同時に、多様な人々の暮らしを支える社会的基盤でもある。こうした基盤が損なわれれば、都市は経済的な活力を維持していても、その持続性を徐々に失っていく。

投資や観光は都市経済を活性化させ、雇用や新たな

¹特に、後述するジェントリフィケーション(地区の富裕化)をモチーフにした映画は数多い。阿部(2026a)は代表作として『ニューヨーク、ジャクソンハイツへようこそ』(2015年)や『イン・ザ・ハイツ』(2021年)を挙げている。

需要を生み出す。その一方で、問われるべきなのは、そこで生み出された価値がこうした生活基盤の維持・更新へ十分に循環しているかである。その循環が機能しなければ、経済成長そのものが都市の持続性を支える力にはならない。

1-3 都市の包容力という視点

本稿では、こうした都市の変化を捉える視点として、「都市の包容力」という概念に着目する。ここでいう都市の包容力とは、多様な人々が都市で暮らし、働き、活動が続けられる社会的・空間的条件を維持する力である。その射程は、特定の人々を対象とした福祉政策にとどまらず人々の日常生活を支える生活基盤や、それを支える制度までを含んでいる。

近年の都市政策では、人口減少への対応や都市間競争の激化を背景として、観光振興や再開発、企業誘致など、都市の成長を促す施策が重視されてきた。これらは都市の活力や経済成長を支える上で重要な役割を果たしている。一方で、その成長が住宅の確保を難しくし、地域商業や公共交通の維持を困難にするなど、人々の生活基盤を弱めるのであれば、都市は長期的な持続可能性を失いかねない。

こうした問題関心から、筆者は2026年3月に学芸出版社から『インクルーシブ・コミュニティ』と『ジェントリフィケーションの功罪』の2冊を刊行した。前者では、社会的包摂を地域レベルで支える都市政策の実践を、後者では、都市の活性化や再生の過程で生じる社会的排除のメカニズムを検討している。本稿では、両書でそれぞれ論じた問題を「都市の包容力」という視点から改めて結び付け、都市成長と社会的包摂を両立させる都市政策について考えてみたい。

2 都市の成長と社会的包摂

2-1 都市競争力を支える社会的包摂²

これまで都市政策では、経済成長と社会的包摂はし

ばしば異なる政策領域として扱われてきた。経済政策は投資や雇用の創出を通じた都市の成長を担い、福祉政策は成長の恩恵を十分に受けられない人々への支援を担うという役割分担である。そのため、社会的包摂は都市政策の中心課題というよりも、経済成長の副作用を緩和するための補完的な政策として位置付けられることが少なくなかった。

しかし、欧州では1990年代末以降、経済成長と社会的包摂の関係を捉える視点が大きく変化した。その背景には、グローバル化や産業構造の転換を受けて、都市内部における所得格差や失業、住宅問題などが深刻化し、社会的排除が都市全体の持続可能性を脅かすとの認識が共有されるようになったことがある。社会的排除は、一部の人々だけが直面する福祉の課題ではない。就業機会の喪失や教育格差、住宅不安、地域コミュニティの衰退が連鎖することで、都市の経済活動や財政基盤、さらには地域への信頼や協働関係までも弱体化させる構造的課題として理解されるようになった。

この考え方は、欧州連合（以降、EUと表記）が掲げる社会的包摂政策にも色濃く反映されている。EUでは、社会的排除を放置することは、長期的には都市や地域の競争力そのものを低下させるとの立場を取る。そのため、社会的包摂は福祉政策の一分野ではなく、持続可能な経済成長を支える基盤として位置付けられている。失業や貧困が特定の地域に集中すれば、就業機会へのアクセスや教育環境が悪化し、地域への投資も停滞する。社会的排除を放置することは、社会保障費の増大だけでなく、都市が持つ人的・経済的な資源を十分に活用できない状態を固定化することにもつながる。

この視点は、日本の都市政策とは対照的である。日本でも人口減少や地域格差への対応は重要な政策課題となっているが、その議論の中心は依然として都市間競争力の強化や経済成長に置かれている。一方で、人々の生活基盤が弱体化することが、長期的には都市の活力や競争力そのものを損なうという視点は十分に共有されているとはいえない。

²本節の内容は、阿部（2026e）に依拠する。

本稿が「都市の包容力」を都市成長と対立する概念としてではなく、都市の持続的な成長を支える条件として捉えるのも、こうした問題意識に基づいている。

2-2 都市空間の再編が生み出す排除のメカニズム³

都市成長は、人口や企業の集積、新たな投資を通じて都市に活力をもたらす。一方で、新たな需要の流入は、限られた都市空間をめぐる、住宅、商業、業務、観光など異なる用途の間に競争を生じさせる。その結果、地価や家賃の上昇、土地利用の変化などを通じて、都市成長の恩恵を享受する主体が存在する一方で、従来の生活基盤を維持しにくくなる人々も現れる。このような都市空間の再編を通じて生じる排除の構造は、これまでジェントリフィケーション研究を中心に議論されてきた(図1)。

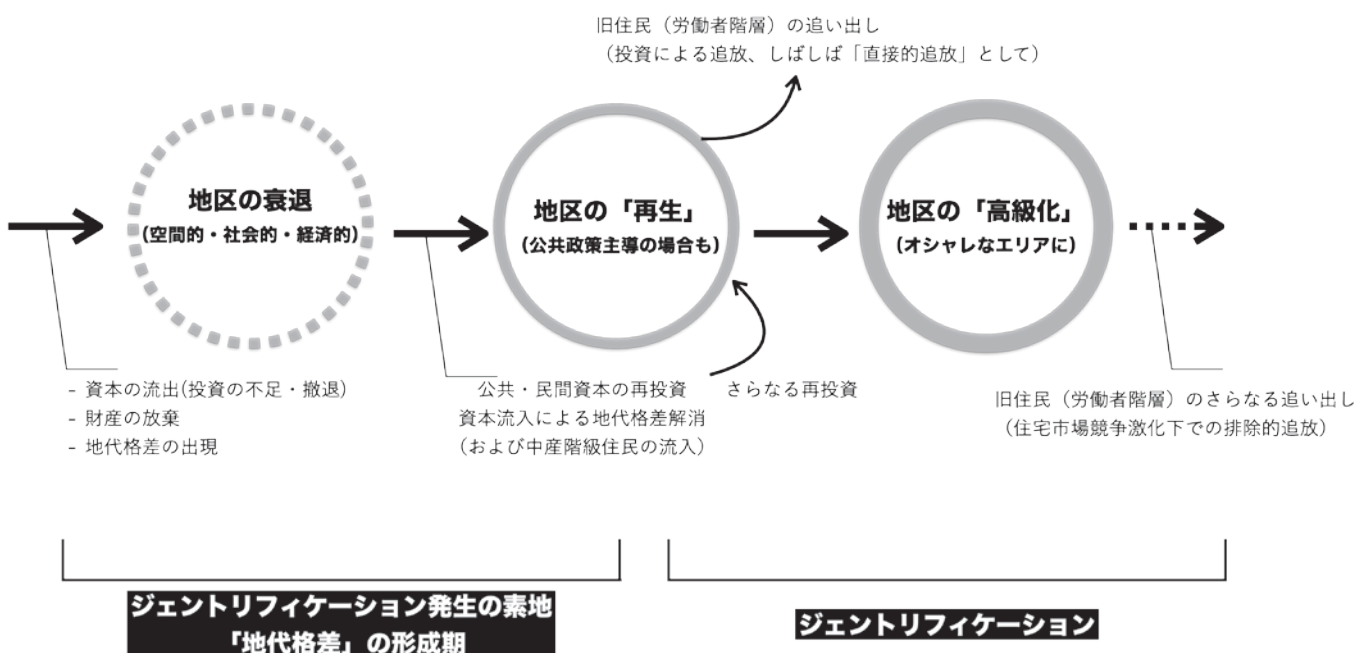
図1が示すように、ジェントリフィケーションは、投資や再開発などを契機として、地価や家賃の上昇を伴いながら、住宅市場や土地利用、居住者構成を変化させる一連の過程である。従来は、低所得者層が転出を余儀なくされる住宅問題として理解されることが多

かった。しかし近年では、その影響は住宅市場だけにとどまらないことが明らかになっている。

例えば、地価や賃料の上昇は、地域住民の日常生活を支えてきた商店や個人経営の飲食店などの営業継続を困難にする。その結果、高い賃料を負担できるチェーン店や観光客向け店舗への転換が進み、日常生活を支える商業機能は徐々に失われていく。また、公共空間についても、地域住民の日常利用よりもイベントや観光利用が優先されるようになれば、その性格は大きく変化する。住宅に住み続けることができたとしても、買い物や移動、交流といった生活環境が変質すれば、人々が地域で暮らし続ける条件は確実に弱まる。

バルセロナ旧市街は、その典型例の一つである。1990年代以降、歴史的市街地の再生と観光需要の拡大を背景として、宿泊施設や飲食店、土産物店など観光関連用途が急速に増加した。その一方で、住宅価格や家賃の上昇、生活サービスの減少が進み、地域住民が暮らし続けることが難しくなった地区も少なくない。こうした変化は、住宅市場だけでなく、地域商業や公共空間を含めた生活基盤にも及び、都市が多様な人々を受け止める条件そのものを変化させていった。

図1 ジェントリフィケーション発生メカニズム(阿部(2026a)をもとに筆者追記)



³ 本節の内容は、阿部(2026a; 2026b; 2026c; 2026d)に依拠する。

そのためバルセロナ市では、住宅や地域商業を維持し、都市機能の均衡を図るための都市政策が段階的に展開されていくことになる。

京都市でも同様の現象が確認される。インバウンドの増加を背景として宿泊施設や観光客向け店舗が急増し、とりわけ都心部では住宅から宿泊施設への用途転換が進行した。さらに、地域商店が飲食店や土産物店へ転換することで、日用品を扱う店舗や生活サービスは減少し、地域住民の日常生活を支える環境にも影響が及んでいる。こうした変化は、混雑や騒音といった一時的な問題ではなく、都市の空間構造そのものが変化していく過程として理解する必要がある。

ここで着目すべきは、この変化が土地・建物が市場に出た際の土地や建物の所有と利用の性格を変質させる点である。住宅として利用されていた建物が宿泊施設へ転用されると、その資産価値は住宅市場ではなく観光市場における収益性によって評価されるようになる。所有者にとっても、住宅として利用・供給する経済的インセンティブは相対的に低下し、建物は長期的に観光用途へ固定化されやすくなる。これは単なる用途変更ではなく、土地所有権が地域住民の居住を支える資産から、観光需要を取り込む収益資産へと性格を変える過程である。一度こうした転換が進めば、住宅ストックや地域商業を元の状態へ回復させることは容易ではない。都市成長は、都市の土地利用構造だけでなく、その基盤となる所有構造にも不可逆的な変化をもたらす。

このように考えると、排除とは人々が都市から立ち退かされることだけを意味しない。住宅を確保できるか否かだけでなく、買い物、移動、交流といった日常生活を支える条件が失われることもまた、都市からの排除として捉えることができる。言い換えれば、排除とは都市が特定の人々を受け止められなくなる過程である。

2-3 ジェントリフィケーションへの対応

ジェントリフィケーションへの対応では、都市が社

会経済の変化に応じて更新されることを前提とする必要がある。重要なのは、その過程で、従来から暮らしてきた住民や地域に根ざした事業者が生活や事業を継続できる条件を確保することである。

近年、欧米都市では、居住の継続を支える家賃規制や低廉な住宅供給、優先購入権 (Right of First Refusal)、再開発によって移転した住民の帰還権 (Right to Return)、地域商業への支援など、さまざまな手法が試みられている。サンフランシスコやニューヨークでは家賃規制やアフォダブル住宅の供給が進められ、バルセロナでは優先購入権を活用した住宅の公的取得や社会住宅の確保が図られてきた。これらに共通するのは、都市の更新を止めるのではなく、その過程で生じる排除を抑え、住民や事業者が地域に残るための選択肢を確保しようとする点である。

3 オーバーツーリズムは都市の包容力をどう損なうのか

3-1 オーバーツーリズムを捉え直す⁴

観光は、都市に多様な恩恵をもたらす。交流人口の拡大は地域経済の活性化や雇用の創出、税収の増加につながるだけでなく、歴史的建造物や文化資源の保全・活用、公共空間の質の向上などを促す契機ともなり得る。人口減少や地域経済の縮小が進む今日、多くの都市にとって観光は都市の活力を支える重要な産業として位置付けられている。

しかし、その一方で、観光需要が急速に拡大した都市では、観光の恩恵だけでは捉えきれない課題も顕在化している。近年、「オーバーツーリズム」は世界各地の観光都市に共通する都市課題として認識されるようになった。世界観光機関 UN Tourism (当時UNWTO) は、オーバーツーリズムを、観光が地域住民の生活の質や旅行者の体験の質に過度な悪影響を及ぼす状況と定義している (UNWTO, 2018)。オーバーツーリズムをめぐるのは、混雑や騒音、マナー問題、交通渋滞、環境負荷など、観光活動が地域社会にもたらす負の影響に関する研究や政策対応が進められてきた。

⁴本節の内容は、阿部 (2026b; 2026c; 2026d; 2026g) に依拠する。

さらに近年では、住宅価格の上昇や民泊・宿泊施設の増加、地域住民の流出、商業機能の観光地化など、観光と都市構造との関係にも関心が広がっている。オーバーツーリズムは、観光地における一時的な混雑の問題ではなく、都市空間の利用や地域社会に長期的な変化をもたらす現象として理解されるようになりつつある。このような議論は、オーバーツーリズムを都市政策上の課題として位置付ける上で大きな前進であった。

とはいえ、これまでの議論では、観光客数の抑制や分散、マナー向上など、観光活動をいかに管理するかに重点が置かれる傾向が強かった。もちろん、こうした対策は住民生活への負荷を軽減する上で重要である。しかし、それだけでは、なぜ都市における生活環境の変化が長期化・固定化するのか、その構造を十分に説明することはできない。

観光客の集中によって生じる混雑や騒音は、観光客が減少すればある程度は解消される。これに対して、住宅が宿泊施設へ転用され、地域商業が観光需要を前提とした構成へ変化すれば、観光客数が減少したからといって、以前の状態に戻るとは限らない。観光需要の拡大は、都市空間の使われ方だけでなく、住宅市場や土地利用、地域商業などにも影響を及ぼすからである。

この点で、オーバーツーリズムは観光政策だけで完結する問題ではない。住宅、土地利用、商業、公共空間など、都市を構成するさまざまな領域に変化が及ぶ以上、その影響を都市政策の問題として捉える必要がある。

3-2 オーバーツーリズムが生活基盤を変質させる⁵

観光需要の拡大によって都市空間が変化する過程を捉える概念として、「観光ジェントリフィケーション」と「ツーリスティフィケーション」がある。前者は主として住宅や居住をめぐる変化に、後者はより広く都市の日常空間の変化に着目した概念である。

観光ジェントリフィケーションは、観光需要の拡大を契機として住宅市場や居住環境が変化し、従来の住民が生活を継続しにくくなる現象を指す。宿泊施設や民泊への用途転換、住宅価格や家賃の上昇、投資対象としての不動産価値の高まりなどを通じて、住宅ストックは居住空間から観光空間へと再編されていく。これは従来のジェントリフィケーションと同様に居住者の置換を伴う一方、その原動力が観光需要にある点に特徴がある。バルセロナやヴェネツィア、リスボンなどの観光都市では、こうした変化が歴史的市街地を中心に顕著に確認されており、日本でも京都などを対象に同様の現象が報告されている。

しかし、オーバーツーリズムがもたらす変化は住宅市場だけにとどまらない。近年では、都市の日常空間全体が観光を前提とした空間へと再編される過程を「ツーリスティフィケーション」として捉える議論が広がっている。地域商業では、日用品店や生活サービスを提供する店舗が減少する一方で、飲食店や土産物店など観光客を対象とした業種が増加する。公共空間においても、広場や道路、河川空間などが観光消費やイベント利用の場として活用される機会が増え、地域住民の日常利用との調整が課題となる。観光地化によって物理的な空間が失われるわけではないが、その使われ方や担う機能は大きく変化していく。

このように観光ジェントリフィケーションとツーリスティフィケーションは、それぞれ住宅市場と都市空間の変化に着目した概念である。しかし、実際の都市では両者は相互に関連しながら進行する。住宅の宿泊施設化は地域商業の観光地化を促し、地域商業の変化は公共空間の利用形態にも影響を及ぼす。さらに、それらの変化は地域住民の生活行動や居住継続の可能性にも作用する。このような相互作用を通じて、都市を支える生活基盤は徐々に変質していく。

住宅や商業の観光利用が一時的なものであれば、観光需要の変化に応じて元の用途へ戻ることも考えられる。しかし実際には、一度生じた変化がその後も残り続ける場合がある。そこには、観光需要によって土地や建物の経済的な評価が変わり、所有者や投資家の行

⁵ 本節の内容は、阿部(2026b; 2026c; 2026d)に依拠する。

動にも影響を及ぼすという、もう一つの問題がある。

3-3 観光需要が変える土地利用と所有

観光需要の拡大は、土地や建物の使われ方だけでなく、不動産としての評価にも影響を及ぼす。住宅や店舗が観光利用によってより高い収益を生むようになれば、所有者にとって、その土地や建物をどのように利用するかという判断も変わってくる。

観光需要の拡大は、不動産に新たな収益機会をもたらす。住宅は居住のための空間であると同時に、宿泊施設や民泊として運用することで高い収益を生み出す資産として評価されるようになる。商業施設についても、地域住民の日常的な需要よりも、観光客の消費を前提とした業態の方が高い収益を期待できる場合、土地・建物は観光利用へと転換されていく。より高い収益が期待できる用途へ土地や建物を転換することは、個々の所有者や事業者にとっては合理的な経済行動である。しかし、そうした選択の積み重ねが、都市全体として望ましい土地利用につながるとは限らない。観光利用への転換が特定の地区に集中すれば、住宅や地域商業など日常生活を支える機能が縮小し、都市空間の用途構成そのものが変わっていく。

さらに問題となるのは、この変化が容易には元に戻らない点である。一度、土地や建物が観光利用を前提とした資産として評価されるようになると、地価や賃料の水準、市場参加者の期待、投資行動などもそれに応じて変化する。その結果、住宅や地域商業として再利用しようとしても採算性を確保しにくくなり、一度観光用途へ転換した土地や建物は、従来の用途へ戻りにくくなる。オーバーツーリズムの影響が、混雑の解消後もなお都市に残り続けるのは、このような構造によるところが大きい。

もう一つの問題は、観光によって生み出された利益が、住宅や地域商業、公共空間など都市の生活基盤へ十分に還元されていると言い難いことである。観光は都市に新たな経済的価値をもたらすが、その利益が都市の維持・更新へ再投資されなければ、都市を支え

る基盤は徐々に弱体化していく。すなわち、問題は観光によって利益が生まれることではなく、その利益が都市の持続性を支える仕組みへ十分に結び付いていない点にある。

オーバーツーリズムは、観光客数の問題としてではなく、都市経営の問題として捉える必要がある。観光を都市の成長戦略として位置付けるのであれば、その成長によって生み出された価値の一部を都市の生活基盤へと還元し、多様な人々が暮らし続けられる条件を維持していくことが求められる。都市の包容力とは、まさにそのような循環が維持されている状態である。

4 都市の包容力を高める政策の実践

都市成長と社会的包摂は、しばしば対立する目標として語られる。しかし、都市の包容力という視点に立てば、両者は本来両立すべきものである。市場によって生じる土地利用の変化を適切に方向づけ、そこから生み出される利益を都市に循環させながら、人々の生活を支える基盤を維持・更新していく。こうした政策の組み合わせによって、都市の成長と社会的包摂を両立させることが求められる。

4-1 都市成長を方向付ける (空間の議論)⁶

観光需要の拡大は、都市に新たな投資を呼び込み、土地や建物の利用を変化させる。その動きを都市の活力につなげながら、住宅や地域商業など都市生活を支える機能とのバランスを保つことが重要となる。市場の動きを都市全体の持続性という観点から方向付けることが求められる。

その際に重要になるのが、地区ごとの状況を踏まえた土地利用の調整である。観光需要が高まる地区では、宿泊施設や飲食店などへの用途転換が進みやすく、それが一定の範囲を超えれば、住宅や地域商業との競合も強まる。そこで、地区ごとの状況に応じて土地利用のバランスを調整し、観光需要を都市空間の中に適切に位置付けていくが必要になる。

⁶ 本節の内容は、阿部(2026b; 2026g)に依拠する。

例えば、バルセロナ市では、宿泊施設の局所的な集積を背景として、2017年に宿泊施設立地規制(PEUAT)が策定された。PEUATは、市域を複数のゾーンに区分し、それぞれ異なる立地ルールを設定している。歴史的市街地など観光圧力の高い地区では新規立地を認めず、既存施設が廃業した場合も新たな宿泊施設への転換を厳しく制限することで、宿泊施設の総量を抑制している。また、旧市街では用途計画(Pla d'usos)によって飲食店や土産物店など観光関連用途の立地を調整し、地域商業とのバランスを維持することを目指している。こうした制度は、観光需要を否定するものではなく、観光活動が住宅や地域商業など都市の生活基盤と共存できるよう、都市成長の方向を調整する政策として位置付けられている。

このような土地利用の調整はバルセロナに限らない。アムステルダムでも、ホテルの新規立地を厳しく制限するなど、観光需要の拡大を土地利用の側から調整する取り組みが進められている。観光需要が集中する都市では、その影響が都市空間のどこに現れるのかを見極め、地区ごとの土地利用や都市構造に応じて対応することが重要になる。

日本でも民泊制度の見直しなど、観光活動に伴う土地利用の変化への対応が進められてきた。一方、観光需要の拡大を住宅や地域商業などとの関係から捉え、地区ごとの土地利用を調整する都市政策として体系的に位置付ける取り組みは、まだ限られている。観光客数や観光消費額だけで都市の成長を捉えるのではなく、観光需要が都市空間にどのような変化をもたしているのかを捉え、その方向を政策的に導いていく視点が求められる。

4-2 利益を循環させる(財政・再投資の議論)⁷

都市成長の方向を適切に導くことに加えて、その成長によって生み出された利益を地域へ循環させる仕組みも必要となる。

オーバーツーリズムの背景には、観光需要の増加そ

のものだけではなく、その利益が都市全体へ十分に還元されてこなかったという構造的な問題がある。観光客の増加によって宿泊施設や飲食店、観光関連事業者には収益がもたらされる一方、住宅価格や家賃の上昇、公共空間の維持管理費の増加、交通混雑への対応など、都市が負担するコストも増大する。しかし、これらの費用を支える財源や仕組みが十分に確保されなければ、都市の生活基盤は次第に弱体化していく。都市成長が都市の包容力を高めるためには、民間に生じた利益の一部を公共的な価値へと再投資する仕組みが不可欠である。

その代表的な手法が宿泊税である。宿泊税は単なる財源確保策ではなく、観光によって生じた利益の一部を都市へ還元する制度として位置付けることができる。欧州では、宿泊税収を観光プロモーションだけではなく、公共空間の維持管理、文化資源の保全、公共交通の改善、地域コミュニティへの支援などに充てる事例が広がっている。近年では、定率制を採用する都市も増えており、高価格帯の宿泊施設ほど負担が大きくなる仕組みを通じて、観光需要の拡大に応じた税収を確保しようとしている。スペイン・カタルーニャ州では2026年、観光宿泊税収の25%を住宅政策に充当する制度改正が行われた。観光需要の拡大が住宅価格の上昇や住宅不足にも影響を及ぼしているとの認識に立ち、観光から得られる税収を住宅政策へ直接還元する仕組みである。都市成長によって生じた利益を都市へ再投資するという考え方が制度の背景にある。

もっとも、利益の循環は宿泊税だけで実現できるものではない。都市開発の分野では、開発利益の還元や公共貢献の考え方が定着しており、民間開発によって生み出された価値の一部を公共空間や都市基盤の整備へ充てる仕組みが導入されてきた。観光都市においても同様に、観光によって生み出された利益を住宅政策や公共空間の改善、地域交通の維持、地域商業の支援などへ循環させる視点が求められる。重要なのは、個々の施策ではなく、都市成長の成果を社会全体で共有する制度を構築することである。

日本でも宿泊税を導入する自治体は増えつつある

⁷ 本節の内容は、阿部(2026b; 2026g)に依拠する。

が、その用途は観光振興に重点が置かれる傾向が強い。しかし、都市の包容力という視点に立てば、宿泊税は観光施策の財源ではなく、都市の生活基盤を維持・更新するための財源として位置付けることが重要である。住宅の確保、公共空間の維持管理、公共交通の充実、地域コミュニティの支援など、都市の包容力を高める分野へ重点的に再投資することによって、観光による成長は初めて持続可能なものとなる。

4-3 都市の包容力を支える基盤を育てる (社会・コミュニティの議論)⁸

都市政策は長らく、将来の都市像を描き、その実現を目指すことを基本としてきた。人口増加や経済成長を前提としていた時代には、住宅や道路、公園などの都市基盤を計画的に整備し、都市の成長を支えることが重要な課題であった。しかし、都市の成熟化が進み、人口減少や高齢化、産業構造の転換など社会経済環境が大きく変化する中で、都市政策の重点も、新たな都市基盤の整備から、既存の都市空間や生活基盤をどのように維持・更新していくかへと広がっている。

都市の生活基盤は、住宅や公共空間、地域商業、福祉、コミュニティなど、相互に関係するさまざまな要素によって成り立っている。そのため都市政策においても、個々の施設や制度を整備するだけではなく、それらが社会の変化に応じて柔軟に見直され、新たな課題やニーズに対応できる仕組みを備えることが重要となる。都市の包容力とは、こうした変化を受け止めながら、多様な人々が暮らし続けられる環境を維持する力でもある。

重要なのは、変化そのものを抑えることではなく、複数の政策領域を相互に関連付けながら、その変化を地域の更新につなげていくことである。都市政策には、社会経済環境の変化によって生じる課題を個別に処理するだけでなく、地域全体の生活基盤を支える視点が求められる。

(1) 統合的アプローチへの転換

都市を取り巻く課題が複雑化する中で、欧州では1990年代以降、個別分野ごとの対応から、複数の政策を組み合わせる地域全体を再生する「統合的アプローチ」へと都市政策の重点が移りつつある。従来の都市再生は、住宅整備や公共空間の改善など、物的環境の更新を中心として進められることが多かった。しかし、失業や教育格差、社会的孤立といった課題は、空間整備だけでは解決できないことが次第に認識されるようになった。とりわけ、社会的排除が特定の地区に集中し、住宅、雇用、教育、生活環境などの問題が相互に重なり合って現れることが、都市再生のあり方を見直す契機となった。その結果、都市政策は都市計画、福祉、教育、雇用、経済政策などを横断的に組み合わせ、地域全体の再生を目指す方向へと転換していった。

この統合的アプローチは、都市を個別の施設や制度の集合としてではなく、住宅、公共空間、教育、福祉、地域経済などが相互に関係しながら成り立つ一つの地域システムとして捉える点に特徴がある。したがって、都市再生においても、単一の政策分野だけではなく、地域が抱える課題に応じて複数の施策を組み合わせながら、総合的に取り組むことが重視されるようになった。こうした発想は、本稿で論じてきた都市の包容力とも共通している。都市の包容力は、住宅、公共空間、公共交通、地域商業などを個別に整備することによって高まるのではなく、それらを相互に関連付けながら、多様な人々が暮らし続けられる環境を総合的に形成することによって維持・向上するからである。

(2) 界限プラン：コミュニティの包摂的改善の試み

統合的アプローチを具体的な制度として実践している代表例が、バルセロナ市の界限プラン(Pla de Barri)である。界限プランは、都市全体を一律に整備するのではなく、社会的・空間的課題が集積する地区を選び、重点的な支援を行うものである。2016～2020年の第1期には、都市内格差が顕著な16地区を対象

⁸ 本節の内容は、阿部(2026b; 2026g)に依拠する。

に、1億5,000万ユーロの特別予算が投じられた。その後も対象は拡大され、2025～2028年には27地区、約43万8,000人、市人口のおよそ26%を対象とする施策へと発展している。

界限プランの特徴は、地区ごとに異なる課題を把握し、空間整備と社会政策を組み合わせている点にある。例えば、市北部の丘陵地に位置するロケッタス地区では、坂道の多い地形が高齢住民の日常的な移動を困難にしていた。このため、街路間を結ぶスロープや階段、エスカレーターを整備するとともに、隣接するコルセローラ自然公園との連続性を確保し、不足していた公共施設の整備も進められた。同地区では、住民の約30%が国外からの移民であり、高等教育・高等職業訓練課程の修了者も市平均の約58%に対して27.3%にとどまる。界限プランは、こうした社会的な不利と地形・施設面の不利を切り離さず、地域の生活環境を総合的に改善しようとしている。

住宅再生においても、建物の更新だけが目的とされているわけではない。市東部のボン・パストール地区では、老朽化した低廉住宅を取り壊し、隣接地に建設した社会住宅へ住民を順次移転させる事業が進められた。一方、1929年の低廉住宅法に基づいて建設された住宅群が地区の歴史を伝える存在であることから、16軒を保存し、2023年に「低廉住宅ミュージアム」として再整備した。住宅環境を改善しながら、住民が共有してきた記憶を継承することも、生活環境の更新と一体のものとして位置付けられている。

さらに、市北端のトーレ・バロ地区では、急峻な地形と不十分な街路網に対応するため、市交通公社と連携して、電話やスマートフォンで呼び出すオンデマンドバス「Meu Bus」の試験運用を支援した。この取り組みは試行にとどまらず、その後、正式な公共交通サービスに組み込まれている。隣接するシウタット・メリディアナ地区では、低所得地域の高校生の大学進学を支援する「プロメテウス」プログラムが展開された。2016年には大学入試を受験した高校生が一人もいなかったが、支援を通じて、2024年1月までに地区で初めての世代となる16人の大学卒業者が生まれた。

このように界限プランは、公共空間、住宅、交通、

教育、雇用などを別々の施策として実施するのではなく、それぞれの地区が抱える課題に即して組み合わせている。ロケッタスでは地形的な孤立、ボン・パストールでは住宅の老朽化と地域の記憶、トーレ・バロとシウタット・メリディアナでは移動と教育機会の不足に働きかけている。都市の包容力を高めるためには、施設や住宅を整備するだけでなく、地域で暮らし続けるために必要な条件を多面的に整えていく必要がある。界限プランは、地域ごとの脆弱性を起点に、空間と社会の双方を継続的に更新する都市政策のあり方を示している。

(3) リジェネラティブ・ツーリズムへの展開

地域の更新を支えるという考え方は、都市再生だけでなく、観光政策にも広がりつつある。従来の持続可能な観光は、観光が環境や地域社会に与える負荷を抑え、悪影響をできる限り小さくすることを主眼としてきた。これに対してリジェネラティブ・ツーリズムは、負荷を軽減するだけでなく、観光を通じて地域の自然環境や社会、経済を従来よりも良い状態へと再生していくことを目指す。訪問者を地域資源の消費者としてのみ捉えるのではなく、地域の維持や更新に関わる主体として位置付ける試みが海外諸都市では進みつつある。

その代表例が、コペンハーゲンで2024年に始まったCopenPayである。これは、自転車や公共交通の利用、草むしりやごみ拾いなど、環境や地域への貢献につながる行動に参加した訪問者に、飲食、レンタルサイクル、ガイドツアー、施設利用などの特典を提供する取り組みである。例えば都市農園Øens Haveでは、訪問者が農作業や環境整備に参加し、その対価として農園での食事や体験を得る仕組みが設けられた。観光客に環境配慮を呼びかけるだけでなく、地域の活動に実際に参加する機会を観光体験として組み込んでいる点が特徴である。2025年には実施期間を6月17日から8月17日までとし、規模も前年のおよそ3倍に拡大された。観光客の行動を地域への貢献と結び付け、それ自体を魅力ある体験に変えることで、訪問者と地域との関係を組み替えようとしている。

米国ハワイ州でも、訪問先とそこに暮らす人々に

「恩返しをする旅」として、リジェネラティブ・ツーリズムが政策の中心に据えられている。2021年に始まったマラマハワイでは、自然環境の保全やハワイ文化の継承に関わるボランティア活動への参加を旅行者に促している。各島では住民、農家、事業者、ホテル、地域団体などが参加して目的地管理行動計画を作成し、訪問者への教育、地元産品の購入促進、文化継承への投資などを進めている。ここでは、旅行者の行動変容だけでなく、地域側が観光のあり方を主体的に方向付けることが重視されている。約50の提携ホテルでは、地域の非営利団体による活動に参加した宿泊客に特典を提供し、訪問者の貢献を具体的な仕組みとして支えている。

これらの取り組みが示しているのは、観光客の増加や消費額の拡大だけではなく、観光によって地域にどのような価値や関係が残されるのかを問う視点である。界限プランが、地域の課題に即して空間整備と社会政策を組み合わせ、住民が暮らし続けられる環境を育てようとするのに対し、リジェネラティブ・ツーリズムは、訪問者をその更新に関わる主体として組み込もうとする。都市の包容力を高めるためには、観光による負荷を規制し、利益を還元するだけでなく、訪問者、住民、事業者が地域の環境や社会を共に支える関係を育てていくことも重要である。

5 都市の自己再生産能力を高める

本稿では、住宅価格の上昇、公共空間の変質、地域商業の衰退、公共交通の弱体化、オーバーツーリズムなど、現代都市が直面する諸課題を、都市の包容力という視点から捉え直してきた。一見すると、それぞれは住宅政策、交通政策、観光政策など、異なる政策分野に属する問題である。しかし、その背景をたどれば、いずれも都市生活を支えてきた基盤の弱体化という共通した問題へと行き着く。住宅は投資対象としての性格を強め、公共空間は消費や観光の場として再編され、地域商業は日常生活を支える機能を失いつつある。公共交通もまた、採算性を優先する中で、その維持が困難になっている。その結果、多様な人々が都市で暮らし、働き、活動を続けるための条件そのものが

揺らいでいる。

こうした都市生活の基盤は、都市が社会経済的な変化を受け止めながら、その機能を維持し、更新していくための前提条件でもある。これらの基盤を維持・更新していく根源的な力は、「都市の自己再生産能力」として捉えることができる。

ここでいう自己再生産能力とは、単に人口や経済規模を維持することではない。人々が暮らし、働き、移動し、他者と関係を結ぶための社会的・空間的条件を維持しながら、新たな住民や事業者、活動を受け入れ、都市を更新していく力である。都市は固定された状態として存続するのではなく、人や活動の入れ替わりを受け止めながら、絶えず変化を続けている。ところが、その変化を支える住宅や公共空間、交通、商業などの基盤が失われれば、都市は見かけ上の成長を続けていたとしても、自らを維持し、更新していくことができない。

この視点に立てば、ジェントリフィケーションやオーバーツーリズムも、都市の自己再生産能力を損なう現象として捉え直すことができる。ジェントリフィケーションでは、地域への新たな投資や高所得層の流入によって土地や建物の価値が高まる一方、住宅価格や家賃の上昇を通じて、既存の住民や事業者がその地域にとどまることが難しくなる。オーバーツーリズムでは、観光活動の拡大が住宅市場や土地利用、地域商業の構成を変化させ、都市生活を支える基盤を損なう。住宅が宿泊施設へ転用され、日常的な商店が来訪者向けの店舗へ置き換わり、公共交通や公共空間が住民の利用を十分に支えられなくなれば、都市は新たな投資や観光によって経済的な利益を得ながら、その自己再生産能力を低下させていく。両者に共通するのは、都市に新たな価値が生み出される一方で、既存の住民や事業者が暮らし、働き続けるための条件が損なわれていくことである。

観光や都市再開発そのものが、都市の自己再生産能力を損なうわけではない。そこで生み出された価値が住宅や公共空間、公共交通、地域商業へ還元され、生活基盤の維持・更新につながるのであれば、都市成長は包容力を支える力にもなり得る。重要なのは、成長を受け入れるか否かではなく、その方向をどのように

導き、成果を都市へ循環させるかである。

本稿で取り上げたバルセロナの宿泊施設立地規制や
 界限プラン、リジェネラティブ・ツーリズムの取り組みは、対象とする領域や手法こそ異なるものの、いずれも都市の自己再生産能力を支える試みとして理解できる。宿泊施設の立地規制は、観光用途の拡大を都市構造や居住環境との関係から制御するものである。界限プランは、住宅、教育、雇用、移動、公共空間などを横断的に改善し、地域で暮らし続けるための条件を整えている。リジェネラティブ・ツーリズムは、訪問者を地域資源の消費者としてだけでなく、その維持や再生に関わる主体として位置付け直そうとしている。これらに共通するのは、都市成長を自己目的化するのではなく、都市が将来にわたって生活の場であり続けるための基盤へと結び付けようとする姿勢である。

人口減少と成熟社会を迎えた日本では、都市政策の目的そのものを見直す必要がある。これまで都市計画は、開発を誘導し、成長を支える制度として発展してきた。その一方で、成長の過程で生じた格差や不利益への対応は、福祉政策に委ねられる傾向があった。しかし、都市の自己再生産能力という視点に立てば、両者を切り離して考えることはできない。住宅や公共空間、公共交通、地域商業を維持することは、都市機能を確保するだけでなく、多様な人々が都市で暮らし続けられる条件を整えることでもある。

その意味で、都市計画や都市デザインは、空間の形態や利便性を整える技術にとどまらない。誰が都市に暮らし続けられるのか、誰が都市の資源や機会にアクセスできるのかを左右する、広い意味での福祉政策でもある。都市デザインを福祉政策として捉えるとは、特定の人々への支援を空間へ付け加えることではない。多様な人々の生活を支える条件を、土地利用、交通、住宅、公共空間などを通じて都市の構造そのものに組み込むことである。

都市の包容力を高めるとは、変化を受け止めながら、その過程で失われる生活基盤を補い、新たな都市活動を支える条件をつくり直していくことである。都市成長によって生み出された価値を都市へと循環させ、住宅、公共空間、公共交通、地域商業、コミュニ

ティを次の世代へ引き継いでいく。その循環を成り立たせることが、都市の自己再生産能力を高めることにほかならない。都市の包容力という視点は、都市がどれだけ成長したかではなく、その成長を通じて自らを維持し、更新する力をどれだけ高めることができたのかを問うている。

【参考文献】

- 阿部大輔(2026a)「ジェントリフィケーションの構図と議論の展開」『ジェントリフィケーションの功罪 ゆるやかな都市成長のためのケーススタディ』(服部圭郎[編])、学芸出版社、pp.29-57
- 阿部大輔(2026b)「オーバーツーリズムによる観光ジェントリフィケーションとその対策①」『ジェントリフィケーションの功罪 ゆるやかな都市成長のためのケーススタディ』(服部圭郎[編])、学芸出版社、pp.113-127
- 阿部大輔(2026c)「オーバーツーリズムによる観光ジェントリフィケーションとその対策②」『ジェントリフィケーションの功罪 ゆるやかな都市成長のためのケーススタディ』(服部圭郎[編])、学芸出版社、pp.128-137
- 阿部大輔(2026d)「観光活動による場所の商品化・生活環境の変容」『ジェントリフィケーションの功罪 ゆるやかな都市成長のためのケーススタディ』(服部圭郎[編])、学芸出版社、pp.234-242
- 阿部大輔(2026e)「《社会的排除》を可視化する 欧州の地域・都市政策における指標と目標」『インクルーシブ・コミュニティ まちの包容力を高める都市政策の実践』(阿部大輔[編])、学芸出版社、pp.18-45
- 阿部大輔(2026f)「都市の周縁部にアプローチする 都市内格差の解消を図るバルセロナの界限プラン」『インクルーシブ・コミュニティ まちの包容力を高める都市政策の実践』(阿部大輔[編])、学芸出版社、pp.90-117
- 阿部大輔(2026g)「訪問者と地域の分断を乗り越えるオーバーツーリズムから包摂的な観光へ」『インクルーシブ・コミュニティ まちの包容力を高める都市政策の実践』(阿部大輔[編])、学芸出版社、pp.246-269
- UNWTO(2018), 'Overtourism'? Understanding and Managing Urban Tourism Growth beyond Perceptions, World Tourism Organization, Madrid.

寄稿

能登半島地震の復旧・復興の現状と 地域建設業の対応・課題

能登半島地震の復旧・復興の現状と地域建設業の対応・課題

大西 果帆 一般財団法人建設経済研究所 研究員

はじめに

日本は、地震や台風、豪雨等の自然災害が頻発する災害大国である。甚大な災害が発生するたび、建設業は被災地の復旧・復興を支える重要な役割を果たしてきた。

中でも、「地域の守り手」として現場にいち早く駆け付け、災害対応を担う地域建設業の重要性は、近年ますます高まっている。2011年3月に発生した東日本大震災では、自衛隊や警察、消防による救助・捜索や、ボランティア団体による被災地への支援物資の輸送が注目されたが、これらの活動が可能となった背景には、地域建設業が自らも被災しながら道路啓開やがれき処理に従事し、緊急輸送道路を確保したことがあった。

一方で、地域建設業を取り巻く環境は厳しさを増している。建設業就業者数や建設業許可業者数は長期的に減少傾向にあり、担い手不足は平時の建設生産体制だけでなく、災害時の応急対応力にも影響を及ぼし得る。地域建設業の減少傾向を大きく転換させることは容易でないとしても、地域の守り手としての役割を今後も果たし続けるためには、廃業の抑止や生産性の向上につながる施策はもとより、災害対応のあり方そのものについても見直していく必要がある。

令和6年能登半島地震への対応では、一部報道によると初動の遅れが指摘されることもあったが、深刻な

過疎・高齢化が進む地域特有の人手不足に加え、半島という立地・地形的要因も重なり、相当な苦勞が伴ったものと考えられる。本稿では、本震災における復旧・復興の現状を概観した上で、地域建設業が直面した課題を整理し、今後の大規模災害への備えに資する観点から、災害対応のあり方について考察する。

1 令和6年能登半島地震の概要

2024年1月1日16時10分、石川県能登地方の深さ16 km（暫定値）を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強から1を観測した。

能登地方では、2007年3月25日に石川県七尾市・輪島市・穴水町で最大震度6強の地震が発生した。その後、2020年12月以降地震活動が活発化し、2023年5月5日にも石川県珠洲市で震度6強を観測した。気象庁は、2024年1月1日の地震及び石川県能登地方で発生している2020年12月以降続く一連の地震活動について、名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

図表1に示すとおり、人的・建物被害が大きい近年の地震災害と比較しても、令和6年能登半島地震はその規模が大きい。石川県で震度7を記録したのは、気象庁の観測史上初である。

本震災では、人的・建物被害にとどまらず、インフ

図表1 近年の主な地震災害との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災	熊本地震	令和6年能登半島地震
発生年月日	1995年1月17日	2011年3月11日	前震：2016年4月14日 本震：2016年4月16日	2024年1月1日
地震規模	マグニチュード7.3	モーメントマグニチュード9.0	マグニチュード6.5 マグニチュード7.3	マグニチュード7.6
死者・行方不明者 (災害関連死を含む)	6,437人	22,336人	275人	722人
全壊住家	104,906棟	122,204棟	8,657棟	6,536棟

(注記) 令和6年能登半島地震は、消防庁第123報(令和8年3月31日16時00分現在)による速報値。
出典：内閣府「防災白書」、気象庁、消防庁、熊本県公表資料を基に当研究所作成

ラやライフラインにも広範な被害が及んだ。特に道路被害は深刻で、石川県では、能登半島の大動脈とされる国道249号をはじめ、多くの道路で崩落、土砂崩れ、ひび割れ、段差が発生した。奥能登全体へのアクセスが困難となり、被災地に流入する車両の渋滞が支援物資の輸送や復旧作業を妨げ、多数の孤立集落の解消が喫緊の課題となった。

また、上下水道や通信の被害も、住民生活や復旧活動に大きな影響を及ぼした。上下水道については、広範囲で断水や下水道管内の滞水が発生し、復旧に時間を要した。通信については、停電や光ファイバーの断絶により、携帯電話事業者の基地局が停波し、特に被害の大きかった能登地域の6市町では、通信可能なエリアが支障ピーク時に被災前の約30%まで減少した。

さらに、同年9月には令和6年奥能登豪雨が発生し、地震後の復旧工事現場でも土砂崩れや仮設材の流出・破損が生じた。地震と豪雨が重なったことで、奥能登地域の復旧・復興は一層長期化し、複雑化することとなった。

2 建設業による初動対応

国土交通省は、発災から約2時間後の18時15分に第1回特定災害対策本部会議を開催した。以降、地方整備局や地方運輸局、現地対策本部等と被災状況や対応方針を共有しつつ、被災した地方公共団体と緊密に連携して初動対応を実施した。

幹線道路の応急復旧は、1月2日から行われた。一

般社団法人日本建設業連合会に加盟する大手建設会社は、国道249号や能越自動車道、県道・市道・町道の復旧関連路線で24時間体制での作業に当たった。また、一般社団法人石川県建設業協会等の地域建設業は、道路啓開や段差解消等、地域に密着した応急対応に従事した。これらの取組により、能登半島内の幹線道路は、おおむね2週間で約9割まで緊急復旧が進んだ。

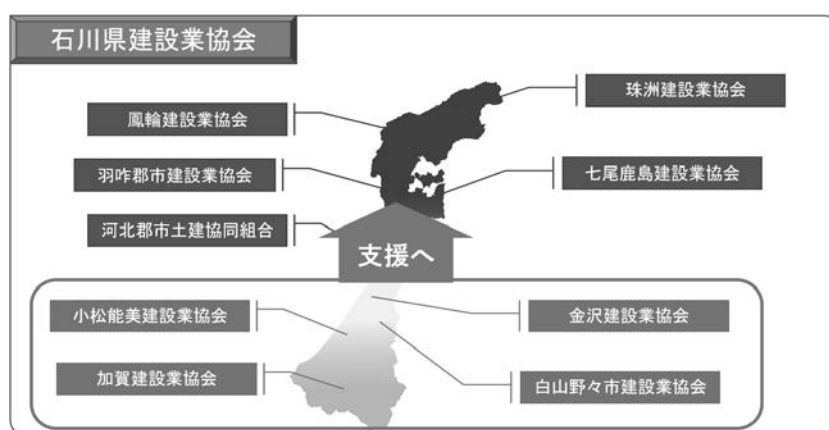
道路啓開は、救助・救援活動や支援物資の輸送、ライフラインの復旧を支える前提となる。本震災では、道路そのものの被害に加え、被災地へ向かう車両の集中による渋滞が初動対応の妨げとなった。被災地へ入るルートが限られる半島部では、1本の道路が通れるか否かが、地域全体の復旧速度を左右したといえる。

3 石川県の地域建設業に係る災害協定

建設業における災害協定とは、国や地方公共団体と建設業団体との間で締結される、発災時の防災活動に関する取り決めである。事前に役割を分担し、有事の際に協定に基づく活動を行うことで、迅速な応急対応の実現につなげる。

地域建設業においては、一般的には「都道府県」と「都道府県の建設業協会」で災害協定を締結し、都道府県からの出動要請に基づき、建設業協会の会員企業が応急対策工事等に当たる。石川県も同様に、一般社団法人石川県建設業協会（以下「県協会」という。）との間で「災害時における応急対策工事に関する基本協

図表2 石川県建設業協会と地区建設業協会



出典：真柄建設株式会社 提供資料

定」等を締結している。

ただし、石川県では、県協会と地区建設業協会（以下「地区協会」という。）の関係に特徴がある。9つある地区協会の会員企業の多くは県協会に加盟しているが、地区協会自体は県協会の支部ではなく、独立した組織となっている。この関係を整理すると、**図表2**のとおりである。本震災では、被害が大きかった能登地域の市町が県に支援を求め、これを受けた県協会が、金沢以南の地区協会と「連携」する形で応援を送り込んだ。

4 地域の建設企業へのヒアリング調査

本震災で地域建設業が担った災害対応の実態を把握するため、県協会からの紹介により、石川県内の建設企業5社へヒアリング調査を実施した。対象は、被害が比較的大きかった能登地域の3社（昭和建設株式会社、宮下建設株式会社、株式会社のとさく）と、被害が比較的小さかった金沢市・加賀市の2社（真柄建設株式会社、株式会社向出組）である。

能登地域の3社では、自らも被災者でありながら災害対応に当たる上での課題を、金沢市・加賀市の2社では、応援の立場から被災地に入る上での課題を中心に確認した。

5 被害が比較的大きかった地域の対応

(1) 被災直後の制約

被害が比較的大きかった能登地域の建設企業は、自らも被災者でありながら災害対応に当たった。元日の夕方に震災し、建物倒壊や津波からの避難、停電、断水等が重なる中、各社ともまずは自分や家族の身の安全を確保する必要があった。通信障害により社員の安否確認も難しく、事前に備えていたBCPが想定どおりに機能しない場面もあった。

こうした中でも、穴水町の企業では、翌日に社員数人が自主的に出社し、人力も交えながら道路啓開を開始した。震災直後は行政との連絡が取りづらく、現場側で状況を見ながら対応せざるを得なかった。停電に

より車庫や倉庫のシャッターが開かない場面もあったが、手持ちの資機材を用い、緊急性の高い箇所から着手した。県や町からの要請を受けられるようになると、徐々に対応が本格化していった。

「地域の守り手」と位置付けられる建設企業であっても、被害が大きい地域では、震災直後から一律に対応を求めることには限界がある。社員や家族の安全、通信手段、自社の被災状況等、初動を制約する要素を踏まえる必要がある。

(2) 情報共有と役割分担の進展

震災直後の被災地では、まず車両が通行できる状態を確保することが急がれた。例えば、輪島市門前町の企業では、震災翌日に出社できた社員が限られる中、スコップを持ち、道路の段差に砂利を敷く作業から始めた。燃料や食料も不足し、周辺では倒壊家屋での救助活動も行われる厳しい状況にあった。少しずつ社員と連絡が取れるようになると、地域の建設企業が集まり、行政からの要請に基づき分担して対応した。

もっとも、被害が大きかった地域全体としてみると、震災直後から行政との連携が十分に取れていたわけではない。通信障害により被災箇所の把握や関係者間の連絡が難しかったことに加え、行政側も被災しており、被害の全体像を即時に把握して建設企業に的確に対応を要請することは容易ではなかった。技術系職員や現場情報が限られる中では、対応すべき箇所の優先順位を判断し、共有することにも困難があった。

こうした中で、行政と地域の建設企業がそれぞれ把握する被災箇所の情報を持ち寄り、優先順位や担当を確認する場が設けられると、作業の進め方が徐々に定まっていっていった。緊急性の高い箇所から人員を割り当てることで、限られた機動力をより効率的に使うことが可能となった。

被災地内の企業は、地域の道路事情や地形、施工環境、関係者とのつながりを把握している。こうした土地勘は、現場の状況を見極め、応急的に動く上で有効に働いた。また、地域の建設企業同士や行政との連絡にはメッセージアプリも活用され、写真を共有しながら状況を確認できたことは、限られた人員での分担を

支えた。

一方で、被災地内の企業だけですべてを担うことには限界がある。被害の大きい箇所では、国や大手建設会社等が主要な応急工事を担い、地域の建設企業は地域内で必要な対応に当たる場面もみられた。関係主体間の連携が進むにつれて、道路啓開や応急復旧は徐々に本格化していった。

(3) 生活再建と地域維持への不安

被害が大きい地域の建設企業は、道路やライフラインの復旧作業に従事する一方で、自社の事業継続や社員の生活再建にも向き合う必要があった。災害対応の担い手であると同時に、地域で事業を営み、社員もそこで暮らす主体であるためである。

珠洲市の企業では、倉庫等に大きな被害が生じた。手元にある資機材を用い、行政からの要請を受けた道路啓開や、避難所裏山の土砂崩れ対策工事に当たったが、厳しい環境下での活動を余儀なくされた。地域を何とかしたいとの思いがある一方で、社員本人や家族の生活が整わなければ、災害対応を担い続けることは難しい。そのため、同社では社員の住まいの確保にも注力した。こうした目の前の生活再建に加え、復旧・復興が進んだ先に地域に人が残り続けるのかという不安も抱えていた。

このように、地域の建設企業にとっての復旧・復興は、工事の進捗だけでなく、自社と社員の生活再建、さらには地域の担い手をいかに維持するかという問題でもあった。被害が大きかった地域のヒアリングからは、通信インフラの強靱化、地理的脆弱性への対応、人口減少・若者流出への懸念が課題として挙げられた。特に通信障害は、社員の安否確認や行政との連絡を困難にし、災害時に地域で事業と生活を維持していく上での基盤の脆弱さを浮き彫りにした。

以上のように、被害が大きかった地域の建設企業は、自らも被災しながら、限られた体制の中で道路啓開や応急対応に当たった。地域に根差した土地勘や関係者とのつながりは、現地情報の把握や初動の判断に有効に働く一方で、今回のような大規模災害では、被

災地内の企業だけで対応を完結させることには限界がある。

6 被害が比較的小さかった地域からの応援

(1) 先遣隊と応援体制の構築

奥能登地域では道路被害が広範囲に及び、応援側にとっても、現地に至るルートや必要な資機材を把握しにくい状況にあった。このため、県協会は金沢以南の地区協会と連携し、県内の他地域から応援を送り込む体制を構築した。

金沢市の企業では、発災当日に社屋の安全確認を行うとともに、安否確認システムにより社員の状況把握を進めた。翌日には、出社可能な技術者を招集し、まずは顧客対応に当たった。その後、災害協定に基づく県からの出動要請を受け、県協会の判断により金沢地区から応援に入ることとなった。

輪島市へ入る主なルートが通行できなくなっていたことから、国道249号の道路啓開に向け、1月2日に先遣隊が現地へ向かった。同社では、過去の災害対応において、現地のニーズを十分に把握できず、動き出しに時間を要した経験があった。その教訓を踏まえ、まず先遣隊が被災状況を確認し、その結果を基に本格的な応援体制を組むことにした。

先遣隊は、水、食料、燃料、資材に加え、バックホウを積み込み、道中では土砂崩れを撤去し、橋や道路の段差に土を盛ってスロープを造りながら進んだ。通常であれば2時間弱の距離であっても、到着は出発から約12時間後の深夜となった。到着後は、沿道の被害や道路の損傷状況を確認し、どのような応援が必要かを見極めた。その結果を基に、その後の人員配置や資機材投入が調整された。

必要な作業が明らかになるにつれ、長期対応を見据えた交代制が組まれた。金沢以南の地区協会にも応援要請が広がり、被災地内の企業だけでは対応しきれない作業を、他地域の建設企業が支える形となった。交代は3日間を1単位として組んで、車中泊や入浴困難といった厳しい環境の中でも応援を継続するための現実的な工夫をした。長期にわたり人員を出し続けるこ

図表3 土砂崩れ(左)、国道249号の被害状況(右)



出典：真柄建設株式会社 提供資料

とは難しいが、「1カ月のうち3日だけでも」という形であれば参加しやすく、地区協会内の多くの企業が応援に加わることができた。

(2) 資機材調達と情報共有

応援側の企業にとっては、道路啓開作業そのものに加え、資機材の調達や道路状況・作業内容の共有も重要となった。被災地内では、重機・資材、燃料、食料、宿泊場所の確保が難しく、できる限り自ら準備して現地へ向かう必要があった。

金沢市の企業では、現地との連絡手段として衛星電話を調達したほか、GPSを搭載した重機を活用し、作業場所や進捗を把握できるようにした。また、燃料や重機の手配に当たっては、日頃からの取引関係や民間同士のつながりも活用された。災害協定を締結している関係者であっても、平時から互いの連絡先や役割を把握できていないとは限らない。実際には、県協会内のつながりや取引先との関係をたどりながら、必要な資機材を手配した面もあった。

こうした手配や共有を個別企業の人脈や経験に委ねすぎると、災害の規模や地域によっては十分に機能しないおそれがある。行政を介した要請や調整だけに頼らず、民間同士でも連携できるように、緊急時の連絡先、資機材の所在、燃料の確保方法、情報共有の手順を平時から確認しておくことが重要である。

一方で、道路状況の整理・共有には、なお効率化の余地もあった。図表4は、能登空港内に設置された石川県の対策本部で管理されていた道路状況図であり、通行止め、片側交互通行、災害箇所が紙の地図上に整

理されている。刻々と通行可否が変わる中で、応援側はこの地図を確認しながら現地へ向かい、作業に当てる必要があった。

さらに、交代制で応援を継続するためには、前班が把握した道路状況や作業内容を次班へ確実に引き継ぐ必要があった。メッセージアプリやクラウドストレージも活用し、写真、位置情報、日報を共有することで、作業内容や現場の状況を関係者間で確認できるようにした。

(3) 応援側から見た課題

加賀市の企業では、発災直後、まず地元の応急復旧を担った。同市内でも斜面崩落や液状化が生じており、道路の段差解消、舗装亀裂の仮復旧、バリケードや仮設信号機の設置等、当面の危険を取り除く措置を講じた。

その後、県協会から加賀地区に応援要請があったが、被災地へ向かう道路では、緊急車両や物資輸送にも支障を来すほどの渋滞が発生し、情報も錯綜していたため、出勤はいったん見送られた。現地の体制が整った後、同地区の企業は1月9日から被災地に入った。資機材の現地調達はほぼ難しいと想定し、必要なものを持参した上で、監督と作業員による少人数の班を編成した。交代は金沢地区と同様、3日間を1単位として行われた。

応援に当たっては、渋滞や片側交互通行により、移動だけでも多くの時間を要した。夜明け前に出発したものの、道中では道路損傷が激しく、大型車両の通行が難しい箇所では補修しながら進む必要もあった。発

図表4 対策本部での道路状況管理



出典：真柄建設株式会社 提供資料

災から1週間以上が経過していても、現地へ入ること自体が容易ではなかった。

また、県から場所の指定はあったものの、到着後に何を修復するのか、どの資機材が必要なのか明確でない場面もあった。現地災害対策本部から十分な返答を得られない中、県協会等を通じて事前に得ていた情報を基に準備できたことが、作業開始の円滑化につながった。昼過ぎに現地へ到着した後は、先行していた班から引き継ぎを受け、作業に入った。

応援側の企業は、自らの地域での対応と並行しつつ、被災地の生活環境や物資不足にも配慮する必要があった。加賀地区では、しばらくは食料や資機材を持参し、車中泊や仮設トイレの利用を前提に活動した。この経験から、災害時の活動拠点での備蓄に加え、自己完結的な活動条件を平時から確認しておくことも課題となった。

以上のように、被害が比較的小さかった地域からの応援は、被災地内の企業を支える上で大きな役割を果たした。しかし、応援側も、移動ルートの確認、資機材や燃料の手配、交代要員の確保、滞在環境の準備といった、多くの制約に直面した。大規模災害時に応援

を円滑に機能させるためには、道路状況や作業内容の共有、資機材の調達、自己完結的な活動条件について、事前に確認しておくことが欠かせない。

7 ヒアリング調査のまとめ

ヒアリング調査の結果を、被害が比較的大きかった地域と、被害が比較的小さかった地域に分けて示すと、**図表5**のとおりである。各社から聞き取った内容を「発災～初動対応」「対応上のポイント」「主な困難」「改善点・今後の課題」の4項目に大別し、災害対応の実態を一覧化した。

図表5からは、同じ地域の建設業であっても、被害の程度によって直面した制約や担える役割が大きく異なっていたことが分かる。

被害が比較的大きかった地域の企業は、発災直後から自らの安全確保、社員の安否確認、自社施設・資機材の被害把握に追われながら、道路啓開や段差解消、避難所周辺の土砂崩れ対策に従事した。大津波警報、停電、断水、通信障害が重なる中、BCPが想定どおりに機能しない場面もあり、初動は社員の自主的な出社や手持ちの資機材に支えられた。

図表5 ヒアリング調査のまとめ

被害が比較的大きかった地域

取材先	発災～初動対応	対応上のポイント	主な困難	改善点・今後の課題
【六水町】 昭和建設	社員・家族の安全確保、安否確認 自社施設・資機材の被害把握 手持ち資機材による道路啓開	自主的な出社 県・町・地域建設企業間の情報共有 自社保有資機材の活用	停電・断水・通信障害 自らも被災しながらの災害対応 社員の負担管理	通信インフラの強化 「隣・隣」の応援体制 地理的脆弱性への対応 地域外からの協力受入れ体制
【輪島市門前町】 宮下建設	停電・断水・通信障害による安否確認の困難 少人数での道路段差解消 地域建設企業による分担対応	LINEによる写真・情報共有 小規模地区の地域内連携 行政・大手建設会社との役割分担	燃料・食料不足 通信手段の不通 被災地内企業だけでの対応の限界	道路網・代替ルートの確保 通信インフラの強化 技術者不足への対応 管轄を越えた道路機能の確保
【珠洲市】 のとさく	津波避難を含む安全確保 道路啓開・避難所周辺の土砂崩れ対策 自社施設・倉庫の被害下での対応継続	緊急性の高い箇所への集中 手元資機材の活用 社員の住まい確保を含む生活再建支援	人手の確保 停電・断水下での活動 自社被災と事業継続 豪雨による長期化・複雑化	道路網の整備 社員の就業継続環境の確保 地域の担い手維持 人口減少・若者流出への対応

被害が比較的小さかった地域

取材先	発災～初動対応	対応上のポイント	主な困難	改善点・今後の課題
【金沢市】 真柄建設	社屋の安全確認、社員の安否確認、顧客対応 県協会・金沢地区による先遣隊の派遣 先遣隊の確認結果に基づく応援体制の構築	先遣隊によるニーズ把握 3日単位の交代制 衛星電話・GPS搭載重機の活用 民間連携による資機材調達	道路の渋滞・損傷 重機・資材・燃料の調達 道路状況・作業内容の共有	行政・業界団体・民間企業の役割分担 民間同士で動く仕組み 資機材・燃料の調達手順の確認 報告手順の簡略化
【加賀市】 向出組	地元の応急復旧 応援要請を受けた出動準備 道路損傷・渋滞による現地入りの遅れ	3日単位の交代制 後続班への引き継ぎ 資機材・食料の持参 車中泊・仮設トイレ前提の活動	渋滞・片側交互通行 現地情報の錯綜 作業内容・必要資機材の把握困難 厳しい作業・滞在環境	活動拠点・備蓄の確保 自己完結的な活動条件の確認 情報伝達のデジタル化 資機材の効率的運用

(注記)取材先企業名は法人格を省略。

出典：石川県内の建設企業5社へのヒアリング調査を基に当研究所作成

被災地内の企業が持つ土地勘や地域とのつながりは、被災箇所の把握や優先順位の判断に生かされた。行政と地域の建設企業が被災箇所の情報を持ち寄り、緊急性の高い箇所から人員を割り当てることで、限られた機動力をより効率的に使うことが可能となった。ただし、当初は通信障害や情報不足により、行政との連携が十分に整っていたわけではなく、現場側の判断に委ねられる場面もあった。

金沢市・加賀市の企業は、自社の安全確認や地元での応急復旧を行った上で、県協会や地区協会を通じた要請に基づき、奥能登地域へ応援に入った。応援側では、先遣隊による現地確認、重機・資材、燃料、食料、宿泊場所の準備、3日間を1単位とする交代制の編成等、被災地に負担をかけずに活動するための体制づくりが求められた。また、道路状況や作業内容、必要な資機材を次の班へ確実に引き継ぐことも重要であった。

メッセージアプリやクラウドストレージは、写真、位置情報、日報の共有に活用され、班間・関係者間の

引継ぎに役立った。一方で、共有方法や報告様式には、簡略化・ルール化の余地がある。

以上を踏まえると、被災地内の企業と応援側の企業では、初動期に担える内容が異なることが確認された。被災地内の企業は、自らも被災しており、今回のような大規模災害では、発災直後から一律に応急対応の主力として位置付けることには限界がある。一方で、地域の道路事情や被災箇所に関する知見を有している。応援側の企業は、県協会や地区協会を通じた要請、先遣隊や先行班から得られる情報を踏まえ、人員や資機材を準備して被災地に入ることとなる。こうした違いを前提にすることが、被災地内の企業への負担を抑え、限られた人員を効率的に活用する上で重要である。

8 今後の大規模災害への示唆

(1) 被災地内企業と応援側企業の役割分担

今後の大規模災害への備えとして、まず、地域建設業を一括りに捉えない視点が必要である。同じ災害の影響を受ける地域であっても、被害が大きい地域と比較的小さい地域では、置かれる状況や担える内容が異なる。業界団体が会員企業の被災状況を把握し、被害の程度に応じて役割を分けて考えることが有効である。

被害が大きい地域の企業は、自らも被災者であり、発災直後から復旧工事の主力を担い続けることには限界がある。一方で、地域の道路事情や地形、関係者とのつながりを熟知しており、被災箇所を把握し、現地情報を行政に提供できる点には強みを持つ。したがって、被災地内の企業については、施工の担い手としてだけでなく、行政の意思決定を補助する情報提供、応援に入る企業の案内、関係機関への資機材提供といった、地域事情を生かした役割も想定しておくことが考えられる。

一方、被害が比較的小さかった地域の企業は、資機材調達や情報共有の方法をあらかじめ確認した上で、被災地に応援に入ることが想定される。本震災では、金沢以南の地区協会が連携して能登地域を支援した。こうした応援を円滑に進めるには、どの地域がどの方面を、どの段階で支援するのかを、事前に一定程度想定しておくことが望ましい。

(2) 「隣・隣」の応援ネットワーク

近隣地域の建設企業が相互に支援する「隣・隣」のネットワークを構築しておくことも重要である。ここでいう「隣・隣」とは、隣接する地域だけでなく、そのさらに外側の地域まで含めて応援を想定する考え方である。大規模災害では、被災地に近い地域も一定の被害を受ける可能性があるためである。

本震災では、被害が比較的小さい地域からの応援により、被災地内の企業だけでは担いきれない作業を補うことができた。要請を待ってから応援体制を組んで

いては初動が遅れるおそれがあるため、平時から地域間のつながりを確認し、周辺地域が段階的に支援に入る仕組みを考えておくことが、迅速な対応につながる。

(3) 情報共有と資機材調達の事前確認

応援側の企業が円滑に活動するためには、道路状況や作業内容を把握する手順と、資機材の手配方法を日頃から確認しておく必要がある。本震災では、現地の状況や必要な資機材が十分に分からない中で、何を持参し、どのように現地へ入るかを判断する難しさがあった。一方で、メッセージアプリやクラウドストレージを活用した写真、位置情報、日報の共有は、班間・関係者間の引継ぎに有効であった。

今後は、道路状況、作業内容、必要な資機材、重機の所在を、できるだけ簡潔に共有できる形にしておくことが望ましい。災害時には、手続きが複雑であるほど現場で使われにくい。現場の作業員が短時間で入力・確認でき、まずは広く集約した上で、必要な内容を詳しく確認できるような仕組みが求められる。

また、重機・資材や燃料の確保では、日頃からの取引関係や県協会内のつながりが活用された。こうした関係性は災害時に有効である一方、個別企業の人脈や経験に頼りすぎると、規模や地域によっては十分に機能しないおそれがある。災害協定を締結している関係者が、平時から互いの連絡先や役割を確認し、民間同士でも動ける関係を築いておくことが課題である。

(4) 自己完結的な活動環境の確保

応援に入る企業は、被災地の生活環境や物資不足に配慮し、できる限り現地に負担をかけない準備が求められる。食料、燃料、宿泊場所、トイレを自ら確保し、一定期間は自己完結的に動ける体制を想定しておくことが望ましい。

本震災では、車中泊や仮設トイレの利用を前提に応援に入った例もあり、応援側にとっても厳しい作業環境であった。今後は、活動拠点の確保や資機材の備蓄に加え、現地で活動を継続するための最低限の備えを、平時から確認しておくことが課題となる。

(5) 災害協定の運用見直し

こうした役割分担や応援の進め方は、災害協定の運用にも反映していく必要がある。災害協定は、出動要請の根拠となる一方、協定を締結しているだけで、災害時に関係者が円滑に連携できるとは限らない。

本震災では、県協会や地区協会、民間同士のつながりを頼りに対応した場面もあった。災害協定を実効性のあるものにするためには、行政、建設業協会、会員企業、関係事業者が平時から顔を合わせ、緊急時の連絡先や役割を確認しておくことが重要である。実際の災害対応を踏まえながら、こうした関係を災害協定の運用に反映し、継続的に見直していくことが求められる。

併せて、体制面の備えだけでなく、ハード面の整備も不可欠である。本震災で特に課題として顕在化した道路網や通信インフラの脆弱性に対しては、災害の種類を問わず、平時から強靱化を進めていく必要がある。

おわりに

本稿では、令和6年能登半島地震における復旧・復興の現状を概観した上で、石川県内の建設企業5社へのヒアリングを基に、地域建設業が直面した課題と今後の災害対応への示唆を整理した。

本震災では、半島という地理的条件、道路や通信の寸断、過疎・高齢化が進む地域特性が重なり、初動対応には大きな困難が伴った。その中で、被害が大きかった地域の企業は、自社や社員も被災する中、地域の道路事情や関係者とのつながりを生かしながら、道路啓開や応急対応に当たった。一方、被害が比較的小さかった地域の企業は、県協会や地区協会を通じた要請に基づき、人員や資機材を投入して被災地を支えた。

地域建設業は、災害時に地域を支える重要な存在である。しかし、その役割を個々の企業の使命感や現場の努力だけに委ねることはできない。被災地内の企業の限界を前提に、被害の程度に応じた役割分担と、地域を越えた応援体制を平時から想定し、災害協定や訓練に反映していくことが、次の大規模災害への備えとなる。

建設経済調査レポート

建設経済及び建設資材動向の概観 (2026年7月)

建設経済及び建設資材動向の概観 （2026年7月）

深澤 竜介 一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 研究成果普及部 部長

はじめに

我が国の建設産業は、就業者ベースで全産業の約7%を占めるとともに、国内総生産（GDP）の約5%を担う基幹産業であり、インフラマネジメントや防災・減災、国土強靱化の推進、地域経済の維持において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の建設産業を取り巻く環境は、原材料価格の高騰、エネルギーコストの上昇、さらには労働力不足の深刻化等、構造的な転換期に直面している。

本稿においては、一般経済動向を政府等発表の資料で概観した上で、一般財団法人建設経済研究所と当会経済調査研究所の共同研究成果である「季刊建設経済予測」を用いて建設経済動向を紹介する。加えて、国土交通省の「主要建設資材需給・価格動向調査結果」を基に建設資材の需給状況を、当会の定期刊行物「月刊積算資料」の掲載価格・建設資材価格指数を用いて、直近の建設資材の価格動向を概説する。

なお、本稿は筆者個人の見解に基づくものであり、当会を代表するものではない。

1 一般経済及び建設経済動向

（1）一般経済の足元の動き

我が国経済の現状及び先行きに関する政府の基調判断を示す内閣府「月例経済報告」（2026年7月）によると、世界の景気は一部地域に弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いている。先行きについても緩やかな持ち直しが続くことが期待されるが、中東情勢の影響に加え、金融資本市場の変動等、不確実性の高い要因には引き続き注意が必要とされている。

地域別にみると、米国景気は設備投資や個人消費に支えられ、緩やかな拡大が続いている。アジア地域では、中国景気は不動産市場の停滞等を背景に緩やかに減速している。一方、韓国及びインドネシア景気は緩やかに回復している。台湾景気は外需を中心に拡大しており、インド景気も拡大している。ヨーロッパ地域では、ユーロ圏では景気の持ち直しの動きがみられるものの、ドイツ景気には持ち直しの動きに足踏みがみられる。一方、英国景気は持ち直している。

このように、世界の景気としては緩やかな持ち直し

図表1 国内総生産（支出側）及び各需要項目
（2026年1～3月期四半期値、季節調整済前期比）

項目	年・期	実質		名目	
		前期比	寄与度 (対GDP)	前期比	寄与度 (対GDP)
国内総生産（GDP）		0.5		0.6	
	[年率換算]	1.8	***	2.5	***
国内需要		0.1	0.2	0.5	0.5
民間需要		0.0	0.0	0.3	0.2
民間最終消費支出		0.3	0.2	0.7	0.4
民間住宅		0.9	0.0	2.3	0.1
民間企業設備		-0.7	-0.1	0.3	0.0
民間在庫変動		***	-0.1	***	-0.3
公的需要		0.5	0.1	1.2	0.3
政府最終消費支出		0.3	0.1	0.9	0.2
公的固定資本形成		1.5	0.1	2.5	0.1
公的在庫変動		***	-0.0	***	-0.0
財貨・サービスの純輸出		***	0.3	***	0.1

出典：内閣府「四半期別GDP速報」

が続いているものの、中国景気の減速やヨーロッパ景気の力強さを欠く状況等、地域ごとの景気動向にはばらつきがみられる。特に、中国の不動産市場低迷は、我が国の輸出や製造業活動に影響を及ぼす可能性がある。他方、米国や台湾、インド等相対的に成長力の高い地域が世界経済を下支えしており、地域間の温度差が引き続き鮮明となっている点が足元の特徴といえる。

こうした中、日本経済については、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」との基調判断が維持された。需要項目別に見ると、個人消費は持ち直しの動きがみられ、設備投資も持ち直している。一方、住宅建設は弱含んでいるが、公共投資は堅調に推移している。また、輸出は持ち直しの動きがみられ、輸入はおおむね横ばいとなっている。生産は横ばいであるものの、企業収益や雇用情勢には改善の動きがみられる。消費者物価については緩やかな上昇が続いている。

建設経済との関連でみると、住宅建設は弱含んでいる一方、公共投資については国及び地方における予算執行等を背景として「堅調に推移している」と評価されており、公共工事が建設需要を下支えする構図は当面続くものとみられる。

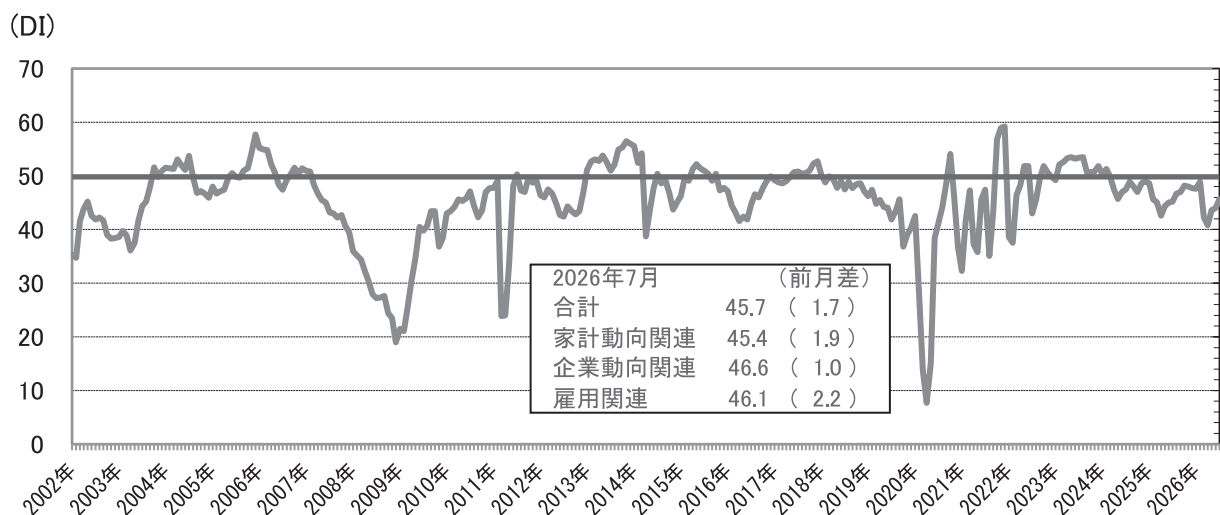
また、設備投資は持ち直しており、企業収益や省力化投資を背景に堅調な動きがみられる。このため、工場、物流施設、データセンター等の成長分野における

建設需要は引き続き期待されるものの、人手不足や建設コストの高止まり、金利動向等が民間建設投資の拡大ペースを左右する要因になると考えられる。

さらに、月例経済報告では、引き続き、中東情勢の影響を景気の下押しリスクとして指摘している。一方で、足元では燃料油価格対策や電気・ガス料金の負担軽減策が講じられており、石油製品価格の上昇による経済全体への影響は現時点では限定的と考えられる。もっとも、中東情勢を巡る不確実性そのものは依然として残っており、今後のエネルギーコストや建設資材価格への影響については引き続き注視が必要である。特に建設分野では、資材価格に加え、物流費や労務費もコスト上昇要因となっているため、建設コスト全体としては依然として高水準で推移しているといえる。

国内経済について、内閣府が2026年6月8日に公表した「2026年1～3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」によると、実質GDP成長率は前期比0.5%（年率1.8%）となり、我が国経済は緩やかな回復基調を維持した（図表1）。なお、1次速報値と比較して実質成長率は同水準であった一方、名目GDP成長率は前期比0.6%（年率2.5%）へと下方修正された。プラス成長は確保しているものの、需要項目別にみると回復の力強さにはなお課題が残る。実質GDP成長率に対する寄与度をみると、内需が+0.2%ポイントであったのに対し、外需は+0.3%ポイントとなり、外需寄与が内

図表2 景気の現状判断DI（季節調整値）



出典：内閣府「景気ウォッチャー調査」

図表3 日銀短観 業況判断DI

（「良い」-「悪い」・%ポイント）

	全規模合計						大企業					
	2025年		2026年				2025年		2026年			
	12月調査		3月調査		6月調査		12月調査		3月調査		6月調査	
	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き
製造業	11	8	12	7	14	7	16	15	17	14	22	17
非製造業	22	16	21	13	21	14	36	31	36	29	37	28
全産業	18	13	18	11	18	11	25	22	27	21	29	23

	中堅企業						中小企業					
	2025年		2026年				2025年		2026年			
	12月調査		3月調査		6月調査		12月調査		3月調査		6月調査	
	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き
製造業	15	10	16	9	17	9	7	2	7	4	9	2
非製造業	26	19	27	18	26	16	17	12	16	8	15	8
全産業	22	15	23	14	22	13	14	8	13	7	13	6

（注記1）対象は約9千社。

（注記2）回答企業の収益を中心とした業況についての全般的な判断。

（注記3）「1.良い」「2.さほど良くない」「3.悪い」の中から、「1.良い」の回答社数構成比から「3.悪い」の回答社数構成比を差し引いて算出。

（注記4）先行きは、3カ月後の状況についての判断。

出典：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

需寄与を上回る結果となった。足元の景気回復は国内需要よりも輸出等の外需に支えられる側面が強く、依然として外部環境の影響を受けやすい構造にあるといえる。

需要項目別にみると、民間企業設備投資は前期比▲0.7%と減少しており、企業部門では原材料価格の高止まりや為替動向をはじめとする先行き不透明感を背景に、投資判断が慎重化している様子がうかがえる。一方で、民間住宅は同0.9%増、公的固定資本形成は同1.5%増となり、いずれもプラス成長を示した。とりわけ、公共投資や住宅投資を中心とする建設関連需要が、設備投資の弱さを補完し、内需を下支えする役割を果たしている点が注目される。

このように、2026年1～3月期のGDP統計からは、民間設備投資の弱さを公共投資及び住宅投資が補完する構図が読み取れ、また、建設関連需要が景気を下支えした側面もうかがえる。

次に、景気に関する街角の実感として内閣府「景気ウォッチャー調査」（2026年7月）をみると、7月の現状判断DI（季節調整値）は45.7（前月比+1.7）となり、3カ月連続で上昇した（図表2）。家計動向関連DIは、飲食関連等の改善を背景に上昇したほか、企業動向関連DIは非製造業等の改善により上昇した。雇用関連DI

についても上昇しており、景気には持ち直しの兆しがみられる。もっとも、DIの水準はなお50を下回っており、景気の実感としては力強さを欠く状況が続いているといえる。こうしたことから、2026年7月調査の景気ウォッチャーの見方は、「景気は、中東情勢によるマインド面の下押しを中心に影響が残るものの、持ち直しの兆しがみられる」とされている。また、先行きについては、「中東情勢による不透明感が残ることに加え、令和8年熊本地震の影響に対する懸念もみられる」とされており、先行きに対する慎重な見方は引き続き維持されている。

なお、建設・住宅関連のコメントでは、資材価格の高騰や金利上昇、人手不足等を背景として、住宅需要の停滞や建築案件の先送りを懸念する声が多くみられた。また、人材確保の難しさから受注能力の制約を指摘する意見もみられ、潜在的な建設需要に対し、供給面の制約が引き続き課題となっていることがうかがえる。さらに、令和8年熊本地震については、観光需要の減少や生産活動への影響に加え、一部地域では受注減少を懸念する意見もみられており、今後の地域経済や建設需要への影響を引き続き注視する必要がある。

次に、企業の業況判断指標として日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」（2026年6月調査）をみる

図表4 建設投資の推移（年度）

（単位：億円、実質値：2015年基準）

年度	2010	2015	2020	2021	2022	2023 (見込み)	2024 (見込み)	2025 (見通し)	2026 (見通し)	2027 (見通し)
名目建設投資 (対前年度伸び率)	419,282 -2.4%	566,468 19.3%	627,597 0.7%	651,659 3.8%	678,478 4.1%	714,700 5.3%	732,100 2.4%	783,400 7.0%	832,600 6.3%	863,500 3.7%
政府分野投資 (対前年度伸び率)	— —	188,764 —	219,850 4.3%	215,274 -2.1%	220,218 2.3%	219,300 -0.4%	224,100 2.2%	232,000 3.5%	248,000 6.9%	254,400 2.6%
民間住宅投資 (対前年度伸び率)	129,779 1.1%	156,910 5.5%	150,562 -7.7%	160,256 6.4%	167,205 4.3%	159,200 -4.8%	161,700 1.6%	161,700 0.0%	171,300 5.9%	174,200 1.7%
民間非住宅建設投資 (対前年度伸び率)	109,683 -10.0%	145,510 3.9%	157,273 -7.7%	163,775 4.1%	173,697 6.1%	188,300 8.4%	192,700 2.3%	211,200 9.6%	226,200 7.1%	241,000 6.5%
建築補修(改装・改修)投資 (対前年度伸び率)	— —	75,284 —	99,912 26.5%	112,354 12.5%	117,358 4.5%	147,900 26.0%	153,600 3.9%	178,500 16.2%	187,100 4.8%	193,900 3.6%
実質建設投資 (対前年度伸び率)	448,943 -2.6%	566,468 19.0%	581,229 0.8%	575,557 -1.0%	563,924 -2.0%	578,521 2.6%	569,493 -1.6%	593,504 4.2%	608,019 2.4%	614,566 1.1%

出典：表中の数値は、（一財）建設経済研究所・（一財）経済調査会 経済調査研究所「季刊建設経済予測」より

と、業況判断DI(大企業・全産業)は+29となり、前回(2026年3月調査)の+27から2ポイント改善した。一方、先行きDIは+23となっており、足元の業況判断は改善しているものの、先行きには慎重な見方が残っている(図表3)。

大企業・製造業の業況判断DIは+22となり、前回調査から5ポイント改善した。改善は5期連続であり、AI関連を中心とした半導体需要の拡大が景況感を押し上げた。大企業・非製造業のDIも前回調査から1ポイント改善し、+37となった。一方、中東情勢や原油価格・資材価格の動向に対する警戒感から、大企業、中小企業ともに先行きの景況感は慎重にみている。特に中小企業では、製造業16業種中14業種、非製造業12業種全てで悪化が見込まれている。

また、企業の価格判断をみると、仕入価格の上昇圧力は一段と強まっている。大企業の仕入価格判断DIは製造業で+62、非製造業で+56まで上昇した。一方、販売価格判断DIも製造業、非製造業ともに+40となっており、価格転嫁の進展がうかがえる。とりわけ非製造業の仕入価格判断DI及び販売価格判断DIは、1983年の調査開始以来の最高水準を記録した。

以上のように、企業の業況判断は改善基調を維持しているものの、コスト上昇圧力や国際情勢を巡る不確実性への懸念から、先行きに対しては慎重な見方が根強く残っている。

(2) 建設投資動向

一般財団法人建設経済研究所と当会経済調査研究所は、両機関の共同研究成果として「季刊建設経済予測」を年4回(1・4・7・10月)発表している。本稿では、2026年7月発表の予測結果(国民経済計算2026年1～3月期GDP速報・2次速報に基づく)の中から、マクロ経済及び建設投資の動向について整理する。

①マクロ経済の推移

2026年度の景気は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復が期待される。しかし、引き続き中東情勢の影響を注視していく必要があるほか、想定を上回るペースでの物価上昇リスクにも留意が必要である。実質GDP成長率は前年度比0.6%増と予測されている。

2027年度についても、設備投資や個人消費を中心に景気の緩やかな回復が続くと見込まれるが、世界経済の動向や物価上昇圧力、各国の通商政策の影響には引き続き注視が必要である。実質GDP成長率は前年度比0.7%増と予測されている。

②建設投資の推移

2026年度及び2027年度の建設投資見通し及び過去の推移を年度別にみると、図表4のとおりである。

<2026年度見通し>

2026年度の建設投資は、前年度比6.3%増の83兆2,600億円と予測する。省エネ基準適合義務化に伴う住宅分野の反動減からの回復に加え、政府分野、民間

非住宅分野及び建築補修（改装・改修）分野が総じて堅調に推移すると見込まれることから、名目値・実質値ともに前年度を上回る見通しである。

●政府分野投資

政府分野投資は前年度比6.9%増の24兆8,000億円と予測する。国の公共事業関係費が前年度並みの規模で確保されていることに加え、「第1次国土強靱化実施中期計画」の初年度分として1兆5,500億円が前倒しで計上されていることなどから、名目値・実質値ともに前年度比で増加すると見込まれる。

●民間住宅投資

住宅着工戸数は前年度比6.8%増の76.0万戸と予測する。省エネ基準適合義務化等に伴う前年度の反動減からの回復に加え、住宅ローン減税の延長や各種住宅支援策が下支え要因となることから、民間住宅投資は前年度比5.9%増の17兆1,300億円と予測する。

●民間非住宅建設投資

企業の設備投資意欲は引き続き底堅く、民間非住宅建設投資は前年度比7.1%増の22兆6,200億円と予測する。原油価格や資材価格の上昇、工期長期化等への

警戒感が残るものの、建築単価の上昇や土木分野における好調な受注動向を背景に、名目値・実質値ともに前年度を上回る見込みである。

<2027年度見通し>

2027年度の建設投資は前年度比3.7%増の86兆3,500億円と予測する。住宅分野における反動減からの回復は一巡するものの、政府投資の高水準維持、民間非住宅投資の堅調な推移及び建築補修需要の継続により、全体として増加基調が維持される見通しである。

●政府分野投資

政府分野投資は前年度比2.6%増の25兆4,400億円と予測する。「第1次国土強靱化実施中期計画」の2年目に当たり、引き続き高水準の事業規模が維持されることが見込まれる。

●民間住宅投資

住宅着工戸数は75.6万戸と前年度とほぼ同水準で推移すると見込まれる。民間住宅投資は前年度比1.7%増の17兆4,200億円と予測され、高付加価値化やリフォーム需要等を背景に名目ベースでは増加が続

図表5 需給動向及び在庫状況別、都道府県数（令和8年7月1～5日現在）

（都道府県数）

資材名称・規格		セメント	生コン	骨 材				アスファルト合材		異形棒鋼	H形鋼	木 材		石油
		バラ物	21 N/mm ²	砂	砂 利	砕 石	再生砕石	新 材 密粒度 アスコン	再生材 密粒度 アスコン	D16	'200× 100	製 材	合 板	軽油 1,2号
調査月現在の需給動向	1.0～1.5 （緩 和）													
	1.5以上～2.5 （やや緩和）		1	(2) 5	(3) 3	(2) 2	(1) 2	(4) 8	(1) 3	1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	
	2.5以上～3.5 （均 衡）	(44) 46	(46) 46	(42) 39	(37) 40	(43) 45	(43) 45	(39) 38	(44) 43	(45) 46	(40) 42	(34) 34	(34) 37	(45) 45
	3.5以上～4.5 （ややひっ迫）	(2)	(1)	(2) 2	(4) 1	(2)	(3)	(4) 1	(2) 1	(2)	(2)	(2) 1	(6) 3	(1) 1
	4.5以上～5.0 （ひっ迫）													
調査月現在の在庫状況	1.0～1.5 （豊 富）	— —	— —					— —	— —	1				— —
	1.5以上～2.5 （普 通）	— —	— —	35	28	38	43	— —	— —	38	29	19	19	— —
	2.5以上～3.5 （やや品不足）	— —	— —	1	4	2	1	— —	— —				4	— —
	3.5以上～4.0 （品不足）	— —	— —					— —	— —					— —

（注記1）カッコ内の数字は将来（3カ月先）の需給動向の予想。
（注記2）需給動向は「緩和」「やや緩和」「均衡」「ややひっ迫」「ひっ迫」から、在庫状況は「豊富」「普通」「やや品不足」「品不足」から選択。
（注記3）回答者が2者以下の都道府県については、除外している。
出典：国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」

く見通しである。

●民間非住宅建設投資

民間非住宅建設投資は前年度比6.5%増の24兆1,000億円と予測する。企業の設備投資意欲は引き続き底堅く推移し、物流施設やデータセンター関連需要、土木分野の堅調な投資が継続すると見込まれている。

2 建設資材の需給状況

建設資材の需給状況については、国土交通省が毎月実施している「主要建設資材需給・価格動向調査」（通称、「資材モニター調査」）結果として発表されている。

2026年7月（7月1～5日現在）の調査による全国的な状況を集計した結果を図表5に示す。

<現在の需給動向>

- ・全ての対象品目（セメント、生コンクリート、骨材、アスファルト合材、異形棒鋼、H形鋼、木材、石油）において、「均衡」とする回答が最も多くみられた。
- ・「ひっ迫」の回答は無く、「ややひっ迫」の回答は骨材（砂・砂利）、アスファルト合材（新材・再生材）、木材（製材・合板）、石油でみられた。
- ・「緩和」の回答は無く、「やや緩和」の回答は生コンクリート、骨材（砂・砂利・碎石・再生碎石）、アスファルト合材（新材・再生材）、異形棒鋼、H形鋼、木材（製材・合板）でみられた。

<将来（3カ月先）の需給動向>

- ・全ての対象品目において、「均衡」とする回答が最も多くみられた。
- ・「ひっ迫」の回答は無い。
- ・「ややひっ迫」の回答は、全ての対象品目でみられた。

- ・「緩和」の回答は無く、「やや緩和」の回答は骨材（砂・砂利・碎石・再生碎石）、アスファルト合材（新材・再生材）、H形鋼、木材（製材・合板）でみられた。

<現在の在庫状況>

- ・全ての対象品目（骨材、異形棒鋼、H形鋼、木材）において、「普通」とする回答が最も多くみられた。
- ・「品不足」の回答は無く、「やや品不足」の回答は骨材（砂・砂利・碎石・再生碎石）、木材（合板）でみられ

た。

- ・「豊富」の回答は異形棒鋼のみであった。

以上のように、2026年7月時点における主要建設資材の需給は、全国的にみて総じて均衡した状態が維持されており、在庫についてもおおむね適正な水準が確保されている。国土交通省調査では、全ての対象品目において現在の需給動向は「均衡」が最多となり、「ひっ迫」の回答はみられなかった。また、在庫状況についても全ての対象品目で「普通」とする回答が最多となっている。

一方、将来（3カ月先）の需給見通しについても、全ての対象品目で「均衡」が最多となっているものの、各品目で「ややひっ迫」とする回答が一部みられた。もっとも、「ひっ迫」との回答はみられず、全国的な供給不足を懸念する状況には至っていない。

このように、コロナ禍後やウクライナ情勢悪化時にみられたような供給制約リスクは大幅に後退し、建設資材の需給環境は安定した状態にあると考えられる。一方、価格動向をみると、アスファルト合材、異形棒鋼、H形鋼、石油等で「やや上昇」とする回答が多くみられ、価格面では上昇圧力が続いている。

したがって、建設資材市場は需給面では安定的に推移しているものの、エネルギーコストや物流費、労務費の上昇等を背景とした価格上昇圧力は依然として残されており、「需給は安定、価格は高止まりないし一部上昇基調」という状況にあるといえる。今後は需給そのものよりも、資材価格の動向やそれが建設工事費へ与える影響に引き続き注目する必要がある。

3 建設資材の価格動向

(1) 主要資材の価格動向

建設資材の価格動向は、当会発行の「月刊積算資料」で発表している実勢価格調査の結果を用いて考察することとする。

図表6は、主要建設資材25品目の東京地区における直近2026年7月調査時点の概況をまとめたものである。

図表6 主要建設資材の価格推移（東京地区：直近7カ月）

価格：円（消費税抜き）

NO.	資材名	規格	単位	調査月（2026年1～7月）								半年前との対比 （1月対比）
				1月調べ	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
1	灯油	スタンド 18 L缶	缶	2,016	2,016	2,034	2,304	2,304	2,304	2,322	306円	高
2	A重油	（一般）ローリー	KL	89,500	89,500	97,500	115,500	120,000	116,000	111,500	22,000円	高
3	ガソリン（石油諸税込）	レギュラー スタンド	L	140	140	145	146	150	150	151	11円	高
4	軽油（石油諸税込）	ローリー	KL	110,500	112,000	120,000	138,000	140,000	136,000	134,000	23,500円	高
5	異形棒鋼	SD295・D16 ②	kg	103	103	103	108	110	110	110	7円	高
6	H形鋼（細幅）	SS400 200×100×5.5×8 mm ②	kg	105	106	106	108	110	112	113	8円	高
7	H形鋼（広幅）	SS400 300×300×10×15 mm ②	kg	105	106	106	108	110	112	113	8円	高
8	普通鋼板（厚板）	無規格 16～25 mm 3×6フィート ②	kg	132	130	130	130	130	130	133	1円	高
9	セメント	普通ポルトランド パラ	t	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	0円	－
10	コンクリート用砕石	20～5 mm（東京17区）	m ³	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	6,100	400円	高
11	コンクリート用砂	細目洗い（東京17区）	m ³	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,600	6,600	300円	高
12	クラッシュラン	40～0 mm（東京17区）	m ³	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,650	400円	高
13	再生クラッシュラン	40～0 mm（東京17区）	m ³	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	0円	－
14	生コンクリート	強度21 スランプ 18 cm 20 mm（東京17区）	m ³	24,050	24,050	24,050	24,050	24,050	24,050	24,050	0円	－
15	アスファルト混合物	密粒度 13 mm（東京都区内）	t	12,100	12,100	12,100	14,100	16,600	16,600	16,600	4,500円	高
16	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度 13 mm （東京都区内）	t	10,100	10,100	10,100	12,100	13,100	13,100	13,100	3,000円	高
17	ストレートアスファルト	針入度60～80 ローリー	t	95,000	93,000	97,000	142,000	142,000	142,000	142,000	47,000円	高
18	PHCパイルA種	350×60 mm×10 m	本	42,700	42,700	42,700	42,700	42,700	42,700	42,700	0円	－
19	ヒューム管	外圧管 B形1種 呼び径300 mm	本	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	0円	－
20	鉄筋コンクリートU形	300B 300×300×600 mm	個	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	0円	－
21	コンクリート積みブロック	滑面 250×400×350 mm	個	740	740	740	740	740	740	740	0円	－
22	正角材 杉（KD）	3 m×10.5×10.5 cm 特1等	m ³	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	0円	－
23	平角材 米松（KD）	4 m×10.5、12×15～24 cm 特1等	m ³	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	0円	－
24	コンクリート型枠用合板	無塗装品 ラワン 12×900×1800 mm	枚	1,770	1,770	1,770	1,770	1,800	1,800	1,870	100円	高
25	電線・ケーブル	CV 600 V 3心38 mm2	m	2,665	2,748	2,748	2,748	2,954	3,161	3,161	496円	高
26	鉄スクラップ	ヘビー H2	t	33,500	34,000	36,000	41,000	43,000	44,000	43,000	9,500円	高
27	ガス管	白管ねじなし 25A	本	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,250	150円	高
28	塩ビ管	一般管VP 50 mm	本	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	2,030	2,030	230円	高

① H形鋼

価格は、200×100でt当たり11万3,000円（東京②）と前月比1,000円の続伸。工事計画の見直しや先送りが散見され、荷動きは閑散とした状態が続いている。相次ぐメーカーの値上げにより在庫品の薄価が上昇している流通側は、前月に引き続き価格転嫁に注力しており、需要者が値上げの一部を受け入れたため、市況は上伸した。

メーカーは追加値上げに動いており、流通側は採算改善のために売り腰を強めている。需要は盛り上がり

を欠くものの、市況の安値是正は進んでいる。先行き、強含みの見通し。

② 異形棒鋼

価格は、SD295・D16でt当たり11万円（東京②）と前月比変わらず。採算性が一層悪化している電炉メーカーは値上げの浸透に注力しているものの、新規商談が不足する中、値上げ交渉に進展はみられない。需要者側は、3～4月の値上がり前に大型物件を手配済みであり、その反動減と資材高、人手不足等が重なり、引き合いは閑散とした状況が続いている。普通鋼電炉

工業会が発表した2026年度鉄筋用小形棒鋼の国内需要（出荷量）予測は、566万tと4年連続で過去最低を更新する見通しで、需要回復の兆しはみられない。

メーカーは減産調整を継続しているが、在庫量は近年にない高水準となっており需給は緩和している。需要者側は当用買いに徹しており、先行き、横ばい。

③ セメント

価格は、普通ポルトランド・バラでt当たり1万7,800円と前月比変わらず。セメント協会まとめによる5月の東京地区セメント販売量は、前年同月比14.0%減の17万1,762tとなった。都心部での大型再開発事業への出荷が動き出しているものの、人手不足や資材価格高騰による工程遅延と工事計画の見直し等から需要は低迷している。

セメントメーカー各社は、原燃料費の高止まりや設備投資費用の増加を理由に2027年4月から3,000円以上の値上げを表明している。値上げの実施が来年度であるため、需要者側は様子見の状況で現時点では具体的な交渉場面はみられない。今年度は現行価格を維持する方針としており、先行き、横ばい。

④ 生コンクリート

価格は、21-18-20で m^3 当たり2万4,050円と前月比変わらず。東京地区生コン協同組合調べによる6月の出荷量は、前年同月比12.8%増の21万1,792 m^3 となった。都心部の大型再開発事業への出荷により、昨年4月以来、13カ月ぶりに20万 m^3 を上回った。しかし、人手不足による建設現場の工程遅延や、資材価格高騰に起因する工事計画の変更から、同協組が立てた計画数量を下回る状況は依然続いており、荷動きは低調に推移している。

同協組は、2027年4月から3,000円以上の値上げを行うことを表明している。セメントメーカーが原材料となるセメントの値上げを表明したことを受け、3,000円を超える部分については、他の原材料の上昇分を織り込んだ価格を提示するもよう。販売側は次回の値上げまでは現行価格の維持に注力していることから、先行き、横ばい。

⑤ アスファルト混合物

価格は、再生密粒度（13）でt当たり1万3,100円と前月比変わらず。東京アスファルト合材協会調べによ

る2026年4～5月の都内向け製造量は、23万5,478tと前年度比1.6%減となった。

年度初めにストアス価格が急騰したことを背景に、販売側は変動に応じて混合物の価格改定を行う意向を示しているが、4月以降ストアス価格に変動がなく高値横ばいで推移している。また、碎石価格や工場経費の上昇によるコスト増の価格転嫁も検討しているものの、再値上げ打ち出しには慎重な向きが多い。先行き、横ばい推移の見通し。

⑥ コンクリート用碎石

価格は、20～5mmで m^3 当たり6,100円と前月比400円の上伸。販売側は産地における製造コストや輸送費の上昇を背景に、500円以上の値上げに取り組んだ。需要者側は昨年度に続く値上げであることから抵抗姿勢をみせたが、コスト増に一定の理解を示したことから交渉が進み、値上げの一部が浸透した。一方、東京地区における生コン出荷量は、再開発事業向けの契約物件があるものの、建設現場の工程遅れ等を背景に低調に推移した。こうした中、コンクリート用骨材の荷動きも盛り上がり欠けている。

運転手不足を背景に輸送費には先高観が強く、販売側は採算重視の姿勢を維持するとの見方が大勢となっている。先行き、横ばい。

⑦ ガス管

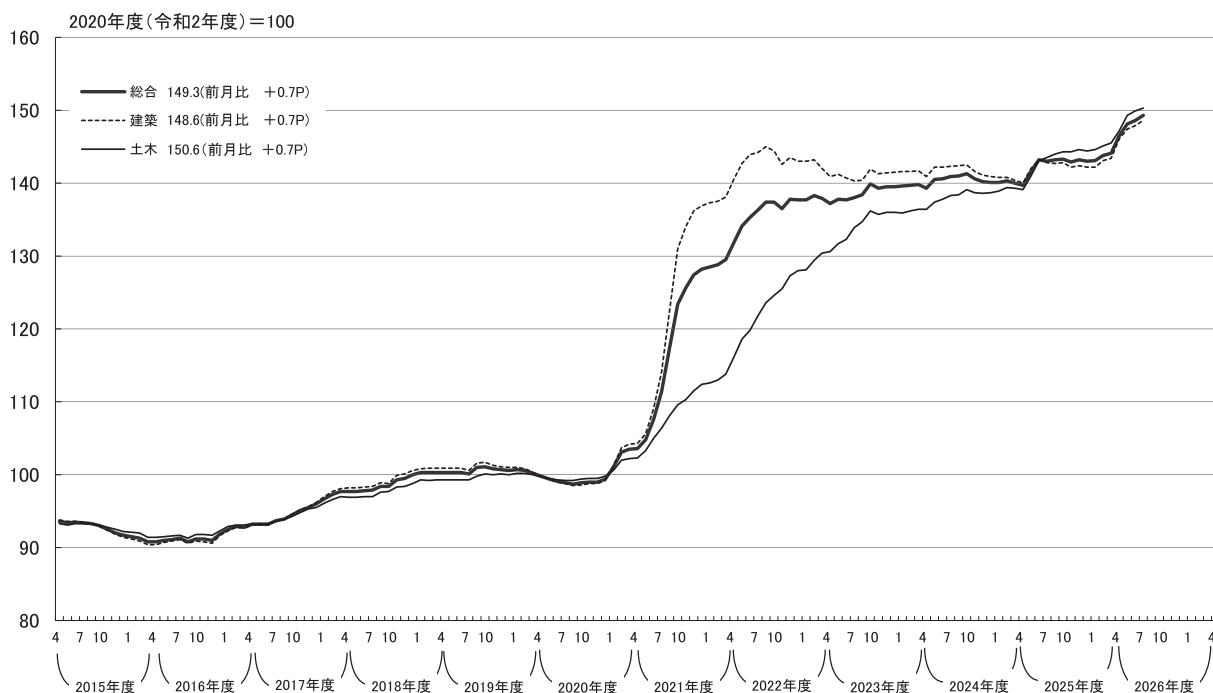
価格は、白管ねじなし25Aで本当たり3,250円と前月比150円の上伸。2月のメーカー値上げに対して、流通側の一部では荷動き不振から販売量を優先し価格転嫁に消極的な姿勢もみられたが、多くは採算重視で交渉を展開したため、6月に入ると需要者側が値上げを受け入れた。

流通側は、8月製造分からの再値上げに向け交渉を継続する構えだが、需要者側はさらなる値上げには抵抗姿勢を示している。先行き、横ばい。

⑧ コンクリート型枠用合板

価格は、無塗装品ラワン12×900×1800mmで枚当たり1,870円と前月比70円の上伸。国内の需要は盛り上がり欠ける状況が続いているものの、先行きが不透明な中東情勢や為替の大幅な円安進行により、調達コストの負担は今後も増え続けるとみて、国内流通各社は一段と売り腰を強めている。需要者側も資材の

図表7 建設資材価格指数（全国）2026年7月



確保を優先し、高値を受け入れた。

日本合板工業組合連合会発表による主要生産国マレーシアからの5月の合板輸入量は、約4万1,000 m³と前年同月比16.6%減となった。産地では原木の調達環境に改善がみられる一方、全体の伐採量は平常時を下回る水準が続いており、製造コストの高止まりを背景にメーカーは強気の姿勢を維持している。

採算悪化を避けたい流通側は、さらなる値上げに向けて取引姿勢を引き締める構えとしている。目先、強含み。

⑨ 軽油

価格は、KL当たり13万4,000円と前月比2,000円の続落。需給に緩みが出てきたことで、価格競争が活発化し末端価格は下落した。米国とイランの停戦協議が難航していることから、先行きは依然不透明感が強い。軟化した原油価格も再び反発の兆しをみせており、販売業者は様子見の姿勢を崩していない。目先、横ばい。

⑩ 電線・ケーブル

価格は、CVケーブル600 V・3心38 mm²でm当たり3,161円と前月比変わらず。日本電線工業会の電線受注出荷速報による建設・電販向けの5月推定出荷量は、約2万2,300 tと前年同月比約3.7%増となった。

一方、国内電気銅建値は6月中旬以降、方向性に欠ける展開となったものの、現状はt当たり224万円と先月初旬とほぼ同水準にある。

銅価下落時には、当用買いの姿勢を示す需要者側からの値下げ要請もみられたが、足元のさえない需要を背景に採算を重視する販売側は、安易には応じず現行価格の堅持に努めた。

今後も販売側は銅価変動に応じた交渉を進める意向だが、海外情勢の不透明感が続く中、販売側、需要者側ともに銅価、石油化学製品の動向を注視している。目先、横ばい。

(2) 積算資料 建設資材価格指数

主要資材の価格動向を総合的に把握するため、当会経済調査研究所が算出している「積算資料 建設資材価格指数」（2020年度平均＝100）をみると、最新の指数は建築・土木総合で149.3となっている。これは、基準年である2020年度と比較して、建設資材の調達コストが平均で約50%上昇した状態にあることを示しており、依然として高い水準で推移している（図表7）。

近年の特徴は、資材価格が急激な上昇局面を経て、

高位で推移する「高止まり局面」へ移行している点にある。鋼材やスクラップ等、相場や為替動向の影響を大きく受ける資材には一時的な変動がみられるものの、セメント、生コンクリートをはじめ、多くの資材ではエネルギーコストや物流費、労務費の上昇分が価格へ継続的に転嫁されている。このため、資材価格全体としては底堅い状況が続いており、指数も高位で横ばい、あるいは緩やかな上昇基調を示している。

こうした状況は、建設事業者の調達価格の前提条件を従来より高い水準で固定化させる要因となっている。特に公共工事や民間建築においては、資材価格のみならず労務費や輸送費を含めた総合的な建設コストの上昇圧力が継続しており、採算管理や価格転嫁への対応が引き続き重要な課題となっている。国際情勢に伴うエネルギー市場の不透明感は依然として残るため、今後の資材価格の急騰リスクには注視が必要な一方、高コスト構造そのものは当面継続する可能性が高く、建設市場におけるコスト管理の重要性は一層高まるものと考えられる。

おわりに

2026年7月の我が国建設市場は、建設投資額が80兆円を超える規模に達するなど、市場全体としては拡大基調を維持している。一方で、担い手不足や高齢化の進展等、供給面における構造的課題は依然として大きく、建設産業を取り巻く環境は重要な転換期にある。

建設資材の需給は総じて均衡を維持しているが、価格についてはエネルギーコスト、物流費及び労務費の上昇を背景として高水準で推移している。足元では原油価格や中東情勢を巡る先行き不透明感が残る中、建設資材価格は依然として高止まりしており、従前の水

準まで大きく低下する可能性は限定的とみられる。このため、建設事業者には適正な積算や円滑な価格協議を通じた適切な契約変更が一層求められている。

また、改正建設業法の全面施行や標準労務費制度の運用は、短期的にはコスト上昇要因として作用する側面があるものの、中長期的には技能労働者の確保・育成や処遇改善を通じて、建設産業の持続的な供給力を維持するための重要な基盤となることが期待される。

こうした環境の下、当会では、「月刊積算資料」を通じた建設資材の実勢価格情報の提供に加え、「労務費に関する基準」特設サイト及び「労務費計算ツール」により、適正な労務費算定を支援している。また、原油価格や石油製品価格の変動が建設コストへ与える影響への関心が高まる中、「石油系資材ウォッチ」を通じて石油系資材の価格動向に関する情報発信を行っている。

さらに、2024年6月に成立した改正建設業法により、請負契約の締結に先立ち、受注者が資材価格の高騰や供給不足等のリスク情報を注文者へ通知する制度が創設された。当会では、こうした制度対応を支援するため、特設サイト「建設資機材等おそれ情報」を開設し、「積算資料 建設資材価格指数」、「労務需給調査」及び「災害復旧資材情報」等を提供している。特に、「災害復旧資材情報」では、2026年7月28日に発生した令和8年熊本地震についても、主要建設資材の供給プラントの稼働状況や供給への影響等を当会が電話等による取材を通じて確認し、その情報を提供しているので、併せて参考にさせていただきたい。

当会は1946年の創立以来、多くの皆さまからのご支援を賜り、2026年9月に創立80周年を迎えた。改めて深く感謝申し上げるとともに、今後も需給・価格動向に関する適時適切な情報提供を通じて、持続可能な建設市場の発展に貢献していきたい。

自主研究

Web制作のクリエイティブワークに関する 調査結果

Web制作のクリエイティブワークに関する調査結果

真田 万希 一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 調査研究部 第二調査研究室
高見 隆登 一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 調査研究部 第二調査研究室 専門室長

はじめに

経済調査会（以下、当会）では、情報伝達の目的・戦略の策定にあたる「広報活動等における課題解決のためのコミュニケーション戦略活動」を“クリエイティブワーク”と定義し、その業務プロセスや役割分担、見積りの考え方について調査・研究を行っている。

一般に、クリエイティブワークはデザイン領域に包含され、専門職の感性や経験に依存するものと認識されがちである。しかし実際には、課題解決に向けて多様なメディアを活用するための戦略的活動であり、複数の工程から構成される広範な業務である。

これらの工程や作業内容を明確に整理・定義することは、発注者と受注者の共通理解を促進し、合意形成を円滑にする上で重要である。

本稿では、Web制作におけるクリエイティブワークに着目し、発注者の視点からプロジェクトの実態を整理するとともに、受発注者間の合意形成における課題について分析する。

1 調査の背景と目的

(1) 背景

近年、企業のマーケティング活動においては、インターネットの活用が高度化・多様化しており、特にWeb制作に関するクリエイティブワークの重要性が一層高まっている。施策の成果は、戦略の内容と、それをどのように表現・実装するかに大きく依存する。また、視覚的訴求力やユーザー体験の質は、ブランド認知や利用者の反応に直接的な影響を与えるため、制作物の品質が業績に結びつく傾向が強まっている。

一方で、これらのクリエイティブワークの推進にあたっては、業務設計や進行管理に関する課題が存在す

る。とりわけ、作業内容に対する見積りの不確実性は重要な課題である。その要因としては、工程の標準化が十分に進んでいないことや、成果物の評価が主観的要素に依存しやすく、定量的な判断基準の設定が難しい点が挙げられる。

見積りが不明確なままプロジェクトに着手した場合、業務量や工数の予測精度が低下し、初期段階から進行上のリスクを抱えることになる。その結果、プロジェクト管理の複雑化やリソース配分の非効率化を招き、最終的には成果の達成を阻害する可能性がある。

本調査では、このような見積りの不確実性に起因するプロジェクトの阻害要因を明らかにするため、Web制作業務の発注者を対象とした事例調査を実施した。

(2) 目的

本調査は、受発注者間の合意形成における課題を分析することを目的とし、日本国内におけるWeb制作のクリエイティブワークについて実態把握を行ったものである。

- 調査時期 2026年5月
- 調査方法 Web調査（個人向け調査）
- 調査対象者 Web制作の業務を発注する立場に従事・関与している人
- 調査回答者数 200人
 - ①従業員数1,000人超の企業（以下、「大企業」）所属者100人
 - ②従業員数2～1,000人の企業（以下、「中小企業」）所属者100人
- 調査内容 回答者が直近1年以内に担当したWeb制作プロジェクトを対象としたクリエイティブワークの事例調査

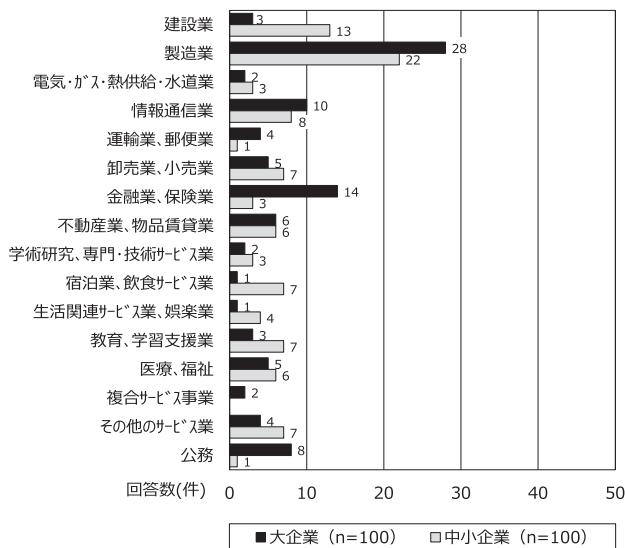
2 調査結果

(1) 回答者のプロフィール

1) 産業分野

回答者の所属する産業分野は、大企業・中小企業ともに製造業が最多であった。その他の産業分野は大きな偏りはみられず、幅広い産業分野でWeb制作が実施されている実態が確認された(図表1)。

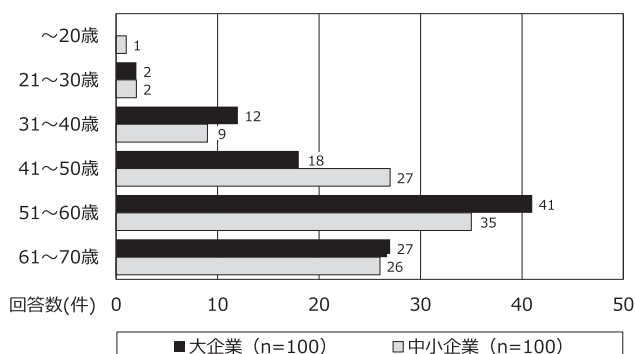
図表1 産業分野



2) 年齢帯

年齢帯は、大企業・中小企業ともに51～60歳が最多であり、51歳以上が全体の半数以上を占めた。このことから、当該業務には一定の経験年数を有する層が中心的に関与していることがうかがえる(図表2)。

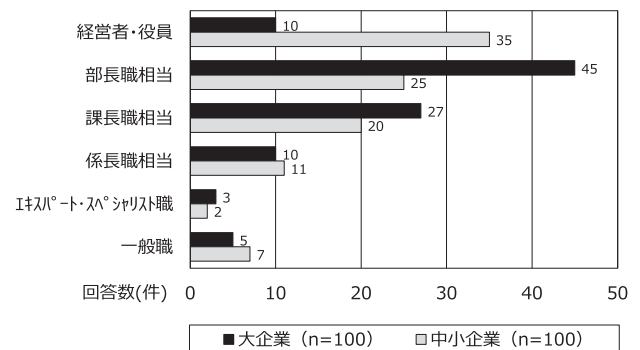
図表2 年齢帯



3) 役職

役職については、大企業では部長職相当、中小企業では経営者・役員が最多であり、上位職層が多くを占める結果となった(図表3)。

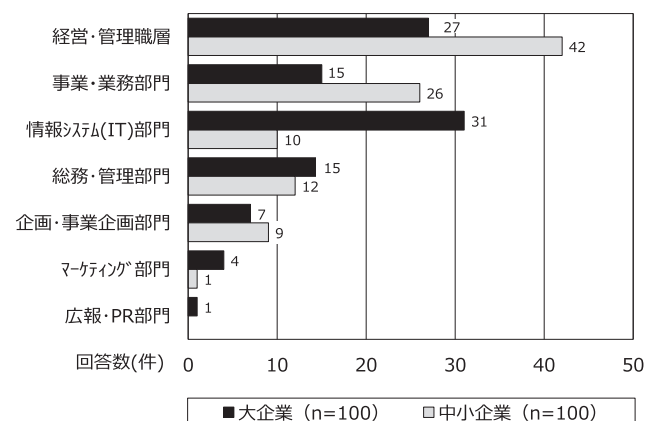
図表3 役職



4) 立場

発注業務を担う部門は、大企業では情報システム(IT)部門が最多であるのに対し、中小企業では経営層が最多となった。このことから、大企業では専門部署による分業が主流である一方、中小企業では経営層が包括的に関与している傾向があるとみられる(図表4)。

図表4 立場



(2) 個別事例に関する調査結果

1) 調査概要

個別事例に関する調査では、回答者が直近1年以内にマーケティング企画等のクリエイティブワークを担

当した特定のWeb制作プロジェクトについて回答を求めた。

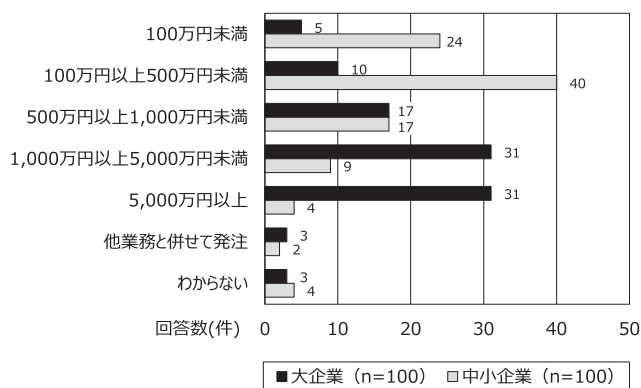
2) 発注金額

クリエイティブワークの業務に関する発注金額(税抜)を調査した結果は、**図表5**の通りである。

大企業では「1,000万円以上5,000万円未満」と「5,000万円以上」が同数で最多となった。一方、中小企業では「100万円以上500万円未満」が最多であった。これらの結果から、企業規模によってプロジェクトの規模が大きく異なることがわかる。

なお、本調査項目では、発注金額がプロジェクト開始後に変更された場合には、最終的な発注金額の回答を求めた。

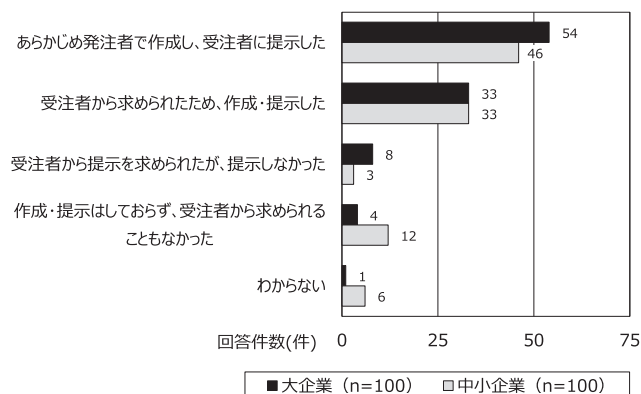
図表5 発注金額



3) オリエンテーションシートの有無

プロジェクトに関するオリエンテーションシート(発注者が設定する各種要件を記載した資料)の提示の有無を調査した結果は、**図表6**の通りである。

図表6 オリエンテーションシートの有無



「あらかじめ発注者で作成し、受注者に提示した」は、大企業54件、中小企業46件で計100件であった。また、「受注者から求められたため、作成・提示した」は、大企業33件、中小企業33件で計66件となった。

以上のことから、全体回答数200件のうち、オリエンテーションシートが作成されていたプロジェクトは166件にのぼり、多くの企業でオリエンテーションシートが準備されていることが確認された。特に大企業では、「あらかじめ発注者で作成し、受注者に提示した」の回答が54件と過半数を超えており、オリエンテーションシートの作成がプロジェクト開始時の標準的な準備事項として、ある程度定着していることがうかがえる。

4) オリエンテーションシートの内容

3)で「あらかじめ発注者で作成し、受注者に提示した」、または「受注者から求められたため、作成・提示した」を選択した回答者166名を対象に、オリエンテーションシートの内容について、様々な観点からみた明確性を調査した結果は、**図表7**の通りである。

大企業、中小企業のいずれにおいても、すべての観点において、「受注者からの質疑はほとんどなく、十分に明確だった」(以下、「十分明確」と「質疑は一部あったが、業務遂行に支障はなく、おおむね明確だった」(以下、「おおむね明確」)の合計が、各項目の過半数を占める結果となった。

また、企業規模別に比較すると、多くの項目で大企業の方がオリエンテーションシートの明確性が高い傾向がみられた。

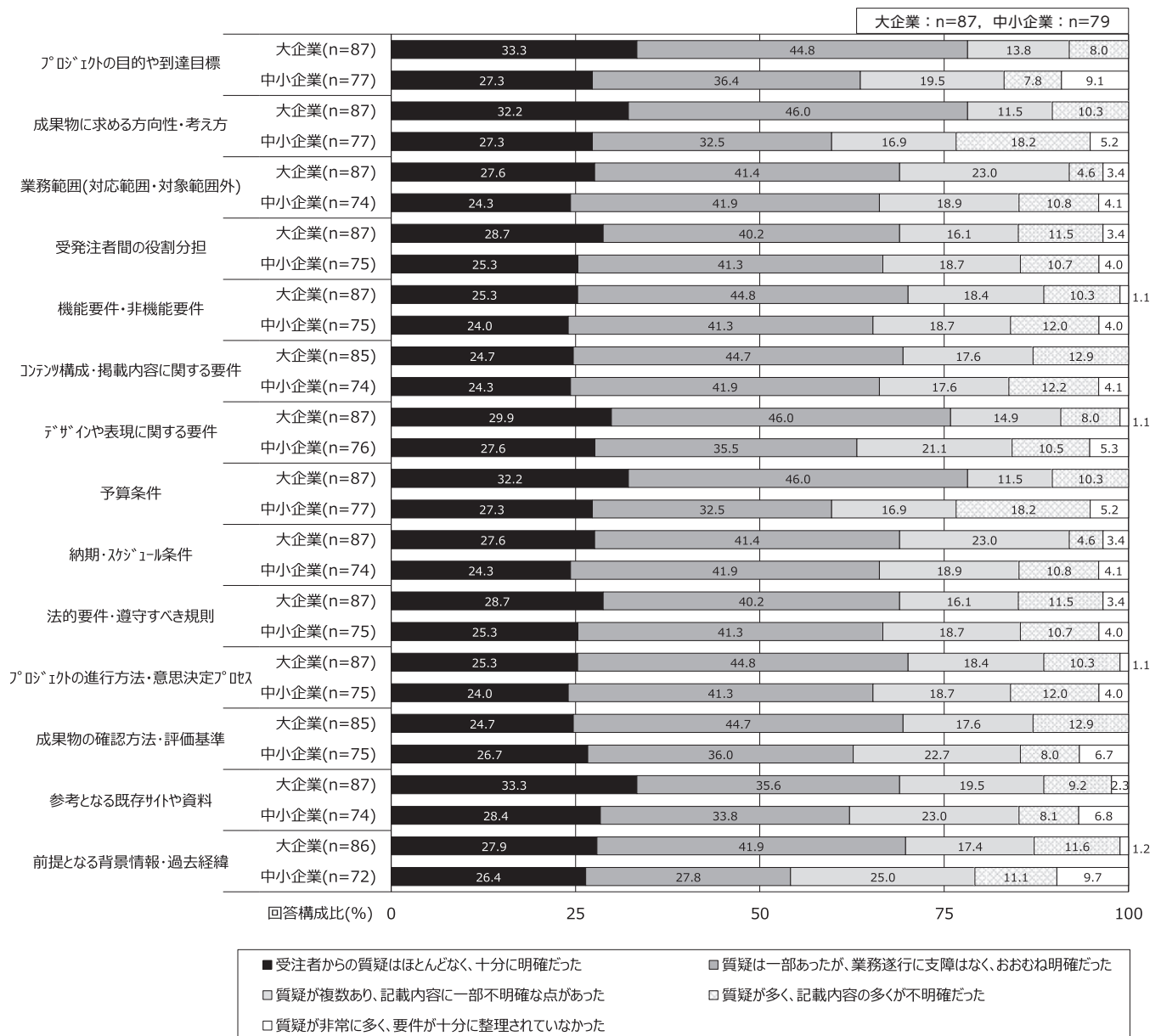
さらに、企業規模にかかわらず、極端に不明確であった事例は少ないことが確認された。

以上より、オリエンテーションシートの内容は総じて一定の明確性が確保されており、特に大企業においてその傾向が顕著であることがわかる。

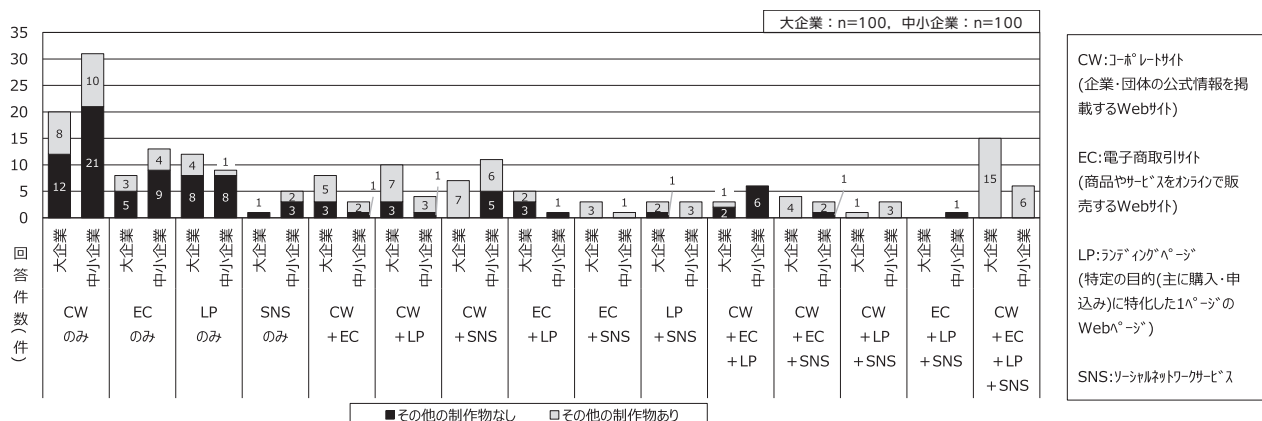
5) 制作物

どのようなWebメディアが制作されたのか、またWebメディアと併せて他の制作物を制作したのかを確認するため、制作物の調査を行った結果は、**図表8**の通りである。なお、本調査では、コーポレートサイ

図表7 オリエンテーションシートの内容



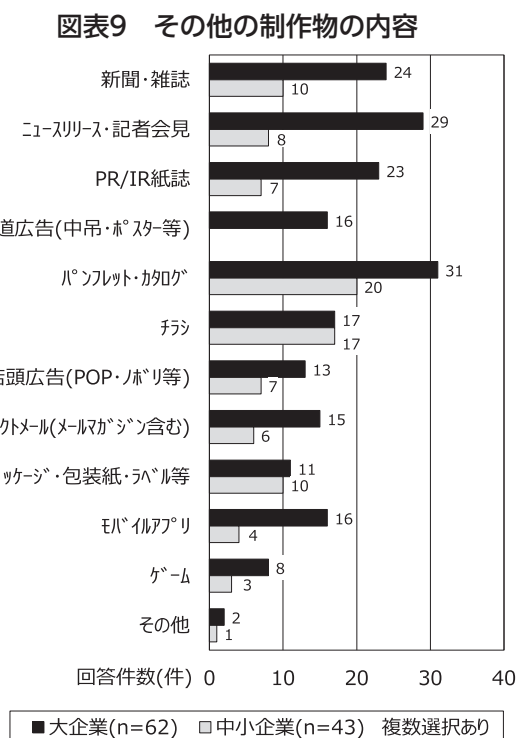
図表8 Webメディアの制作物の内容



ト(CW)、電子商取引サイト(EC)、ランディングページ(LP)、SNSをWebメディアと定義し、これらの組み合わせについて、その他のメディアの制作物(以下、「その他の制作物」)の有無別に集計した。

最も多い回答は大企業、中小企業ともに「CWのみ」であり、大企業が20件、中小企業が31件であった。その他の制作物の有無を区別して比較すると、大企業では「その他の制作物あり」における「CW+EC+LP+SNS」の組み合わせが最多となり、中小企業では「その他の制作物なし」における「CWのみ」の回答が最多となった。

また、その他の制作物の内容を調査した結果は図表9の通りである。



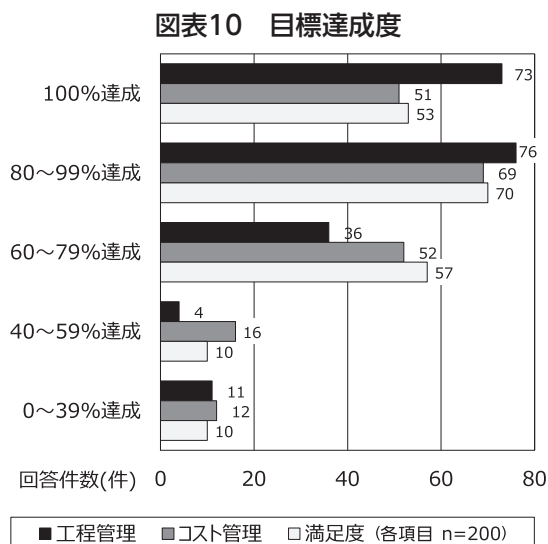
大企業・中小企業ともに「パンフレット・カタログ」が最も多く、大企業では「新聞・雑誌」や「ニュースリリース・記者会見」も比較的多くみられた。

これらの結果から、Web制作におけるクリエイティブワークは、コーポレートサイト等のようにWebメディア単体で完結するケースが一定数存在する一方、複数媒体を組み合わせる展開されるケースも多いことがわかる。すなわち、目的や媒体特性に応じて、単体型と複合型の構成が併存しているといえる。

このように制作物の構成が多様であることを踏まえると、どの媒体を採用し、どのように組み合わせるかを事前に整理することが重要となる。その際、媒体選定の前提となる要件や目的を明確に示す資料として、オリエンテーションシートが制作物の内容や構成を方向付ける上で重要な役割を果たすと考えられる。

6) 目標達成度

プロジェクトの目標達成度を、「工程管理」「コスト管理」「成果物の期待適合度(以下、「満足度」)」の3つの管理項目別に調査した結果は、図表10の通りである。



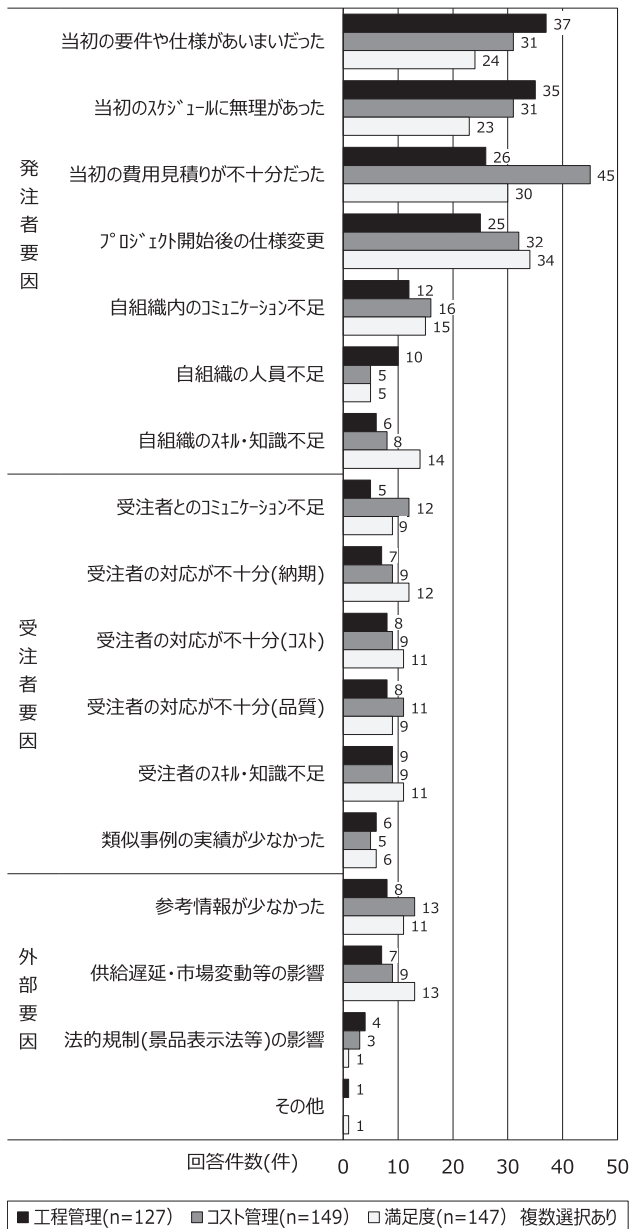
目標達成度の分布には管理項目ごとに特徴的な違いがみられる。納期に直結する「工程管理」では、「80~99%達成」が最も多く、これに次いで「100%達成」も多くみられたことから、おおむね目標が達成されているといえる。

一方で、「コスト管理」及び「満足度」については、「80~99%達成」が最も多い点は同様であるものの、「100%達成」と「60~79%達成」にも同程度の回答がみられ、達成度にはばらつきが生じていることが確認できる。

7) 目標達成の阻害要因

6)の目標達成度において「100%達成」以外を選択した回答者を対象に、目標達成の阻害要因について調査した結果は、図表11の通りである。

図表11 目標達成の阻害要因（管理項目別）



なお、管理項目ごとの集計対象数は次の通り。

- ・工程管理…127件
- ・コスト管理…149件
- ・満足度…147件

最も多く挙げられた目標達成の阻害要因は、工程管理では「当初の要件や仕様があいまいだった」、コスト管理では「当初の費用見積りが不十分だった」、満足度では「プロジェクト開始後の仕様変更」であった。

これらの結果から、発注者がプロジェクト開始前に整理した要件・仕様や費用見積りが、各管理項目の達成に大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。また、満足度については、受注者側の対応よりも、自組

織都合による仕様変更の影響が大きいことが確認された。

以上を踏まえると、プロジェクトの目標達成においては、プロジェクト開始時点での要件整理と見積りの精度に加え、着手後の仕様変更の管理が重要であるといえる。そこで次節では、オリエンテーションシートの有無及びその記載内容に着目し、プロジェクト開始時に発注者がどのように要件を提示することが目標達成に資するかについて検証する。

(3) 分析

1) オリエンテーションシートの提示主体と内容

初めに、オリエンテーションシートが発注者から自発的に提示された場合とそうでない場合とで、その内容の明確性に差異があるかを分析した。分析の結果は、図表12の通りである。

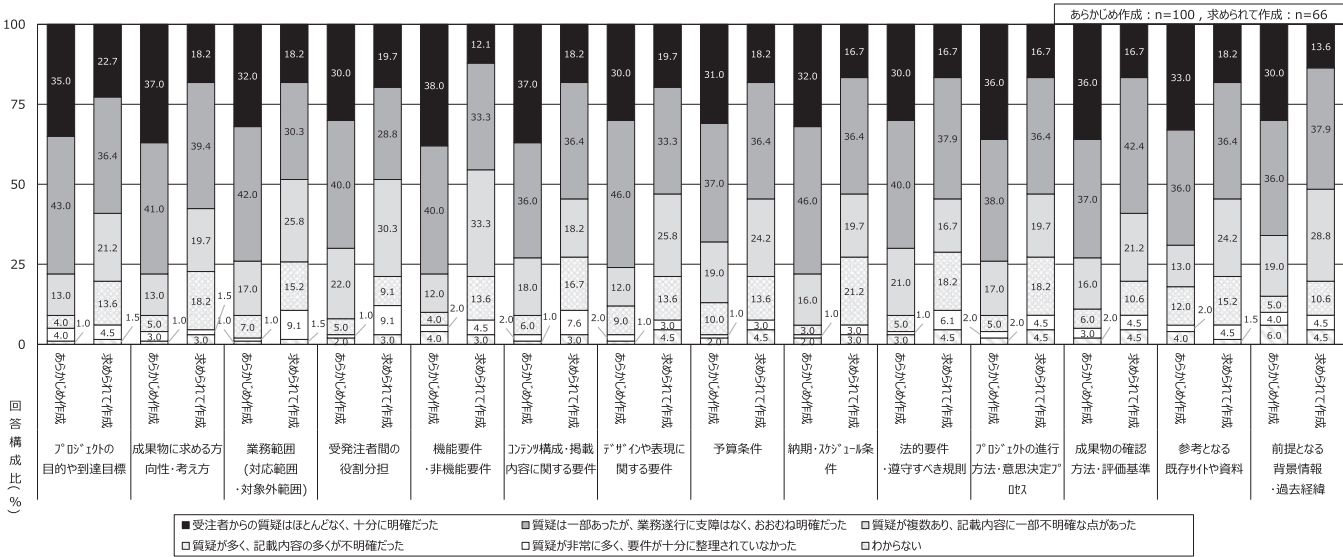
分析の結果、「あらかじめ発注者で作成し、受注者に提示した（あらかじめ作成）」と「受注者から求められたため、作成・提示した（求められて作成）」を比較すると、「あらかじめ作成」の方がオリエンテーションシートの内容がより明確である傾向がみられた。特に、「機能要件・非機能要件」については「あらかじめ作成」と「求められて作成」の場合で明確性の差が大きかった。

2) オリエンテーションシートの有無と目標達成度

次に、オリエンテーションシートの有無と目標達成度の関係性について、管理項目別に分析した。

分析にあたっては、オリエンテーションシートの提示があった場合（「あらかじめ発注者で作成し、受注者に提示した」及び「受注者から求められたため、作成・提示した」場合。以下「オリエンテーションシート有」）と、提示がなかった場合（「受注者から提示を求められたが提示しなかった」、及び「作成・提示はしておらず、受注者から求められることもなかった」場合。以下「オリエンテーションシート無」）を比較した。また、オリエンテーションシートの有無による差異を把握するため、それぞれの総回答数に対する該当項目の回答割合を「回答構成比」として算出し、比較

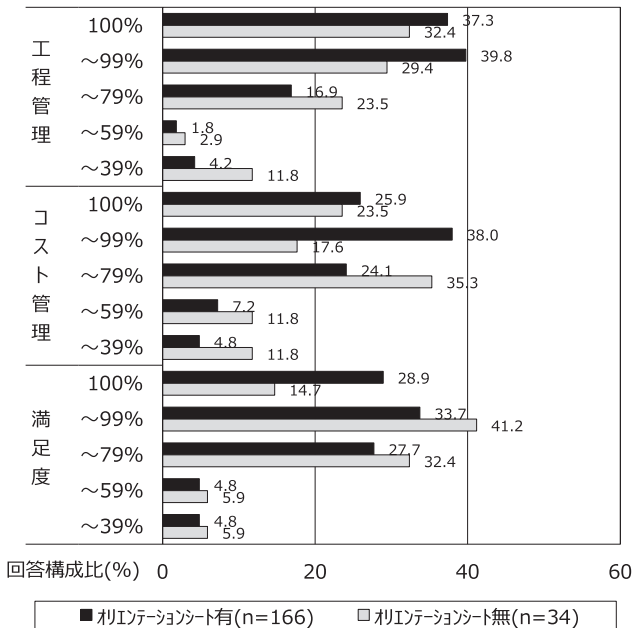
図表12 オリエンテーションシートの提示主体と内容



の指標とした。

その結果は図表13の通り、工程管理及びコスト管理では、「オリエンテーションシート有」の方が高達成度の回答割合が高い傾向がみられた。満足度についても、「100%達成」は「オリエンテーションシート有」の方が高く、低達成度の回答割合は相対的に低かった。このことから、オリエンテーションシートの提示は、目標達成に一定の効果をもたらす可能性があると考えられる。

図表13 オリエンテーションシートの有無と目標達成度



3) オリエンテーションシートの有無と阻害要因

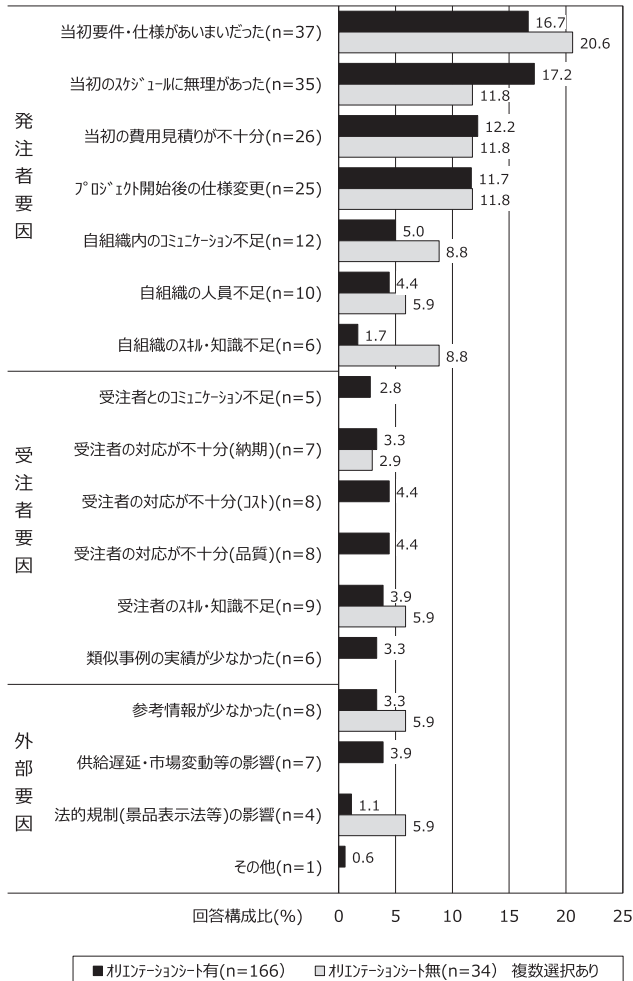
前提となる計画・見積りが不十分な場合には、「オリエンテーションシート有」でも目標達成の阻害要因が残ることが考えられる。そこで、オリエンテーションシートの有無によって目標達成の阻害要因に違いがあるかを確認するため、管理項目別に分析を行った。なお、本分析では、2) オリエンテーションシートの有無と目標達成度と同様に、オリエンテーションシートの有無による差異を把握するため、それぞれの総回答数に対する該当項目の回答割合を「回答構成比」として算出し、比較の指標とした。

① 工程管理

工程管理における目標達成の阻害要因を分析した結果は、図表14の通りである。

各要因について、オリエンテーションシートの有無を比較したところ、発注者要因では「当初のスケジュールに無理があった」において、「オリエンテーションシート有」の方が「オリエンテーションシート無」よりも回答率が高い結果となった。また、受注者要因に関しては、多くの項目で「オリエンテーションシート無」における回答率が低い傾向がみられた。

これらのことから、オリエンテーションシートの提示があった場合であっても、発注者が策定する事前計画や工程に無理がある場合には、プロジェクトの阻害要因となり得ることが考えられる。さらに、オリエン

図表14 オリエンテーションシートの有無と
目標達成の阻害要因(工程管理)

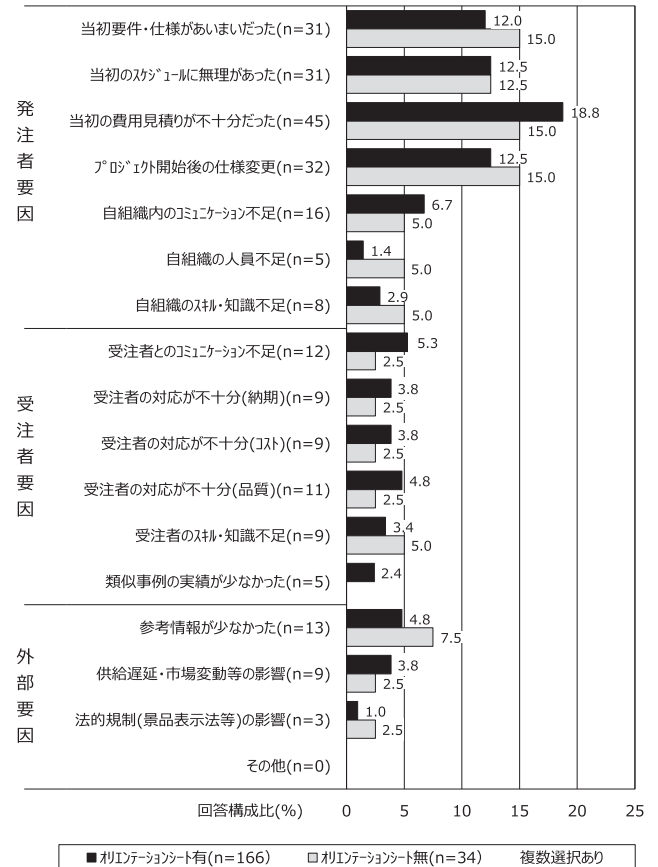
テーションシートが提示されている場合には、受注者側の対応に関する課題が比較的多く認識される傾向もうかがえる。

②コスト管理

コスト管理における目標達成の阻害要因を分析した結果は、図表15の通りである。

各要因についてオリエンテーションシートの有無による差をみると、発注者要因では「当初の費用見積りが不十分だった」において「オリエンテーションシート有」の回答割合がやや高い傾向がみられた。一方、受注者要因では多くの項目で「オリエンテーションシート有」の回答割合が高かったものの、特定の要因に大きく偏る傾向はみられなかった。

これらのことから、コスト管理では、「オリエンテーションシート有」の場合でも費用見積りに関する

図表15 オリエンテーションシートの有無と
目標達成の阻害要因(コスト管理)

課題が残る一方、オリエンテーションシートの有無にかかわらず、阻害要因は幅広く存在すると考えられる。

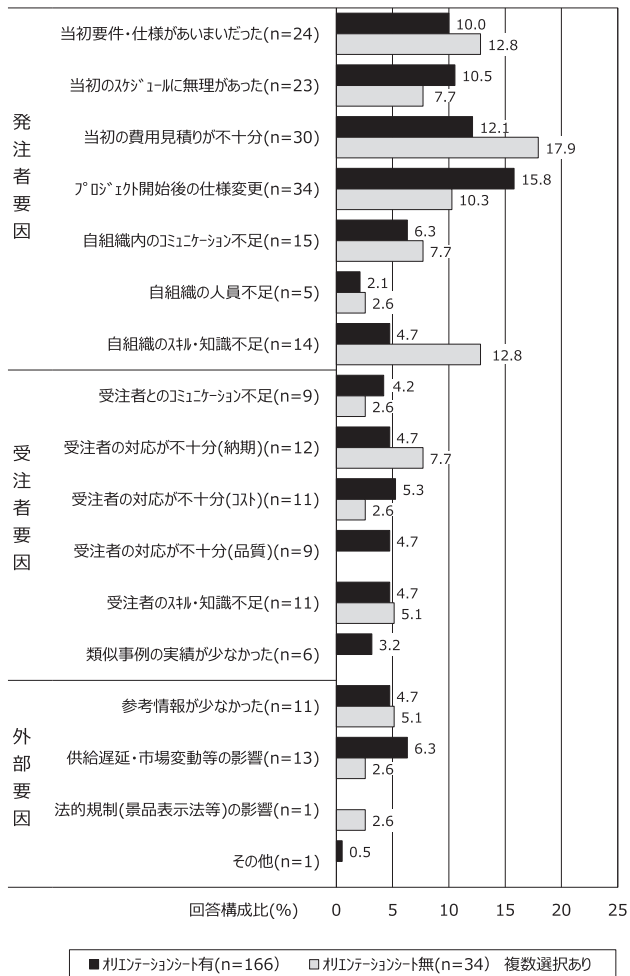
③満足度

満足度における目標達成の阻害要因を分析した結果は、図表16の通りである。

各要因におけるオリエンテーションシートの有無による差異を比較すると、「当初の費用見積りが不十分だった」については「オリエンテーションシート無」の回答率が高いことから、満足度低下の要因として、見積り根拠の不明確さが考えられる。

また、「プロジェクト開始後の仕様変更」については、「オリエンテーションシート有」の回答率が「無」を上回った。このことから、オリエンテーションシートが提示されている場合でも、プロジェクト進行中の仕様変更は目標達成を阻害する主要要因となると考えられる。

図表16 オリエンテーションシートの有無と
目標達成の阻害要因（満足度）



一方、「自組織のスキル・知識不足」については、「オリエンテーションシート無」が「有」を大きく上回った。このことから、発注者のスキルや知識が不足している場合、オリエンテーションシートの作成や整理が不十分となる可能性があり、満足度に影響していることがうかがえる。

④まとめ

①～③の分析結果を踏まえると、目標達成の阻害要因はオリエンテーションシートの有無により差がみられるものの、影響は管理項目ごとに異なることが明らかとなった。

具体的には、工程管理及び満足度では、オリエンテーションシートが作成されていても、発注者の計画の妥当性や進行中の仕様変更が主要な阻害要因として顕在化する傾向がみられる。

一方、コスト管理では、「当初の費用見積りが不十分だった」等、一部の発注者要因で差がみられるものの、全体としてはオリエンテーションシートの有無による差は限定的であり、阻害要因は特定の要因に偏らず幅広く存在していた。

また、オリエンテーションシートが作成されていない場合には、発注者自身のスキル・知識不足がより顕著に表れることから、発注者側の能力とオリエンテーションシートの作成状況には一定の関連があることが考えられる。

以上より、オリエンテーションシートは受発注者間の情報整理・共有に有効であることがわかった。一方で、オリエンテーションシートの作成・提示のみで目標達成が担保されるわけではなく、計画の妥当性や仕様変更の適切な管理が重要であり、さらに、これらを実効的に運用するためには、発注者自身のスキル・知識の向上が必要であることがわかった。

4) 目標達成度と阻害要因

さらに、目標達成度と阻害要因との関係を把握するため、管理項目別に分析を行った。

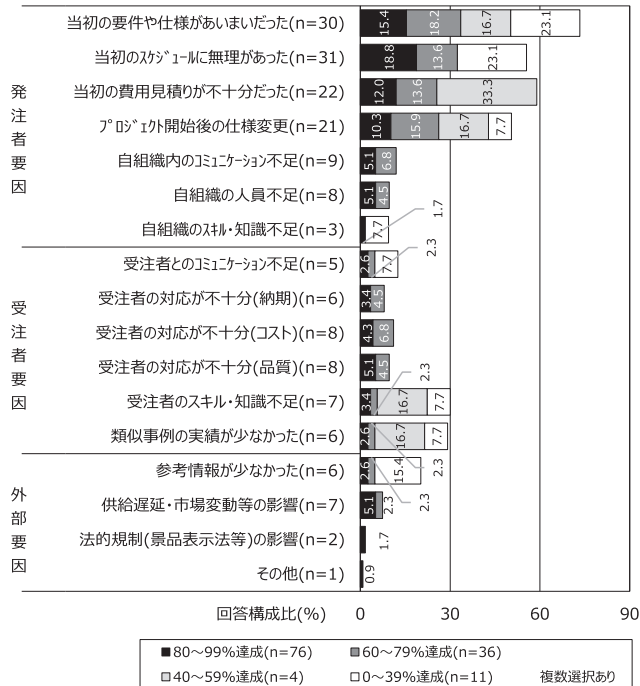
本分析では図表10に示した目標達成度の集計結果を基に、目標達成度に応じた阻害要因の差異を検証した。具体的には、目標達成度の回答を「80～99%達成」「60～79%達成」「40～59%達成」「0～39%達成」の4区分に分類し、各区分の総回答数を分母として阻害要因の回答割合(回答構成比)を算出し、管理項目別に比較した。

①工程管理

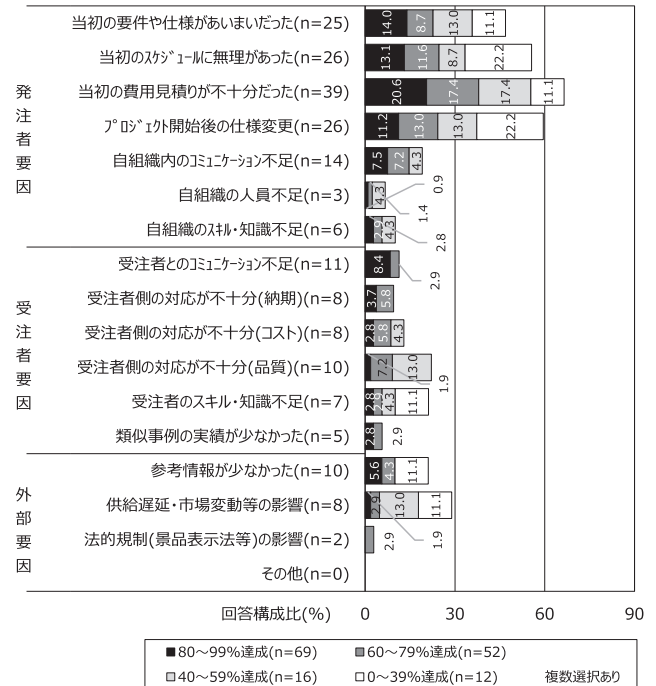
工程管理に関して、目標達成度ごとに目標達成の阻害要因を分析した結果は、図表17の通りである。

回答構成比が最も高かったのは、「40～59%達成」における「当初の費用見積りが不十分だった」の33.3%であった。また、「0～39%達成」における「当初の要件や仕様があいまいだった」及び「当初のスケジュールに無理があった」も、ともに23.1%と高い割合を示した。これらのことから、工程管理においては、費用見積りの不十分さに加え、プロジェクト開始時の要件定義の不明確さや無理のあるスケジュール設

図表17 オリエンテーションシートの内容と目標達成の阻害要因(工程管理)



図表18 オリエンテーションシートの内容と目標達成の阻害要因(コスト管理)



定が、目標達成を阻害する主要な要因となることが考えられる。

さらに、「80~99%達成」でも「当初のスケジュールに無理があった」の回答構成比が18.8%と高く、過度にタイトなスケジュールは、進行中の挽回が難しく、目標達成の阻害要因となることが考えられる。

②コスト管理

コスト管理に関して、目標達成度ごとに目標達成の阻害要因を分析した結果は、図表18の通りである。

回答構成比が最も高かったのは、「0~39%達成」における「当初のスケジュールに無理があった」及び「プロジェクト開始後の仕様変更」で22.2%であった。

①**工程管理**では開始時点で計画を固める重要性が確認された一方、コスト管理では、進行中の仕様変更も目標達成に大きく影響することが分かった。仕様変更はコスト増を伴うが、当初の要件定義に過度に縛られ、最適な変更を受け入れない場合には、目標達成に必要な変更対応すら行えなくなり、結果としてプロジェクト全体の目標達成を妨げる可能性がある。このように、仕様変更の可否はコストと品質のトレードオフの関係にあり、慎重な判断が求められる。

また、「80~99%達成」において最も高い回答構成比となったのは、「当初の費用見積りが不十分だった」であった。この項目は、各達成度区分を通じた回答構成比の合計が最も大きく、達成度の水準にかかわらず、コスト管理における共通課題であることがわかる。

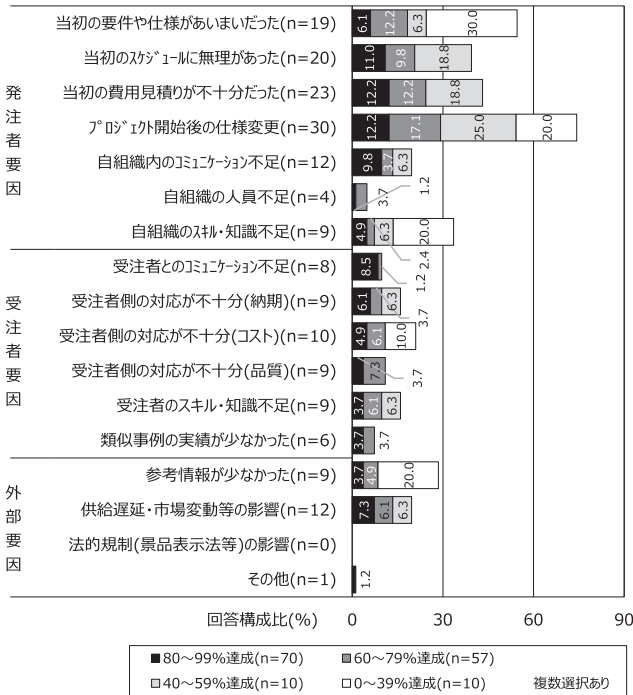
③満足度

満足度に関して、目標達成度ごとに目標達成の阻害要因を分析した結果は、図表19の通りである。

回答構成比が最も高かったのは、「0~39%達成」における「当初の要件や仕様があいまいだった」の30.0%で、他の達成度区分と比較しても高い割合を示した。このことから、プロジェクト開始時点で要件や仕様を明確化することが、満足度の向上に大きく影響することがうかがえる。

また、「0~39%達成」における「自組織のスキル・知識不足」は、①**工程管理**、②**コスト管理**と比較して回答割合が高く、満足度に対する影響が大きい要因であることがうかがえる。さらに発注者要因に着目すると、「40~59%達成」及び「0~39%達成」で回答構成比が高い項目が多いことから、満足度の達成状況に

図表19 オリエンテーションシートの内容と
目標達成の阻害要因（満足度）



は、発注者要因が大きく影響している可能性があると考えられる。

④まとめ

①～③の結果を踏まえると、目標達成度と阻害要因との関係は、管理項目ごとに異なる特徴を有していることが明らかとなった。

工程管理においては、当初の費用見積りの不十分さに加え、プロジェクト開始時の要件の不明確さや無理のあるスケジュール設定が目標達成の阻害要因となることが確認された。また、コスト管理においては、当初の費用見積りの不十分さに加え、プロジェクト進行中の仕様変更が目標達成に大きく影響することが示された。さらに、満足度においては、要件の不明確さに加え、「自組織のスキル・知識不足」等の自組織要因の影響が大きく、他の管理項目と比べて発注者側の能力や経験が成果に直結する傾向がみられた。

以上のことより、目標達成には、プロジェクト開始時の要件定義の明確化と適切な計画や見積りの策定に加え、進行中の変更管理を適切に行うとともに、発注者側のスキルや組織能力を確保することが重要であるといえる。

3 まとめ

(1) 今回調査結果のまとめ

今回の調査の結果、Web制作におけるクリエイティブワークは、発注者側の要件整理やプロジェクト運営のあり方が成果に大きく影響することが明らかとなった。特に、要件定義やスケジュール設定といったプロジェクト開始時点の計画の質が、工程管理やコスト管理、満足度にまで影響する重要な要素であることが確認された。

本調査では、オリエンテーションシートの利用が多くの企業で行われており、特に大企業においてはプロジェクト開始時の標準的な準備事項として定着していることが明らかとなった。また、オリエンテーションシートが利用されている場合には、目標達成度が相対的に高い傾向がみられ、要件の整理・共有手段として一定の有効性があることが示唆された。一方で、オリエンテーションシートが利用されていても、無理なスケジュールや進行中の仕様変更により目標達成が阻害されるケースが確認されており、その有無だけが成功を決定づけるものではないことも明らかとなった。

また、阻害要因の分析からは、工程管理及びコスト管理ではプロジェクト開始時点での要件の明確さや計画の妥当性が重要であるのに対し、満足度では仕様変更や発注者のスキル・知識不足といった人的要因の影響が大きいたことが確認された。特に、オリエンテーションシートが利用されていない場合には、発注者自身の能力不足が顕在化しやすく、要件整理能力が成果に直結する構造があることが考えられる。

(2) 受注者向け調査結果との比較

当会では、2025年6月に、Web制作のクリエイティブワークに受注者として従事しているマネージャークラス200人を対象に、今回調査と同様の調査を実施している（以下、「受注者向け調査」）。その調査結果は「経済調査研究レビュー第37号（2025年9月）」¹に公表している。今回の調査結果と比較すると、共通して「要件の明確性」と「仕様変更」が主要な課題とし

て挙げられている点が特徴的であった。受注者向け調査では、要件のあいまいさや変更要求がプロジェクトの負担となっていることが確認されており、本調査においても発注者側の視点から同様の要因がプロジェクト目標達成の阻害要因として確認された。このことは、受発注者双方が同一の課題を認識しているにもかかわらず、十分に解消されていない現状を示すものといえる。

さらに、受注者向け調査ではオリエンテーションシートの明確性が成果に影響することが示唆されていたが、本調査では、有無だけでなく内容の質や運用、進行中の変更管理やコミュニケーションが重要であることがより明確となった。すなわち、オリエンテーションシートは合意形成の重要な基盤であるものの、それ単体で成果を保証するものではなく、発注者側の計画・運用能力と組み合わせることで効果を発揮するものといえる。

おわりに

以上より、Web制作のクリエイティブワークにおける成功には、初期段階の要件定義の精度向上、実現可能な計画策定、プロジェクト進行中の変更管理の適正化に加え、発注者のスキルやリテラシーの向上が不可欠であるといえる。また、受発注者双方が共通の課題認識を持ちながらも解決が進んでいない現状を踏まえると、今後はオリエンテーションシートの標準化や運用方法の整理を通じて、合意形成プロセスをより具体的に支援する取り組みが求められる。これにより、クリエイティブワークの品質向上と成果の安定化が期待される。

当会では、見積りの客観性向上を目的としてクリエイティブワークの見積りプロセスを体系化し、定量的評価が可能な枠組みの構築を目指している。今後も継続的な調査を通じて、受発注者間の合意形成に資する情報提供を行っていきたい。

【注釈】

¹ https://www.zai-keicho.or.jp/wp-content/uploads/2025/09/er_review_vol.37.pdf

自主研究

施工パッケージ型積算方式の動向 ～令和8年度の改定概要と各発注機関の動向～

(2) 標準単価と機労材構成比の公表

積算単価への補正には、「補正式」、積算条件区分ごとに設定された「標準単価」、標準単価を構成する機械経費・労務費・材料費・市場単価の金額構成比率である「機労材構成比」等を使用する。この標準単価と機労材構成比は、「標準単価表」としてとりまとめられ、補正式とあわせて国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページで公表されている(図表1)。

(3) 本積算方式の導入により期待される効果

本積算方式の導入により期待される効果は、次の2点である。

1) 価格の透明性の向上

標準単価及び積算単価への補正方法等を公表することにより、発注者の価格設定が明確化され、受注後の単価協議や設計変更時等における受発注者の協議の円滑化が期待される。

2) 積算業務等の負担軽減

積上げ積算方式のように機械・労務・材料ごとに費用を積上げる必要がなく、積算条件区分に対応した標準単価を積算単価へ補正する方式であることから、積算業務の簡素化が期待される。

2 国土交通省(土木工事積算基準)における令和8年度改定概要

(1) 導入状況

国土交通省では、平成24年10月の導入開始以降、平成25年10月、平成27年10月、平成28年10月に適用工種を順次拡大してきた。これ以降は、導入済み工

種の改廃を中心に行い、令和8年4月時点で、411パッケージ(108工種)が適用されている(図表2)。

(2) 令和8年度改定概要

本積算方式で適用する標準単価は、「施工合理化調査等の実態調査」により施工実態の変動を反映するとともに、標準単価を構成する機械・労務・材料の物価変動も反映し、毎年度、更新されている。

令和8年度の改定概要は、次のとおりである(以下、【 】内は施工パッケージ名称を示す)。

なお、代表機械の規格における表記方法(例として、バックホウの場合、山積0.8m(平積0.6m)からバケット容量0.8m³、クレーン類の場合、25t吊から最大吊上能力25t吊等の変更)、鉄筋工における積算方式の変更表記(「市場単価 鉄筋工」から、「第2編5章 コンクリート工⑥鉄筋工」への変更)は省略する。

1) 土工

【掘削】では、適用出来る範囲、適用出来ない範囲、工区内運搬条件、積算条件区分の「施工数量」、「平均施工幅員」、「破砕片除去の有無」、「集積押土の有無」、積算条件区分の一部の(注)、1工事当りの取扱い数量、代表機械のブルドーザ規格の一部(新規格追加、排出ガス対策型基準値)、バックホウ規格の一部(バケット容量、排出ガス対策型基準値)、小型バックホウ規格(騒音対策型、排出ガス対策型基準値)、作業日当り標準作業量が見直された。

【土砂等運搬】では、代表機械のバックホウ規格の一部(バケット容量、排出ガス対策型基準値)、クラムシェル規格の一部(バケット容量)が見直された。

【整地】では、積算条件区分「施工数量」にて、数量

図表2 国土交通省の施工パッケージ数の推移

時期		H24.10	H25.10	H27.10	H28.10	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
パッケージ数	総数	63	209	319	403	416	413	419	415	409	408	411	411	412	411
	追加	—	146	114	84	14	3	8	4	3	7	11	1	9	3
	削除	—	0	4	0	1	6	2	8	9	8	8	1	8	4
工種数	総数	34	64	96	113	116	114	115	114	115	116	111	111	109	108
	追加	—	30	33	17	3	0	1	0	1	2	0	0	0	0
	削除	—	0	1	0	0	2	0	1	0	1	5	0	2	1

出典：国土交通省 国土技術政策総合研究所「施工パッケージ型積算方式標準単価表」を加工して作成

表記が見直された。

【押土(ルーズ)】では、積算条件区分に「施工数量」が追加され、代表機械のブルドーザ規格(新規格追加、排出ガス対策型基準値)、作業日当り標準作業量が見直された。

【積込(ルーズ)】では、代表機械のバックホウ規格(バケット容量、排出ガス対策型基準値)が見直された。

【転石破碎】は、廃止された。

2) 床掘工

【床掘り】では、適用出来ない範囲にて“共同溝工”が削除され、代表機械のバックホウ規格の一部(排出ガス対策型基準値)、クラムシェル規格の一部(排出ガス対策型基準値、バケット容量)、小型バックホウ規格(騒音対策型、排出ガス対策基準値)が見直された。

3) 床掘工 (ICT)

【床掘り (ICT)】では、適用範囲が“平均施工幅2 m以上”から“平均施工幅1 m以上”に改正、施工フローに「機械搬出」(施工パッケージ未対応部)、積算条件区分及び代表機材規格に「施工方法」が追加され、作業日当り標準作業量も見直された。

4) 安定処理工

【安定処理】では、適用範囲が“石灰やセメント系にかかわらず適用出来る”に見直され、積算条件区分に「固化材区分」が追加された。また、代表機材規格の一部の条件にて、代表労務職種の入れ替えが行われた。

5) 基礎・裏込砕石工

【基礎砕石】では、適用出来ない範囲にて、共同溝工が削除された。

6) コンクリートブロック積 (張) 工

【間知ブロック積】、【現場打小口止コンクリート】、【現場打天端コンクリート】、【プレキャスト横帯(隔壁)ブロック】では、代表労務職種の入れ替えが行われた。

【緑化ブロック積】では、代表材料の一部の備考が削除された。

7) 石積 (張) 工

【石積(練石)(複合)】では、代表材料の一部入れ替えが行われた。

8) 場所打擁壁工 (1)

適用出来ない範囲の“エポキシ樹脂塗装鉄筋を使用

する場合”が削除された。

【小型擁壁】では、代表労務職種が見直された。

【重力式擁壁】では、積算条件区分の一部条件で、「圧送管延長距離区分」が削除され、代表機材規格の一部条件で、代表労務職種が見直された。

【逆T型擁壁】、【L型擁壁】では、適用出来る範囲、施工概要、積算条件区分の「鉄筋量」及び(注)、代表材料が見直された。

9) 場所打擁壁工 (2)

【コンクリート(場所打擁壁)】では、代表機械の一部入れ替えが行われた。

10) 補強土壁工 (帯鋼補強土壁、アンカー補強土壁、ジオテキスタイル補強土壁)

【碎石投入】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

11) 補強盛土工

【ジオテキスタイル敷設】、【まき出し・敷均し、締固め】では、適用出来る範囲にて、“ジオテキスタイル工1段当りの施工高さが1.5 mまでの場合”が削除され、【まき出し・敷均し、締固め】に関しては、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

12) 排水構造物工

適用範囲に、“なお、人力施工で持上げ高が2 m以上の場合は適用しない”が追記され、施工パッケージ【ボックスカルバート(材料費)】が新設された。

【ヒューム管(B形管)】では、施工概要、積算条件区分の(注)、代表材料及び代表市場単価が見直された。

【ボックスカルバート】では、積算条件区分の(注)、代表材料が見直され、代表材料のボックスカルバートが削除された。

【暗渠排水管】では、適用出来ない範囲の一部、代表機械のバックホウ規格(バケット容量)が見直され、積算条件区分に「管規格」が追加された。

【フィルター材】では、代表機械のバックホウ規格(バケット容量)が見直された。

【管(函)渠型側溝】では、積算条件区分に「側溝規格」が追加された。

【鉄筋コンクリート台付管】では、積算条件区分の(注)、代表機械のバックホウ規格(旋回型、騒音対策型、排出ガス対策型基準値、バケット容量、保有区

分)、ラフテレーンクレーン規格(排出ガス対策型基準値)、代表労務職種の備考、作業日当り標準作業量が見直された。

【プレキャストマンホール】、【コルゲートパイプ】、【コルゲートフリューム】では、代表労務職種の入れ替えが行われた。

13) 排水構造物工(現場打ち水路(本体))

施工概要にて、「鉄筋加工・組立」が施工パッケージ未対応となり、鉄筋工が必要な場合は別途計上とする旨が、(注)に追記された。

【現場打ち水路(本体)】にて、積算条件区分の(注)、代表材料及び代表市場単価、作業日当り標準作業量が見直され、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

14) アンカー工(ロータリーパーカッション式)

【削孔(アンカー)】では、積算条件区分の(注)に、“削孔水が現地調達出来ない場合は、取水に要する費用を別途考慮する”が追記され、代表材料の入れ替えが行われた。

15) 目地・止水板設置工

【目地板】では、適用出来る範囲に、“目地板が、工事当り0.3 m²以上”が追記され、適用出来ない範囲の“共同溝工(1)(2)”が削除された。

【止水版】では、適用出来る範囲に、“止水板が、工事当り3.2 m以上”が追記され、適用出来ない範囲の“共同溝工(1)(2)”が削除された。

【シール材】では、適用出来る範囲に、“シール材が、工事当り4.8 m以上”が追記された。

16) 旧橋撤去工

【床版1次破碎・撤去】、【床版1次及び2次破碎・撤去】では、代表労務職種にて、特殊作業員が運転手(特殊)へ見直された。

17) かご工

【ふとんかご】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

18) 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工

発泡スチロールを用いた超軽量盛土工における参考図が見直された。

【コンクリート床版】では、積算条件区分の(注)にて、鉄筋の切断ロス率が見直された。

19) 函渠工(1)

【函渠】では、積算条件区分の(注)にて、防水工・防水層保護工を施工する場合について、見直された。

20) 殻運搬

【殻運搬】では、適用出来ない範囲に、“繊維入りモルタルの吹付法面のとりこわし作業により発生した殻の運搬”が追記された。

21) コンクリート工(深礎工)

【コンクリート打設(深礎工)】では、バックホウによるコンクリート打設範囲の参考図に注釈が追加された。

22) コンクリート工

【コンクリート】では、適用出来ない範囲にて、“共同溝工(ただし、現場打ちの電線共同溝(C・C・BOX)を除く。)”が削除され、バックホウによるコンクリート打設範囲の参考図に注釈が追加された。また、代表機械のラフテレーンクレーン規格(排出ガス対策型基準値)、クローラクレーン規格(排出ガス対策型基準値)が見直された。

23) 型枠工

適用出来ない範囲にて、“「第2編 14章共同溝①-1共同溝工(1)(構造物単位)、①-2共同溝工(2)」”が削除された。

24) 消波根固めブロック工

施工概要に、鉄筋工が必要な場合の注釈が追加された。

【消波根固めブロック製作】では、積算条件区分の「型枠の種類」が見直され、代表材料の一部入れ替えが行われた。

25) 消波根固めブロック工(ブロック撤去工)

【根固めブロック撤去】では、積算条件区分のクレーン機種及び代表機材規格にて、“ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型)45 t吊”が削除され、残りのラフテレーンクレーン規格(排出ガス対策型基準値)が見直された。

26) 捨石工

施工パッケージ名称が、“捨石”から“捨石投入”に見直された。

【捨石投入】では、適用出来る範囲が“1000 kg以下/個”から“500 kg以下/個”に見直され、適用出来な

い範囲に、“最大作業半径24 mを超える場合”、“最大作業半径7 m以下かつ設置高さ(捨石投入底面)－5 m未満の場合”が追記された。それに伴い、積算条件区分、積算条件区分の(注)、代表機労材規格、作業日当り標準作業量が大きく見直された。

【表面均し】では、適用出来ない範囲の“(水中部)”が削除され、“最大作業半径24 mを超える場合”、“最大作業半径7 m以下かつ設置高さ(表面均し面)－5 m未満の場合”、“最大作業半径7 mを超え15 m以下かつ設置高さ(表面均し面)－7 m未満の場合”、“最大作業半径15 mを超え24 m以下かつ設置高さ(表面均し面)－5 m未満の場合”が追記された。それに伴い、積算条件区分、積算条件区分の(注)、代表機労材規格、作業日当り標準作業量が大きく見直された。

27) 堤防除草工

【除草】、【除草、集草(人力)、梱包、積込・荷卸(総合)】、【除草、集草(機械)、梱包、積込・荷卸(総合)】では、積算条件区分及び代表機労材規格にて、代表機械の草刈機[遠隔操縦式]の一部規格(刈幅)が見直された。

【集草】では、積算条件区分の(注)にて、代表機械の草刈機[遠隔操縦式]の一部規格(刈幅)が見直された。

28) 伐木除根工

適用範囲に、“また、伐木及び伐竹の施工面積は1,000 m²以上とする”が追記された。

【伐木・伐竹(伐木除根)】では、代表機械のバックホウ用アタッチメントが見直された。

29) 塵芥処理工

【散在塵芥収集】では、適用出来る範囲に“施工数量が、1,500 m²以上の場合”が追記され、代表労務職種の入れ替えが行われた。

【堆積塵芥収集(機械処理)】では、適用出来る範囲に“施工数量が、50 m³以上の場合”が追記され、代表機械のバックホウ規格(バケット容量)が見直された。

【堆積塵芥収集(人力処理)】では、適用出来る範囲に“施工数量が、1 m³以上の場合”が追記され、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

30) ボーリンググラウト工

ボーリンググラウト工では、工種自体が廃止された。

31) 巨石積(張)工

【巨石張(練)】では、代表材料が見直された。

【巨石張(空)】では、積算条件区分の(注)にて、巨石設置の法勾配表記が見直され、代表材料の一部入れ替えが行われた。

【巨石積(練)】では、積算条件区分の(注)にて、巨石設置の法勾配表記が見直された。

32) 護岸基礎ブロック工

【護岸基礎ブロック据付】では、代表労務職種の入れ替えが行われた。

【中詰コンクリート打設】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

33) かごマット工(スロープ型)

【かごマット設置(スロープ型)】では、積算条件区分の(注)に、“また、下面以外への吸出し防止材の設置は、別途考慮する”が追記された。

34) 袋詰玉石工

【袋詰玉石】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

35) 笠コンクリートブロック据付工

【笠コンクリートブロック】では、適用出来る範囲に“長さ2.7 m以下”が追記され、“プレキャスト笠コンクリートブロックの形式が、鋼矢板用笠コンクリートブロックの場合”及び“据付作業半径が20.0 m以下の場合”、適用出来ない範囲に“水上施工の場合”が追加された。その他にも、施工概要、積算条件区分及び積算条件区分の(注)、中詰めコンクリート規格、中詰めコンクリート100 m当り設計量、代表機労材規格、作業日当り標準作業量が大きく見直された。

【笠コンクリートブロック(材料費)】では、条件区分の(注)に、“笠コンクリートブロック(材料費)は、笠コンクリートブロック、連結金具、高さ調整金具の材料費を含む”が追記された。

36) 光ケーブル配管工

【配管設置(埋設部)】では、積算条件区分に「配管材規格」が追加された。

【ハンドホール】では、積算条件区分が新設された。

37) 土工(砂防)

【掘削(砂防)】では、工区内運搬条件の見直し、火薬の標準的な使用量の削除、転石に関する注釈が追加

された。

38) 砂防ソイルセメント工

【攪拌混合】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

39) 地すべり防止工 (集排水ボーリング工)

【ボーリング】では、代表材料の一部入れ替えが行われた。

40) 路盤工

【上層路盤(車道・路肩部)】では、一部条件で、代表機械のロードローラ規格(排出ガス対策型基準値)、タイヤローラ規格(排出ガス対策型基準値)の見直し、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

41) 路盤工 (ICT)

【不陸整正 (ICT)】、【下層路盤(車道・路肩部) (ICT)】、【上層路盤(車道・路肩部) (ICT)】では、代表機械がロードローラから、タイヤローラに見直された。

42) アスファルト舗装工

【基層(車道・路肩部)】、【中間層(車道・路肩部)】、【表層(車道・路肩部)】では、一部条件で、代表機械のロードローラ規格(排出ガス対策型基準値)、タイヤローラ規格(排出ガス対策型基準値)、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

43) 半たわみ性 (コンポジット) 舗装工

適用範囲にて、“なお、アスファルト混合物の舗設はアスファルト舗装工を適用する”が削除され、施工概要の(注)に“アスファルト舗設作業は、「9章③アスファルト舗装工」により別途計上する”が追加された。

【セメントミルク浸透】では、積算条件区分に「総施工量」、積算条件区分の(注)に総施工量に関する注釈が追加され、代表機械の振動ローラ規格(騒音対策型、排出ガス対策型基準値、損料賃料区分)、散水車規格(損料賃料区分)、作業日当り標準作業量が見直された。

44) 透水性アスファルト舗装工

【フィルター層】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

45) 踏掛版設置工

【踏掛版設置】では、施工概要、積算条件区分の(注)に、鉄筋工が必要な場合の注釈が追加された。

46) シャ音壁設置工

適用範囲に、“シャ音板は支間が2 m及び4 mの金属

製防音パネル”が追記された。

【シャ音板・透光板(材料費)】では、積算条件区分の「規格」にて、材料仕様が見直された。

【落下防止索(材料費)】では、積算条件区分が削除された。

47) 路側工 (取外し)

【歩車道境界ブロック撤去】、【地先境界ブロック撤去】では、代表機械の小型バックホウ規格(排出ガス対策型基準値)の見直し、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

48) 橋梁付属施設設置工

【橋名板等取付】では、適用出来る範囲に“短手方向が300 mm以下かつ長手方向が800 mm以下”が追記された。

49) 路面切削工

適用範囲に、“ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する”が追記された。

【路面切削】では、適用出来る範囲にて、施工対象が“ストレートアスファルト、改質アスファルトの切削作業”に見直され、“路面切削機による排水性舗装(ポーラスアスファルト、開粒度アスファルト)の切削作業で平均切削深12 cm以下かつ既設導水パイプの撤去を含まない場合”が追加された。その他では、積算条件区分の(注)に“既設導水パイプの撤去が必要な場合は別途考慮する”が追加され、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

50) 舗装版破碎工

【舗装版破碎】では、適用出来る範囲に、複数の施工条件が追加された。

51) 舗装版切断工

適用範囲に、“なお、切断作業において複数回切断(ステップカット)の有無にかかわらず適用出来る”が追記された。

52) 舗装版クラック補修工

適用範囲に、“加熱注入式による”が追記された。

53) 張紙防止塗装工

【張紙防止塗装】では、適用範囲に、“1工事の塗装面積が8 m²以上である場合”が追加された。

54) 橋梁補強工(鋼板巻立て)(1)

施工概要に、“鉄筋工は、「第2編5章コンクリート工⑥鉄筋工」により別途計上する”が追加された。

55) 橋梁補強工(鋼板巻立て)(2)

施工概要に、“掘削・埋戻工及び土留設置・撤去工が必要な場合は、別途計上する”及び、“鉄筋工は、「第2編5章コンクリート工⑥鉄筋工」により別途計上する”が追加された。

56) 橋梁補強工(コンクリート巻立て)(1)

施工概要に、“鉄筋工は、「第2編5章コンクリート工⑥鉄筋工」により別途計上する”が追加された。

57) 橋梁補強工(コンクリート巻立て)(2)

適用範囲に、“RC橋脚(既設の鉄筋コンクリート橋脚)の補強用コンクリート巻立て工であり、コンクリート巻立て厚0.25 m、コンクリート巻立て高さ20 m以下の内”が追記された。

【下地処理(適用範囲外コンクリート巻立て工)】、【型枠(適用範囲外コンクリート巻立て工)】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

58) 橋梁補修工(現場溶接鋼桁補強工)

適用範囲に、“(溶接総延長：250 m以下)”が追記された。

59) トンネル漏水対策工

トンネル漏水対策工にて、【線導水】が【線導水(溝切り工)】に、【線導水(材料費)】が【線導水(溝切り工)(材料費)】に見直され、【線導水(導水樋工)】、【線導水(導水樋工)(材料費)】が新設された。

【面導水】では、施工フローの(注)の条件区分に、“壁面清掃を含む”が追記され、代表機械の高所作業車規格(架装方式等)、作業日当り標準作業量が見直された。

【線導水(溝切り工)】では、施工フローの(注)の条件区分に、“壁面清掃を含む”、“コンクリート殻の集積場所までの現場内小運搬(180 m程度)を含む”が追記され、代表機械の高所作業車規格(架装方式等)、空気圧縮機規格(騒音対策型、排出ガス対策型基準値、吐出量等)、作業日当り標準作業量が見直された。

60) 電線共同溝工(C・C・BOX)

【管路材設置】では、代表材料の管路材多条管規格が、“非難燃”から“難燃”に見直された。

【蓋設置】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われ、一部の備考に条件が追記された。

61) 情報ボックス工

【埋戻し(情報ボックス工)】、【基礎材】、【露出部管路材設置】では、代表労務職種の一部入れ替えが行われた。

62) 橋梁排水管設置工

【コンクリートアンカーボルト設置】、【排水管設置】では、代表機械の高所作業車規格(架装方式等)、代表材料の備考が見直された。

63) その他

下記においても、①代表機械の規格(排出ガス対策型基準値、騒音対策型ほか)、②作業日当り標準作業量が見直された。

①代表機械の規格改定

土工：【路体(築堤)盛土】、【路床盛土】、
床掘工：【掘削補助機械搬入搬出】、【舗装版破碎積込(小規模土工)】

埋戻工：【埋戻し】

石積(張)工：【石張(複合)】、【石積(張)】、【胴込・裏込コンクリート】、【裏込材(クラッシュラン)】

構造物とりこわし工：【コンクリートはつり】

コンクリート削孔工：【コンクリート削孔(さく岩機)】

砂防ソイルセメント工：【混合材料敷均し・締固め】

アスファルト舗装工：【基層(歩道部)】、【中間層(歩道部)】、【表層(歩道部)】

排水性アスファルト舗装工：【排水性舗装・表層(車道・路肩部)】

雪崩予防柵設置工：【雪崩予防柵】

橋梁地覆補修工：【とりこわし】

情報ボックス工：【ハンドホール】

②作業日当り標準作業量の改定

土工(ICT)：【路体(築堤)盛土(ICT)】、【路床盛土(ICT)】

(3) 標準単価表参考資料の公表

本積算方式の理解向上に資するための資料として、標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び

代表労務規格の参考数量(＝積算単位当りの数量)を示した「施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)」が令和8年度も引き続き公表されている。

公表された参考数量を用いると、任意の施工量に応じた労務や機械の数量を算出することが出来るため、さまざまな場面での活用が見込まれる。例えば、参考数量に日当り作業量を乗じると、作業日当りの数量が算出され、労務編成や機械編成の確認に活用することが出来る。また、参考数量に1工事全体の施工量を乗じると、1工事に必要な数量が算出され、従来の歩掛と同様に、原価管理や施工計画立案の際の参考として活用することが出来る。このように、参考資料の活用により、本積算方式への理解がより一層高まることが期待される。

3 他の発注機関の動向

(1) 農林水産省

農林水産省の土地改良工事では、平成28年10月から本積算方式を導入している。令和8年4月時点では、国土交通省(一般土木工事)と共通する43工種118パッケージが適用されている。

なお、一部のパッケージでは、名称、適用される条件区分、材料種類について国土交通省との相違がみられる(詳細は「経済調査研究レビュー」Vol.21参照)。

(2) 林野庁

林野庁の治山・林道工事においても、平成28年10月から本積算方式を導入し、令和8年4月時点では、国土交通省(一般土木工事)と共通する80工種306パッケージが適用されている。

なお、治山・林道工事では厳しい現場条件に対応するため、施工パッケージの適用範囲が制限されている他、山林砂防工の適用、通勤補正等林野庁独自の補正が行われている(詳細は「経済調査研究レビュー」Vol.21参照)。

おわりに

当会では、公共事業の円滑な執行の一助となることを目的として、土木工事積算に関するマニュアルや解説本を発刊している。

「改訂 土木工事積算必携」は、土木工事の積算に関する基礎知識やさまざまな情報、補正等を用いた計算例を掲載しており、積算実務に携わる方々のお役に立てる内容となっている。

また、当会のホームページには、施工パッケージに関する情報や代表機材規格一覧等も掲載しているので、ぜひご活用いただきたい。

【参考文献】

- ・国土交通省(土木工事積算基準関係)
<https://www.mlit.go.jp/tec/koujisekisan.html>
- ・国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本システム研究室(施工パッケージ型積算方式)
https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm
- ・農林水産省(施工パッケージ型積算方式の試行の実施)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/unit_price/
- ・林野庁(積算基準)
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html
- ・一般財団法人経済調査会(施工パッケージ型積算方式)
https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/construction_package/
- ・経済調査会積算研究会編：改訂土木工事積算必携、一般財団法人経済調査会



自主研究

労務需給調査（2026年8月調査）
建築・設備工事／土木工事

【第40回】労務需給調査 (建築・設備工事) 2026年8月調査

一般財団法人経済調査会 建築統括部

『建築施工単価』の発刊に合わせ、年4回総合工事業者を対象に実施する「労務需給調査」(工事受注状況および工種別労務需給状況)の結果を以下に示します。なお、地区別の詳細結果については当会HPの『けんせつPlaza』(<https://www.kensetsu-plaza.com/questionnaire/archt>)をご参照ください。

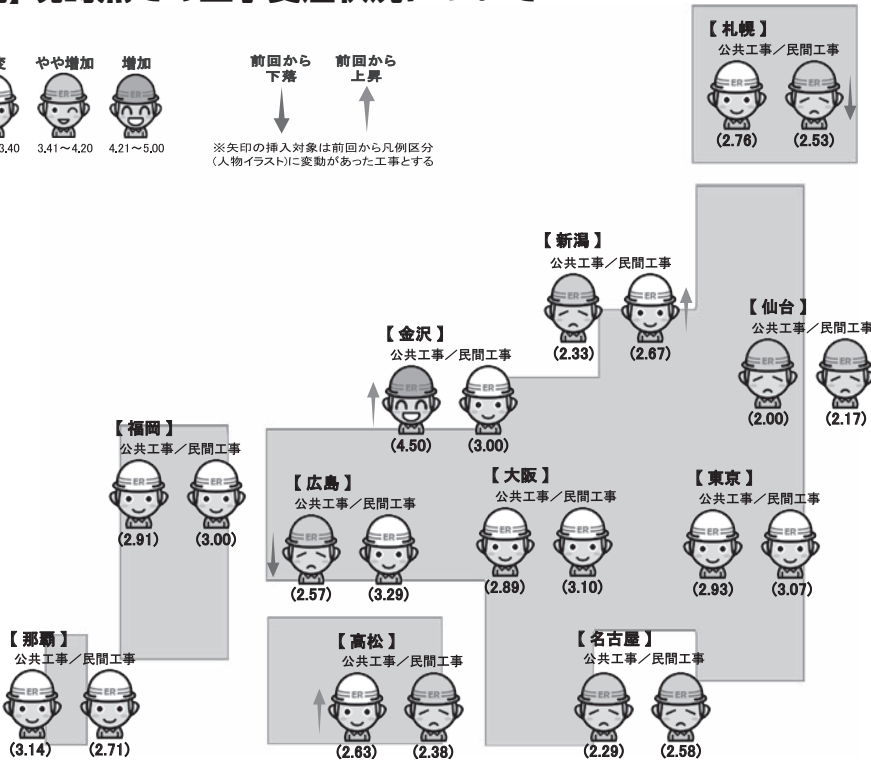
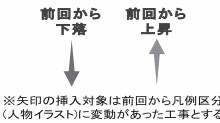


【調査概要】

- 調査の目的
 - ・全国11都市(札幌・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇)における総合工事業者の工事受注状況および工種別労務需給状況を把握することを目的としている。
- 調査対象業者
 - ・対象都市において、元請として工事を受注している総合工事業者、延べ約410社を選定。
- 調査時期
 - ・2026年7月中旬～8月中旬。
- 調査方法
 - ・書面調査。所定の項目に対して、回答者が以下のような5段階で評価・判断して記入する。
 - ・工事受注状況 (1:減少 2:やや減少 3:不変 4:やや増加 5:増加)
 - ・工種別労務需給状況 (1:緩和 2:やや緩和 3:均衡 4:やや逼迫 5:逼迫)
- 集計方法
 - ・工事受注状況および工種別労務需給状況について、対象都市(全国11都市)ごとの単純平均により代表値(小数第3位を四捨五入)を算出した上でグラフ化する。

1

【工事受注状況】現時点での工事受注状況について



『公共工事』『民間工事』

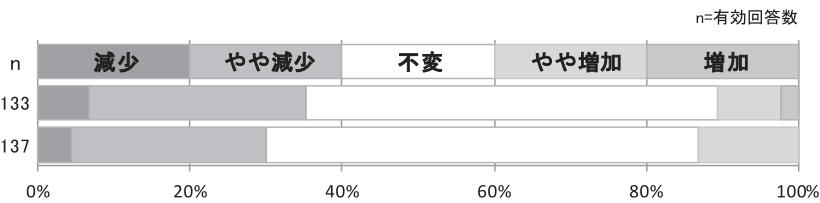


(2.71)

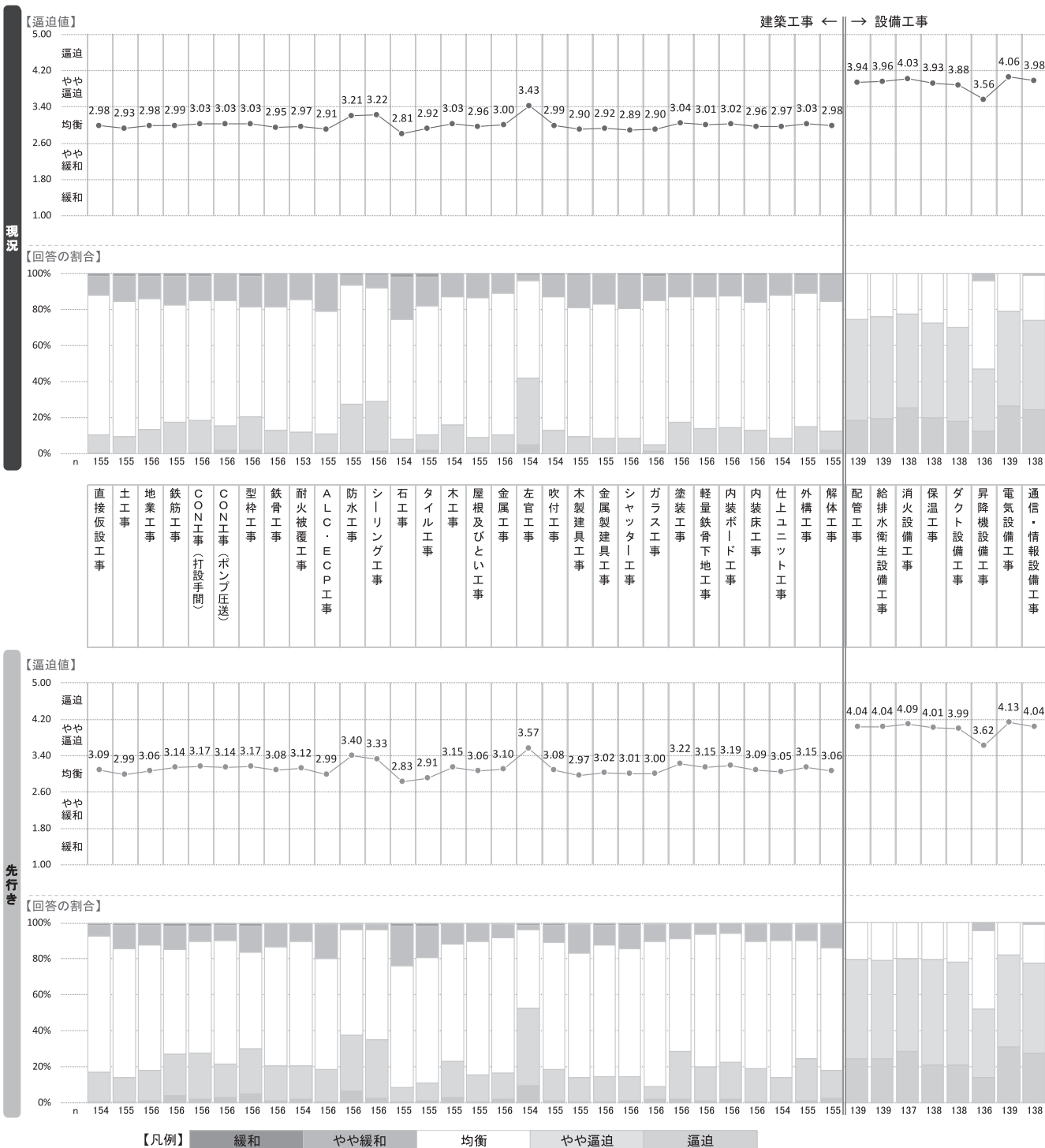


(2.79)

公共工事
民間工事

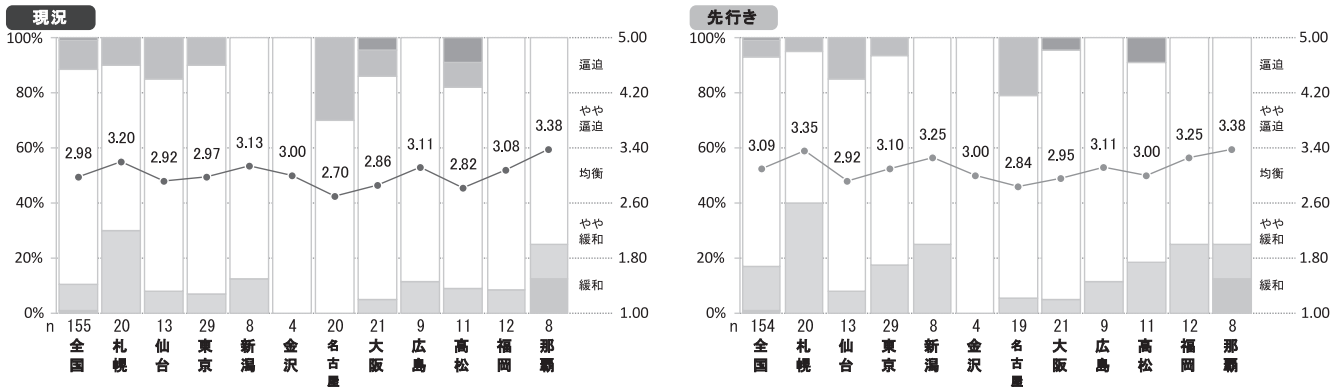


2 【工種別労務需給状況】現状の労務需給および3カ月後の見通しについて

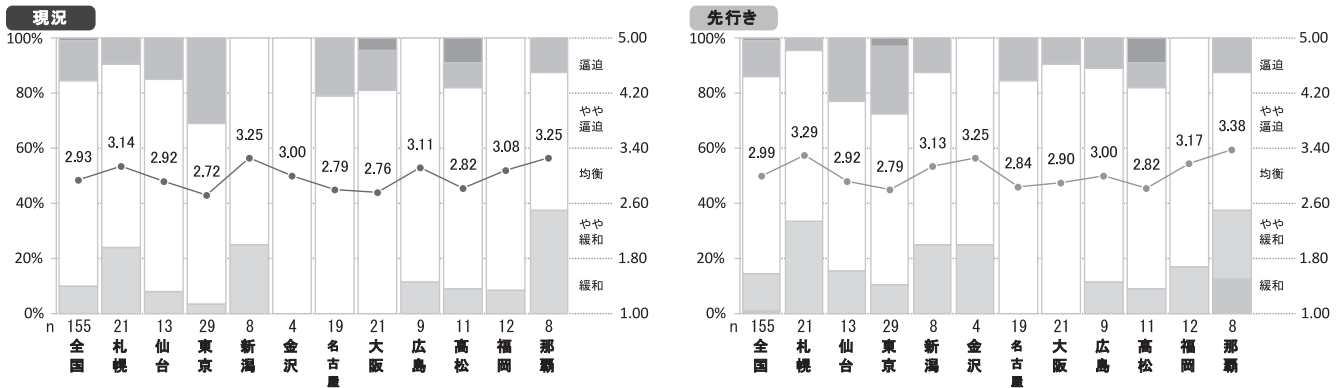


(1) 建築工事の地区別集計

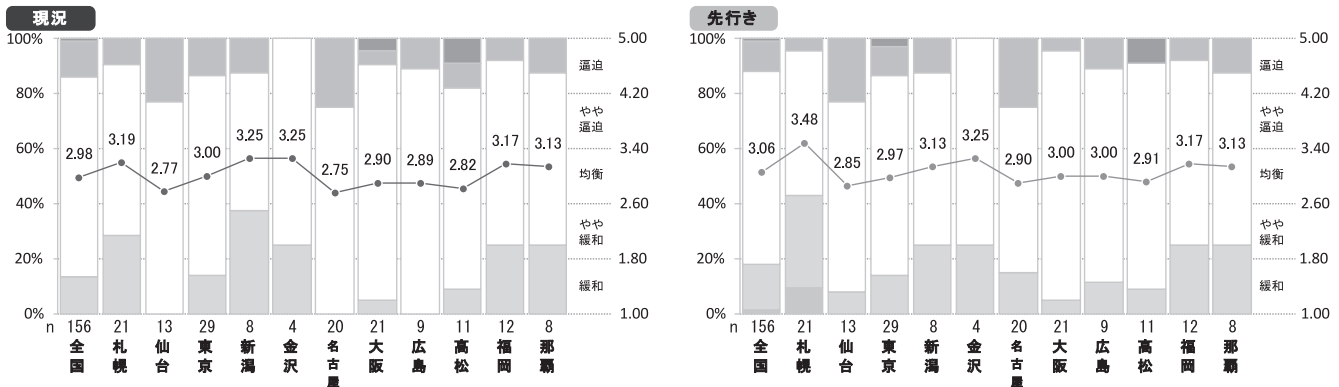
直接仮設工事



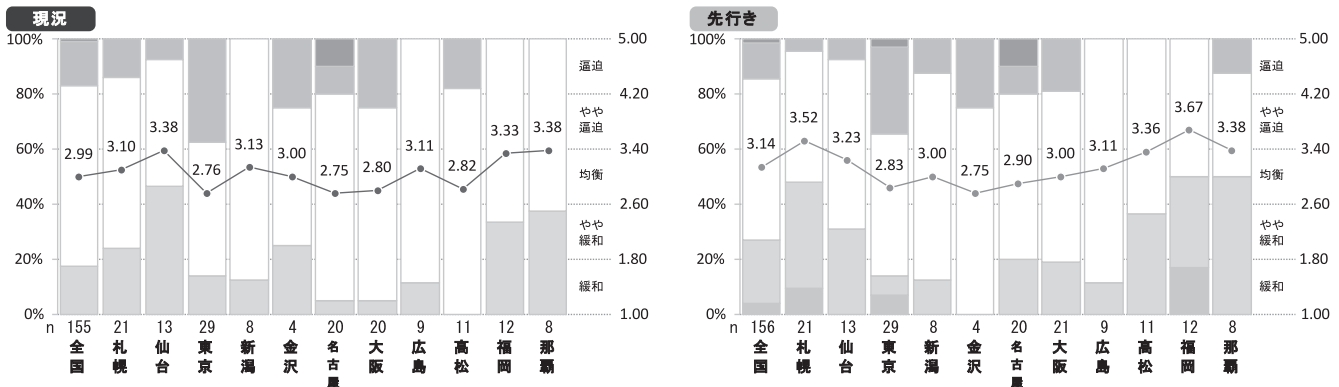
土工事



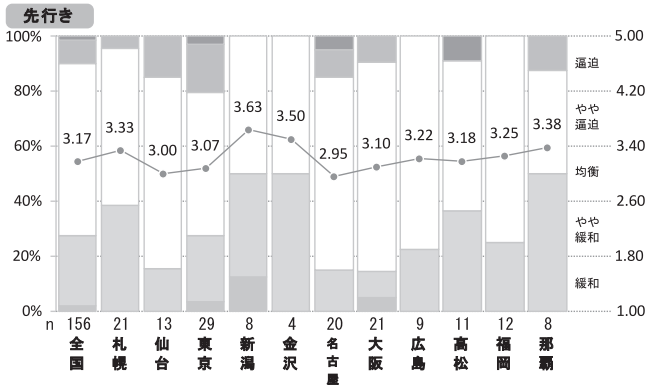
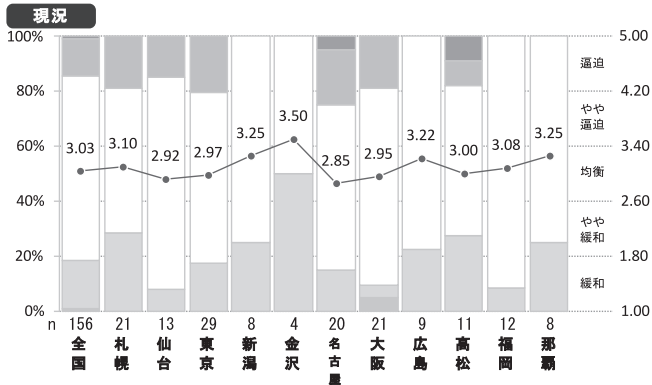
地業工事



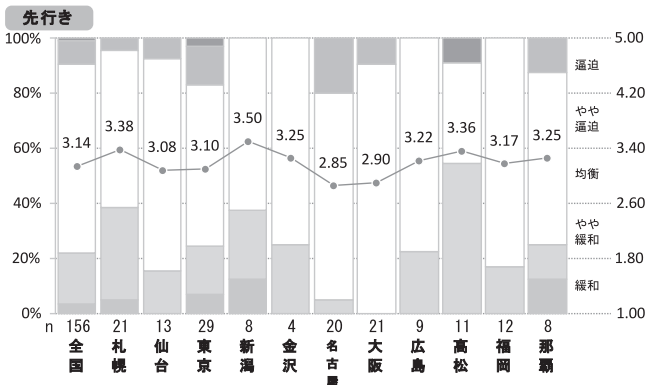
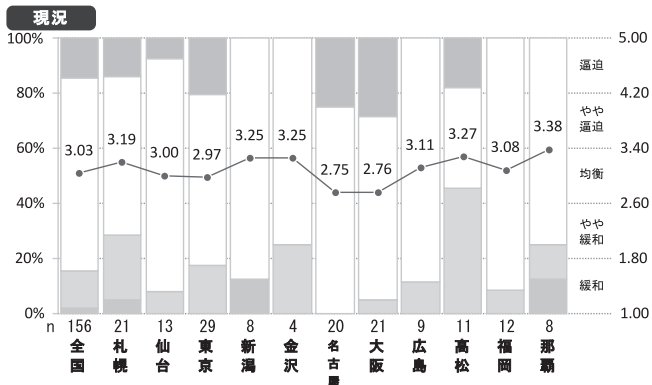
鉄筋工事



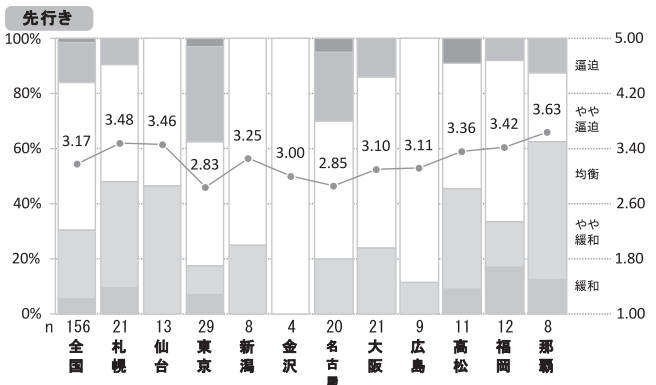
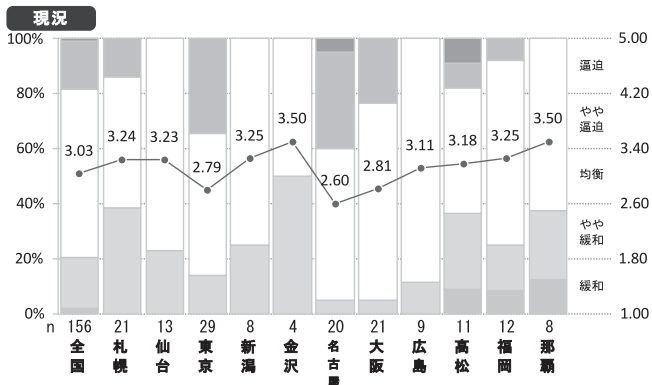
コンクリート工事 (打設手間)



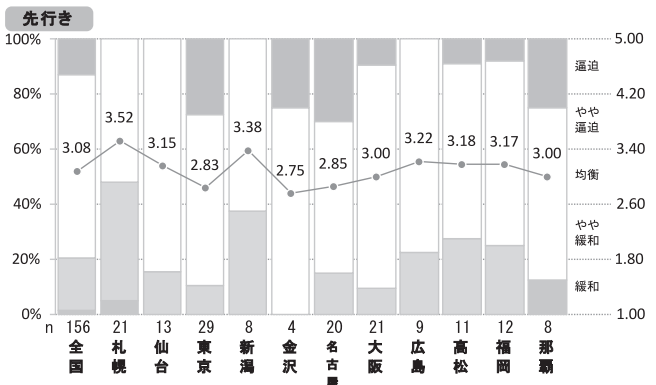
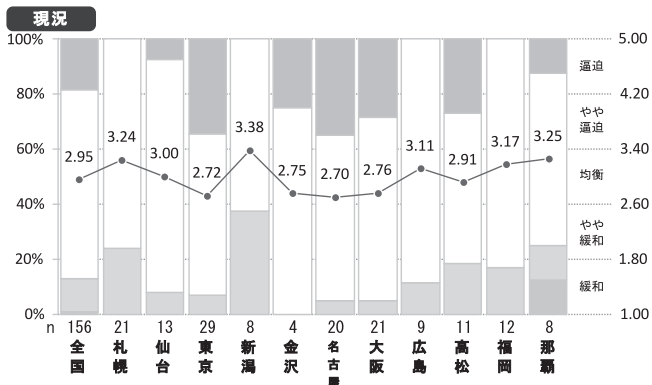
コンクリート工事 (ポンプ圧送)

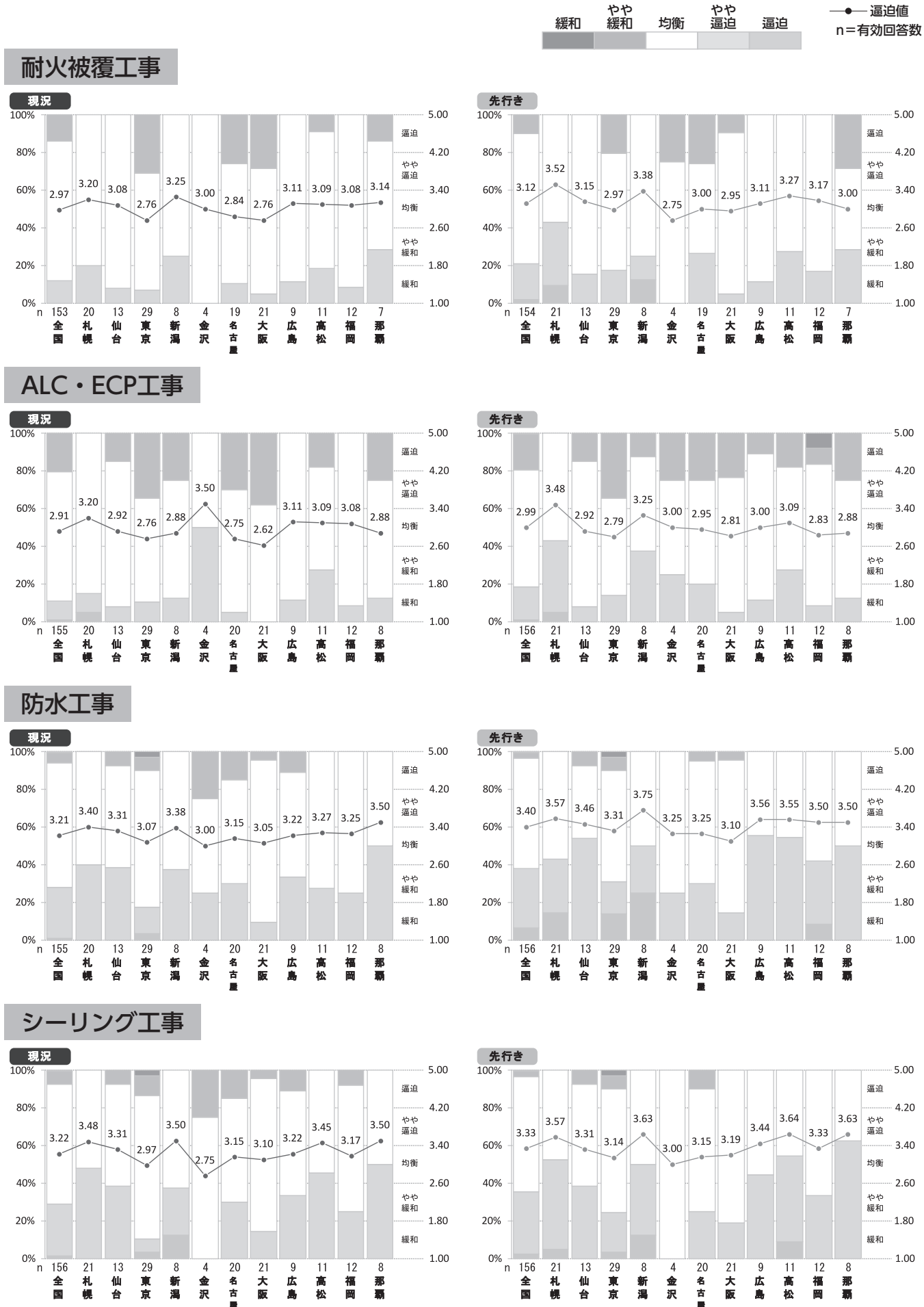


型枠工事

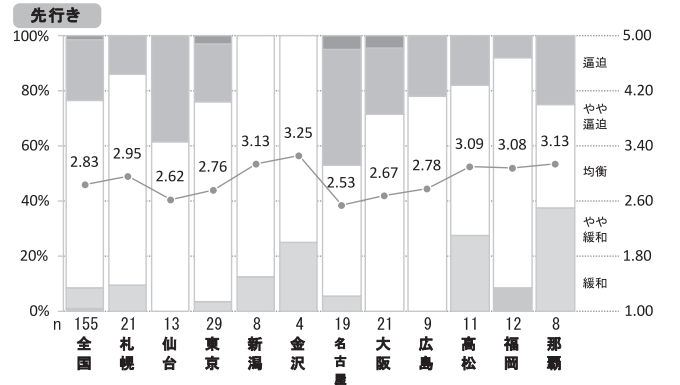
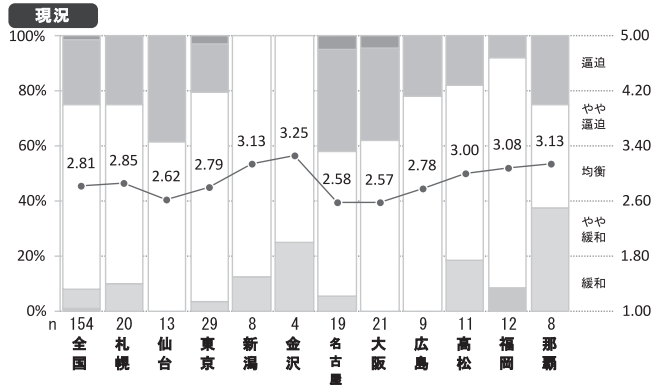


鉄骨工事

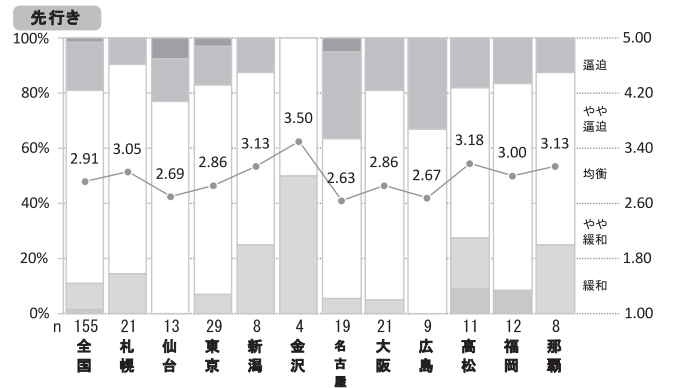
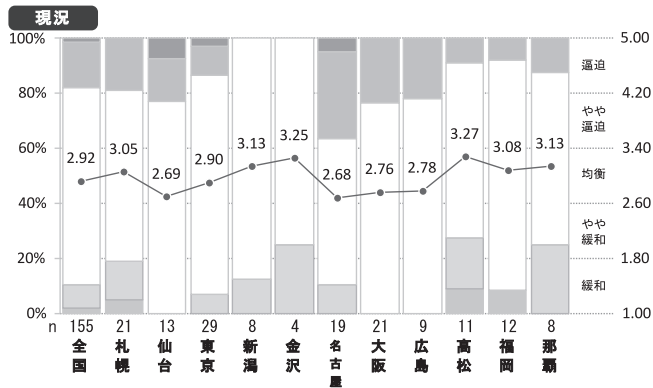




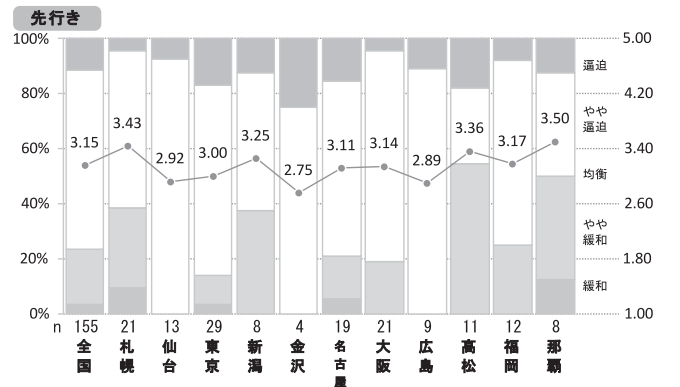
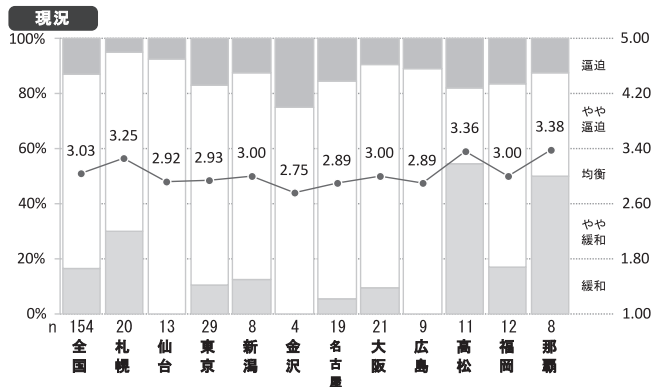
石工事



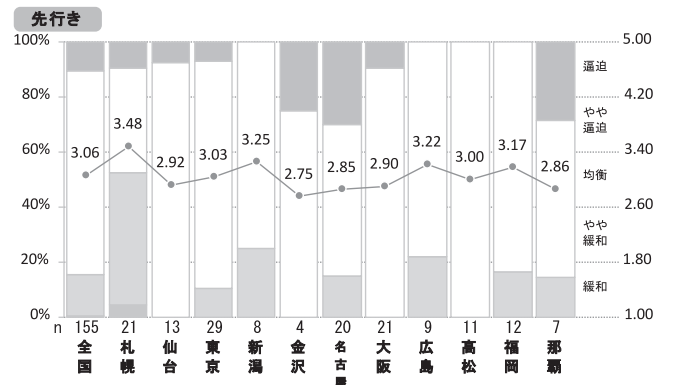
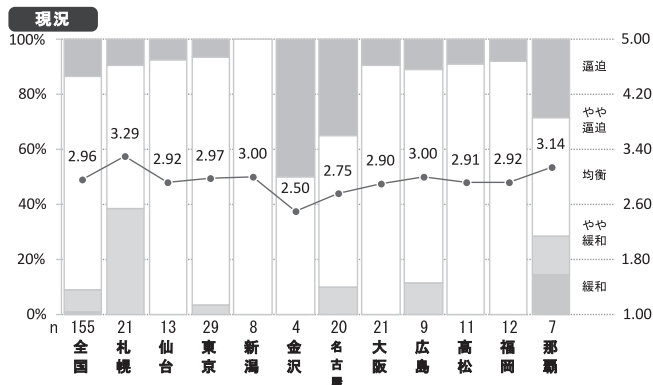
タイル工事



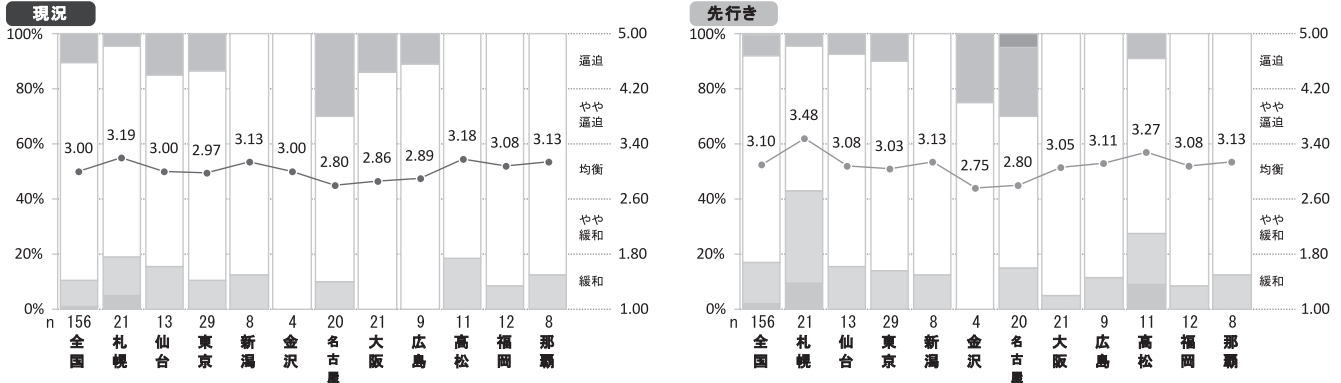
木工事



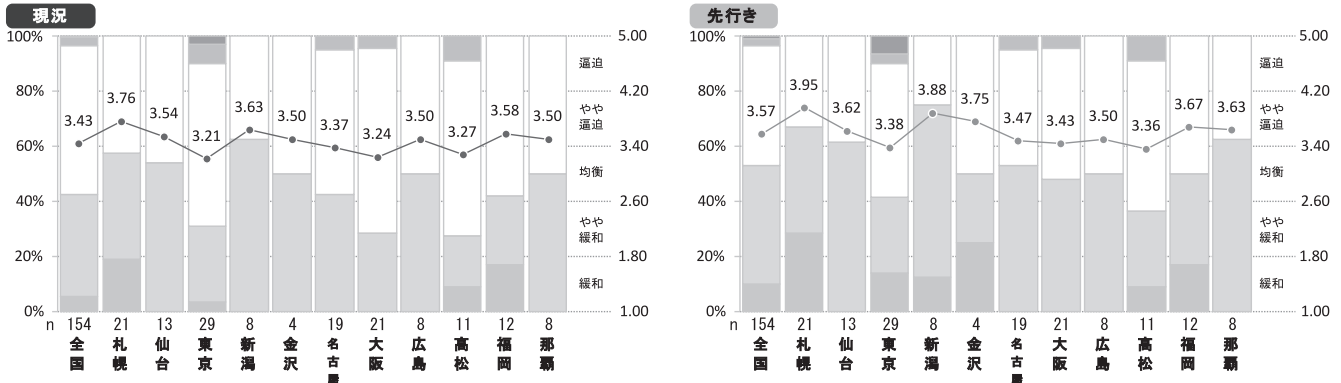
屋根及びとい工事



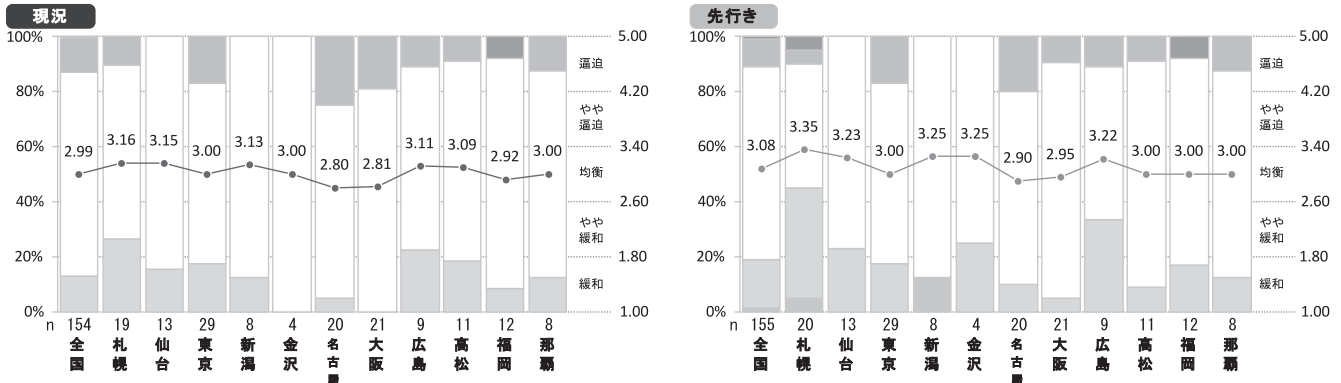
金属工事



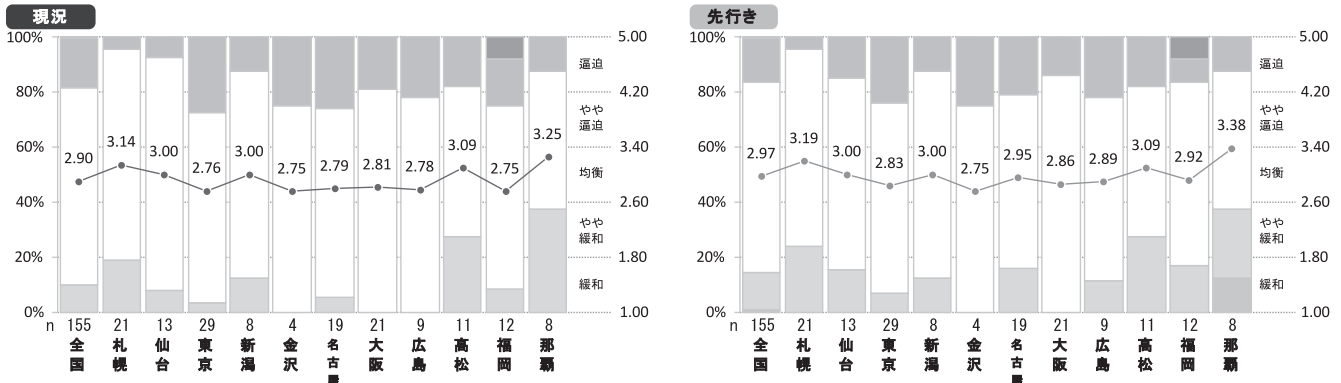
左官工事



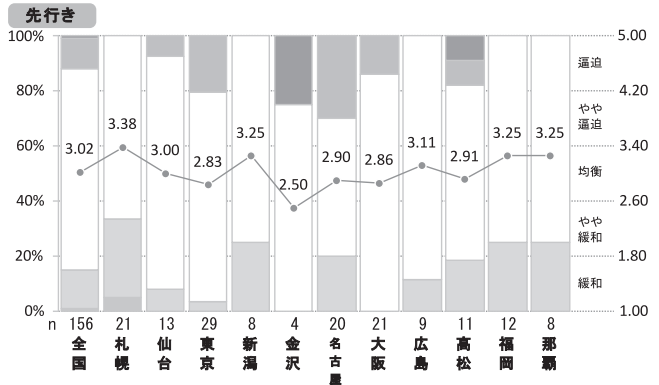
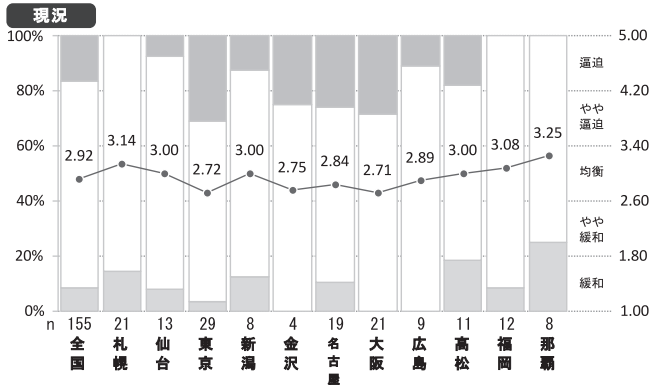
吹付工事



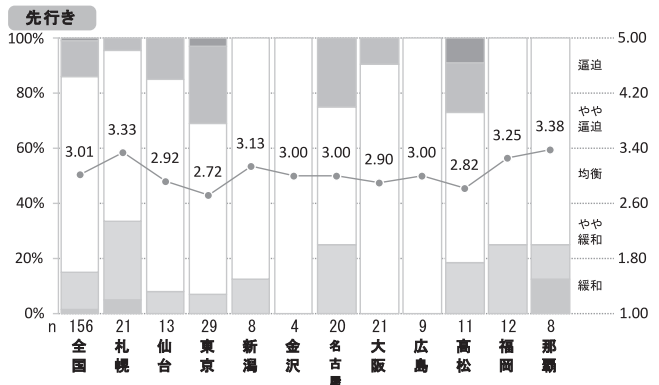
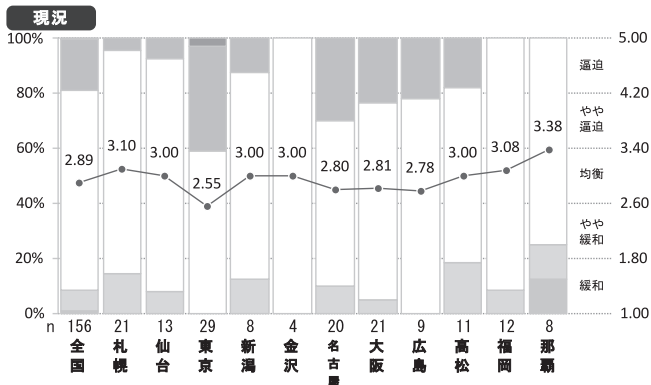
木製建具工事



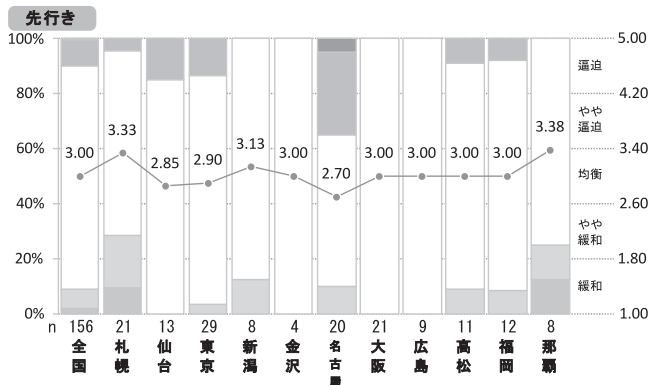
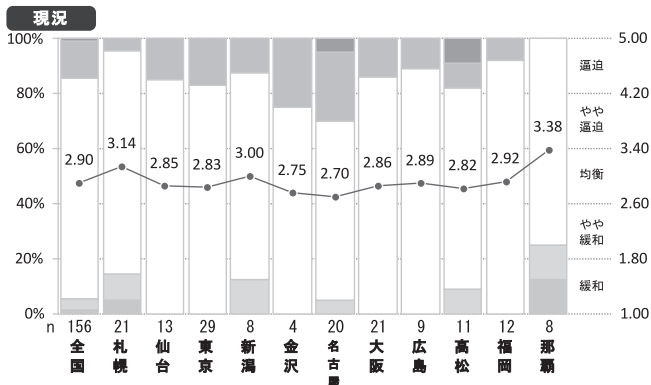
金属製建具工事



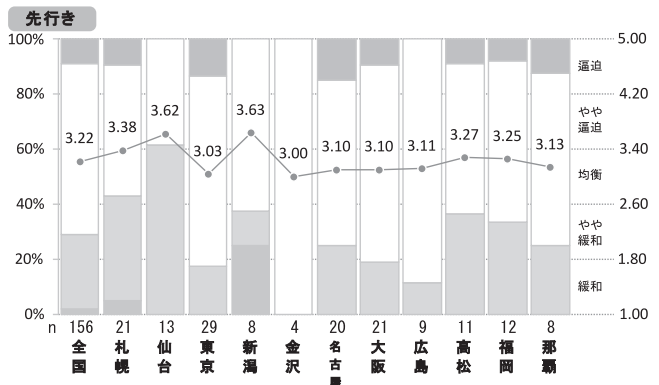
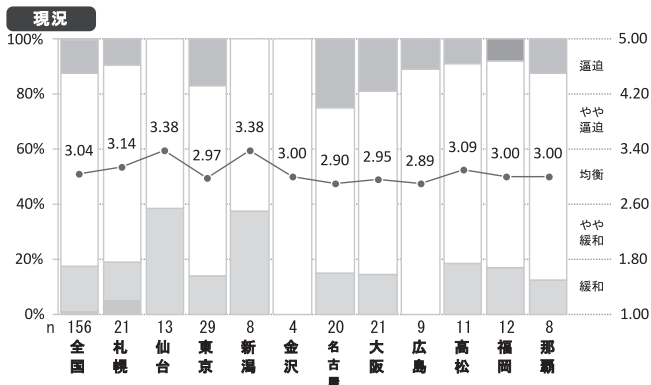
シャッター工事

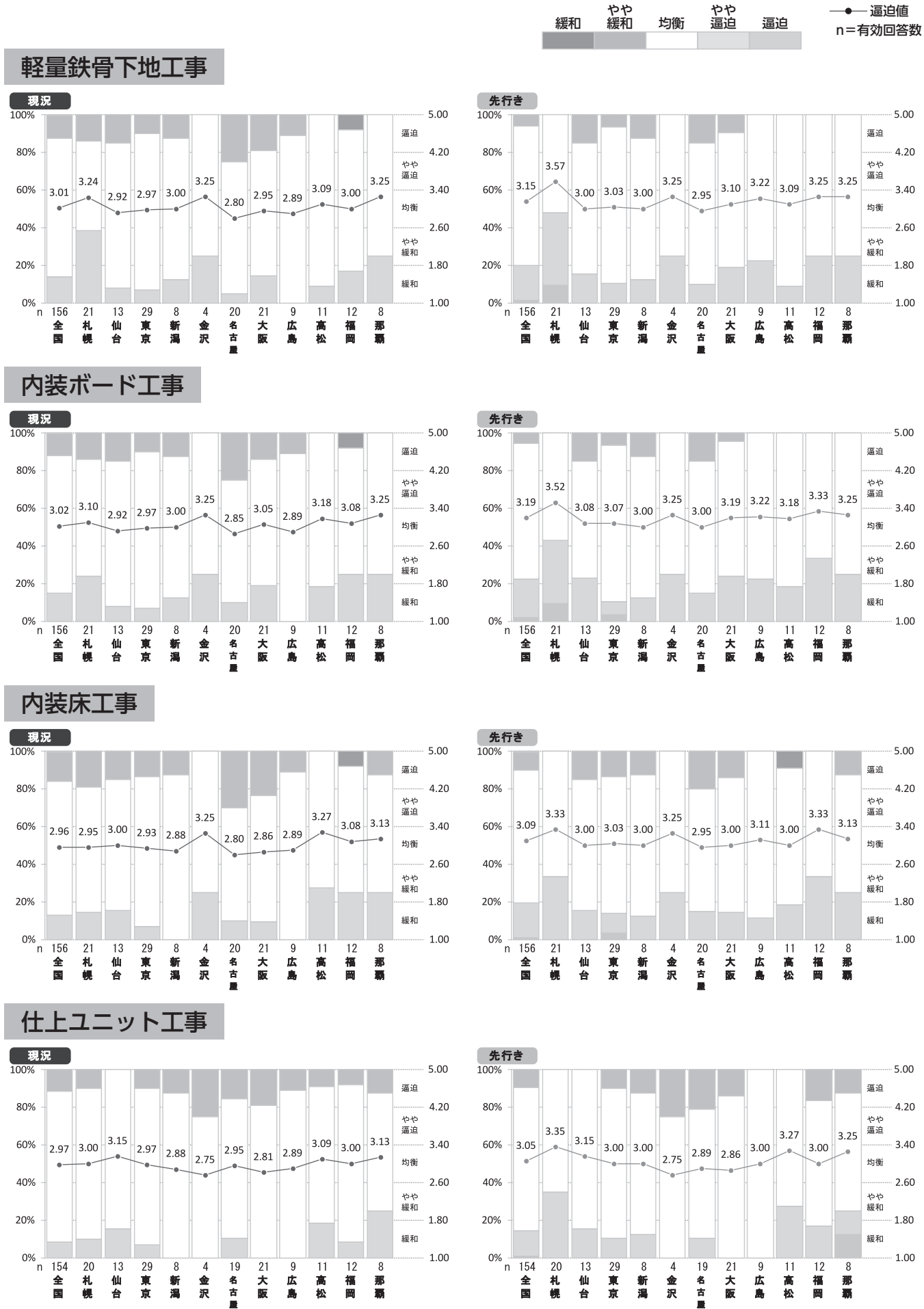


ガラス工事

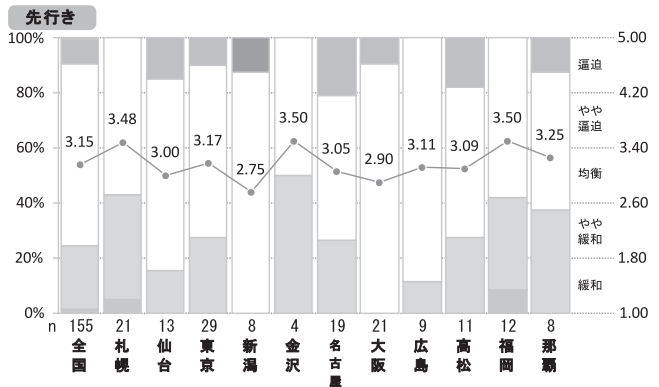
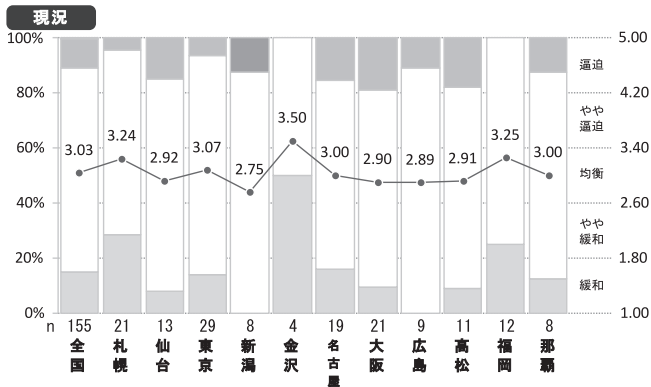


塗装工事

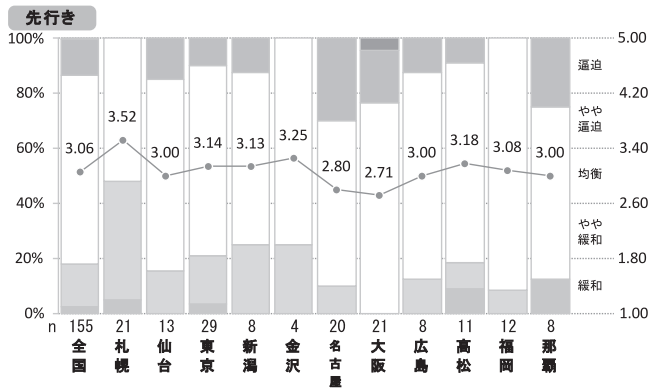
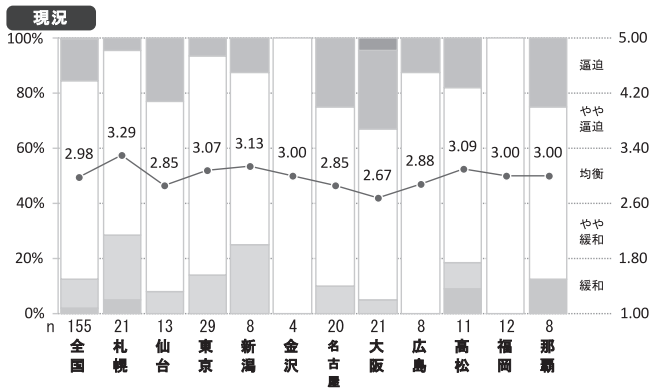




外構工事

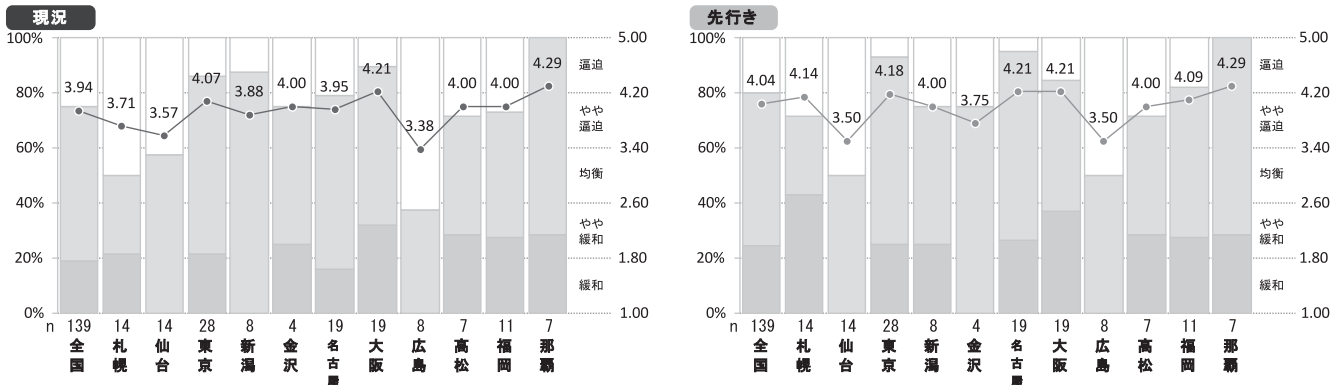


解体工事

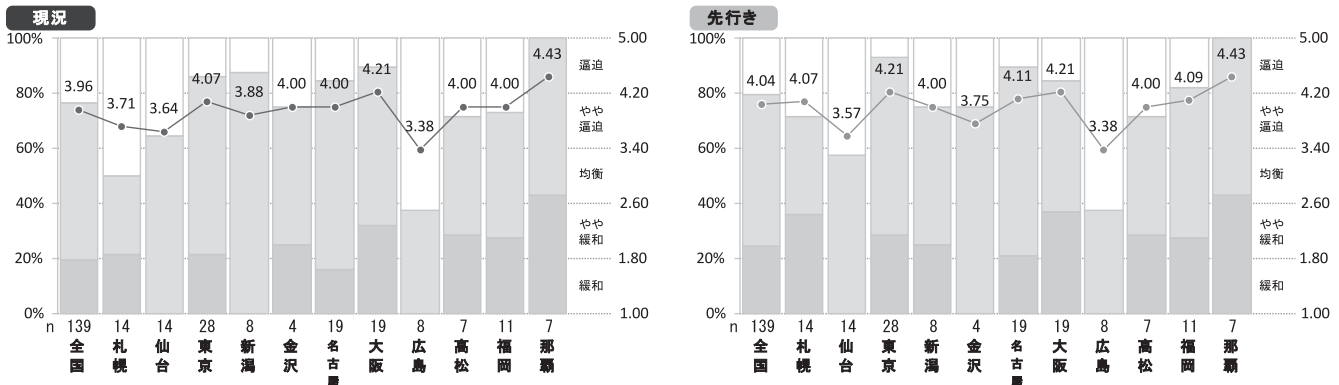


(2) 設備工事の地区別集計

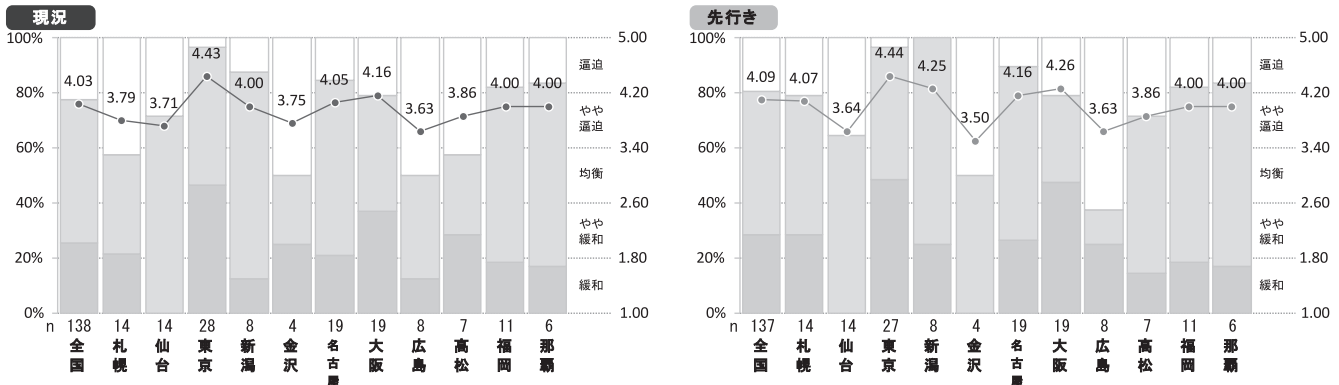
配管工事



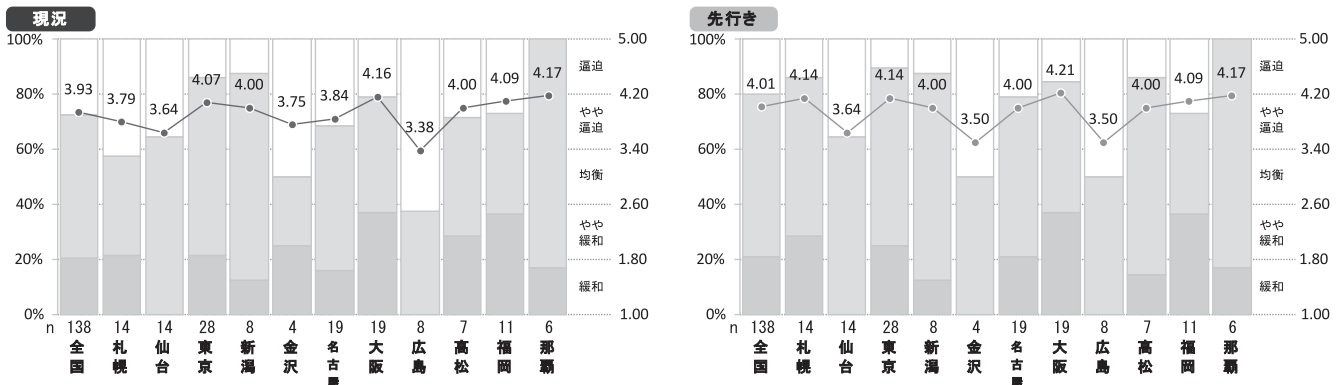
給排水衛生設備工事



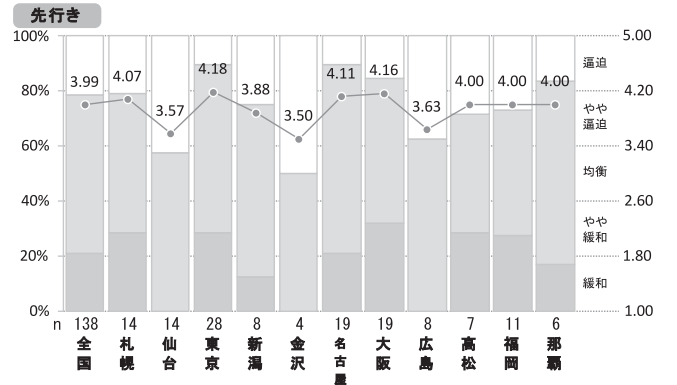
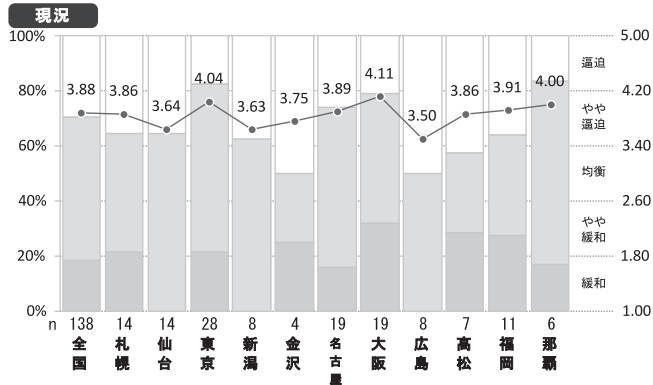
消火設備工事



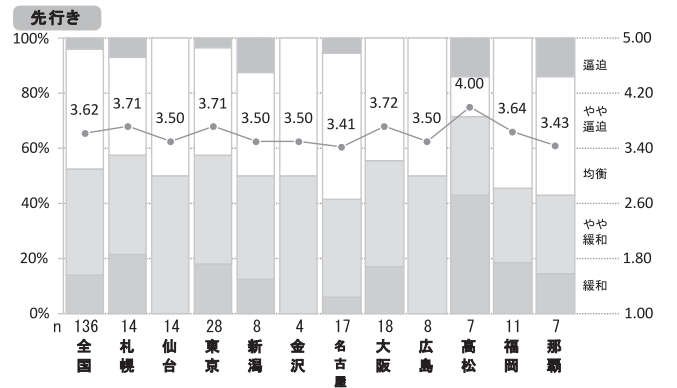
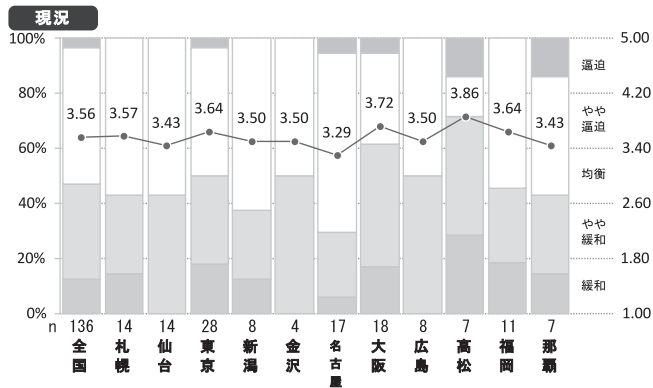
保温工事



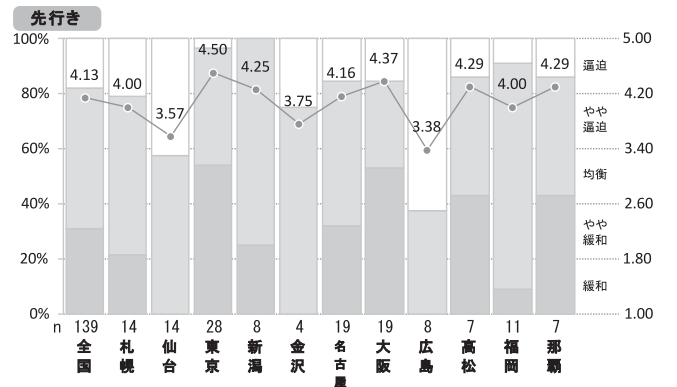
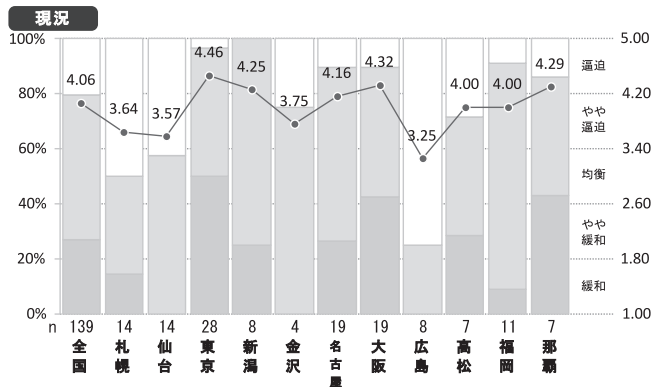
ダクト設備工事



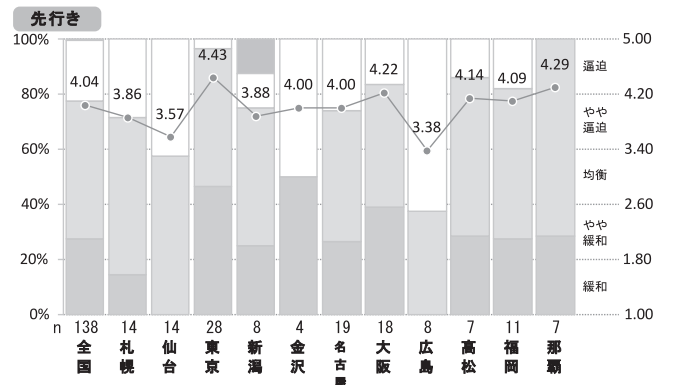
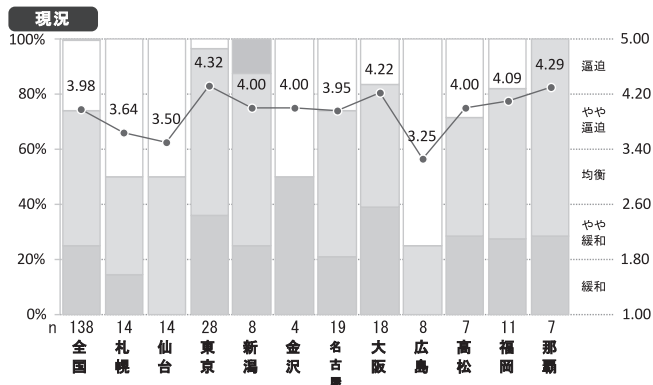
昇降機設備工事



電気設備工事



通信・情報設備工事



【第15回】労務需給調査（土木工事） 2026年8月調査

一般財団法人経済調査会 経済調査研究所 研究成果普及部

『土木施工単価』の発刊に合わせ、年4回工事業者を対象に実施する「労務需給調査」（工事受注状況および職種別労務需給状況）の結果を以下に示します。なお、工事別・職種別の詳細結果については当会HPの『けんせつPlaza』（<https://www.kensetsu-plaza.com/questionnaire/ce>）をご参照ください。



【調査概要】

- 調査の目的
 - ・全国10地区における工事業者の工事受注状況および職種別労務需給状況を把握することを目的としている。
- 対象地区
 - ・北海道、宮城（東北ブロック）、東京（関東甲信ブロック）、新潟（北陸ブロック）、愛知（東海ブロック）、大阪（近畿ブロック）、広島（中国ブロック）、香川（四国ブロック）、福岡（九州ブロック）、沖縄。
- 調査対象業者
 - ・対象地区において、工事を受注している工事業者を選定（登録数：約500事業所）。
- 調査時期
 - ・2026年7月中旬～8月中旬。
- 調査方法
 - ・WEB調査。所定の項目に対して、回答者が以下のような5段階で評価、判断して回答する。
 - ・工事受注状況
 - 1：減少 2：やや減少 3：不変 4：やや増加 5：増加
 - ・職種別労務需給状況
 - 1：過剰 2：やや過剰 3：均衡 4：やや不足 5：不足
- 集計方法
 - ・工事受注状況および職種別労務需給状況について、対象地区（全国10地区）ごとの単純平均により代表値（小数第3位を四捨五入）を算出した上でグラフ化する（広域ブロックを対象とした回答を含む）。

【凡例】

I. 【工事受注状況】現時点での工事受注状況（前年同期比）



II. 【職種別労務需給状況】現状での労務需給および先行き（3カ月後の見通し）

過剰	やや過剰	均衡	やや不足	不足
1.00～1.80	1.81～2.60	2.61～3.40	3.41～4.20	4.21～5.00

III. 「100%積み上げ棒グラフ」の色は、各回答の全体に占める割合を示す

I. 【工事受注状況】

減少

やや減少

不変

やや増加

増加

II. 【職種別労務需給状況】

過剰

やや過剰

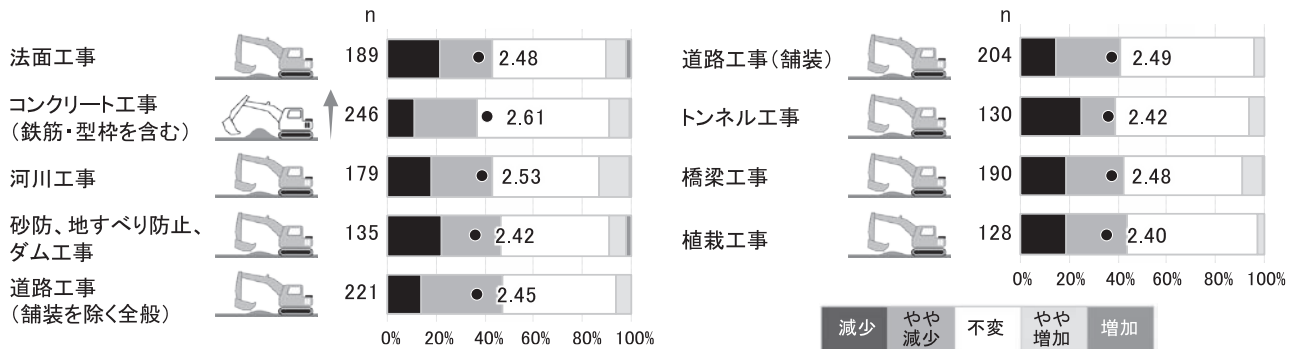
均衡

やや不足

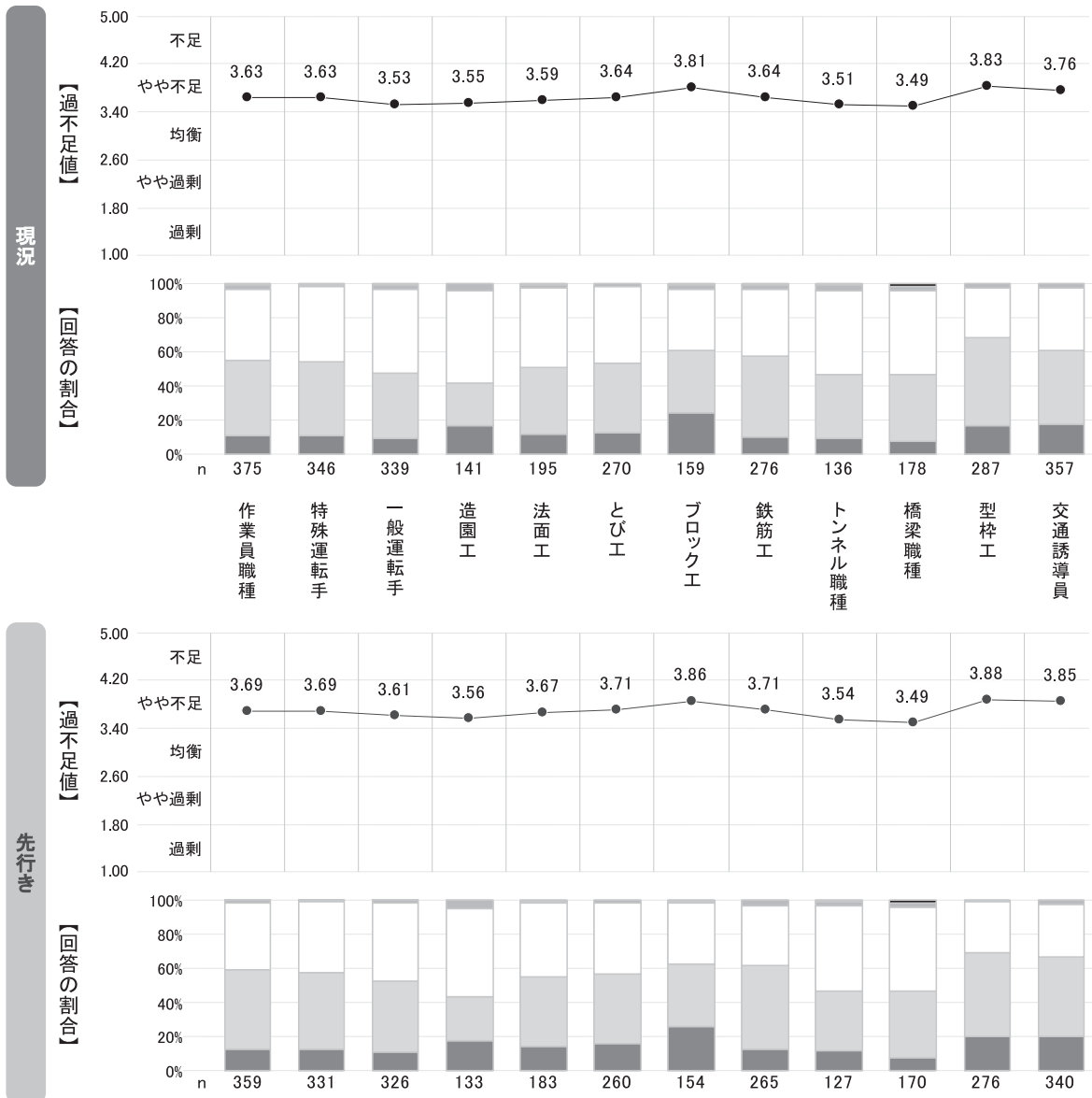
不足

1 全国

I. 【工事受注状況】現時点での工事受注状況（前年同期比）



II. 【職種別労務需給状況】現状での労務需給および先行き（3カ月後の見通し）



2 地区別

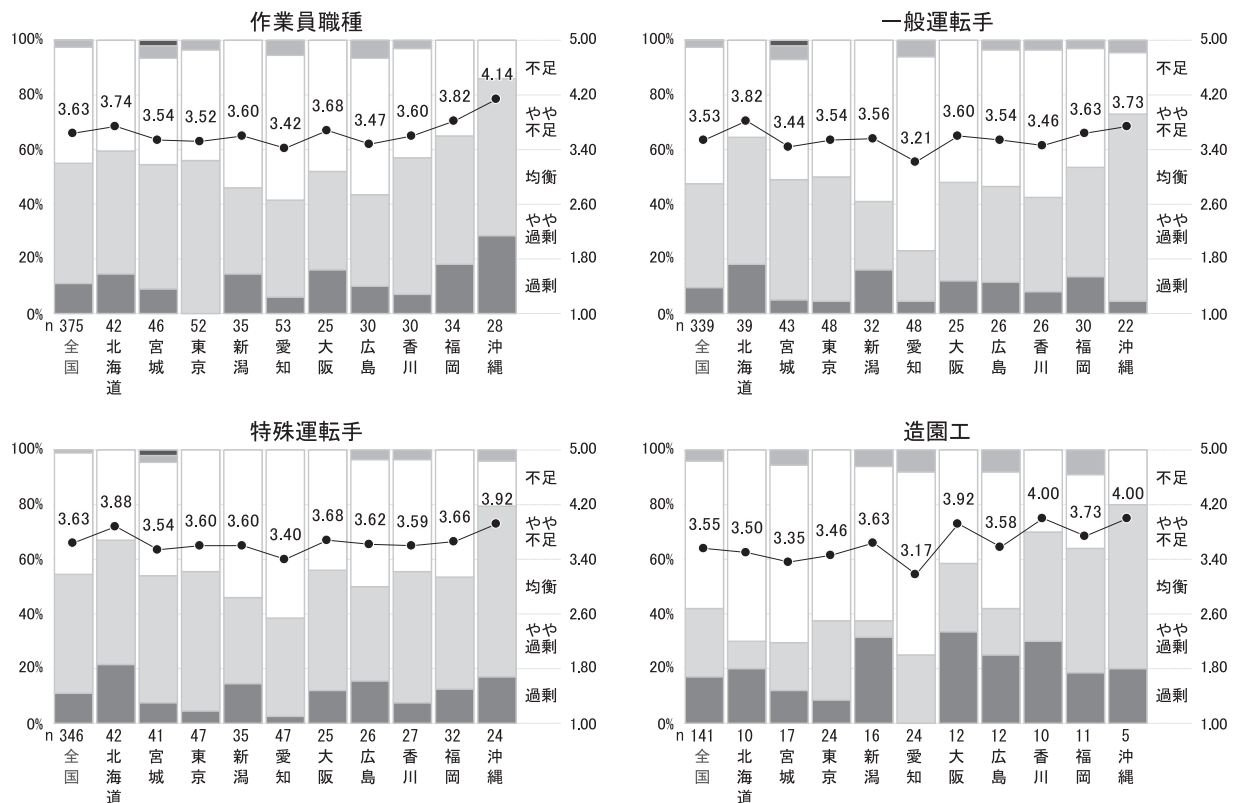
I. 【工事受注状況】現時点での工事受注状況（前年同期比）

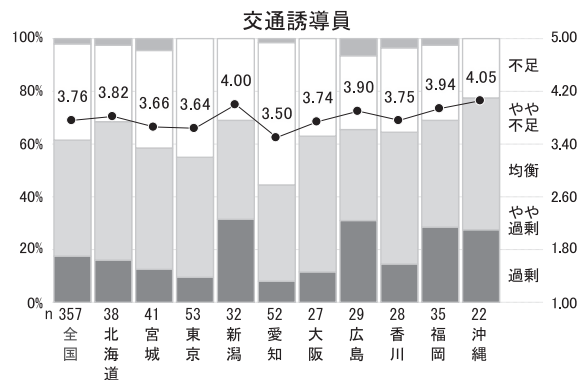
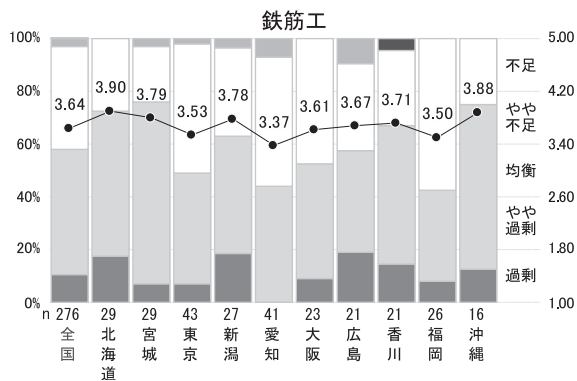
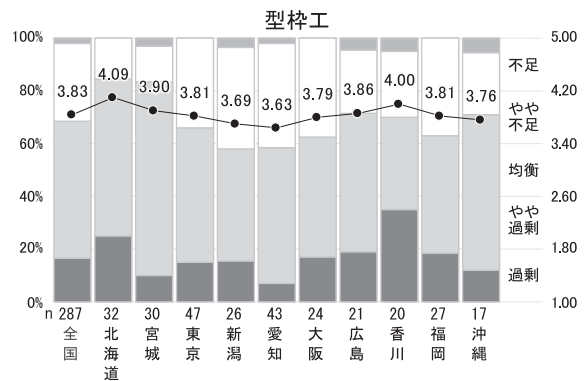
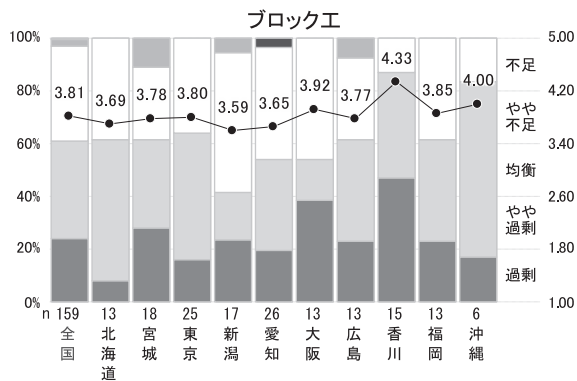
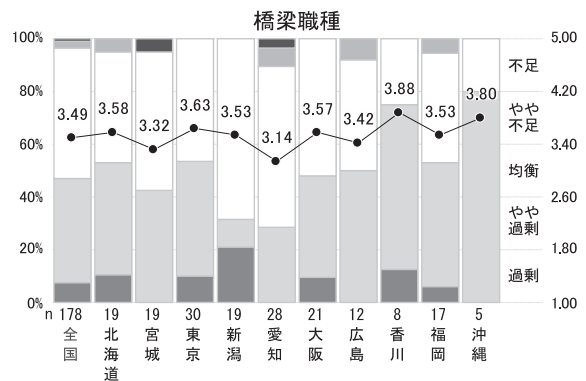
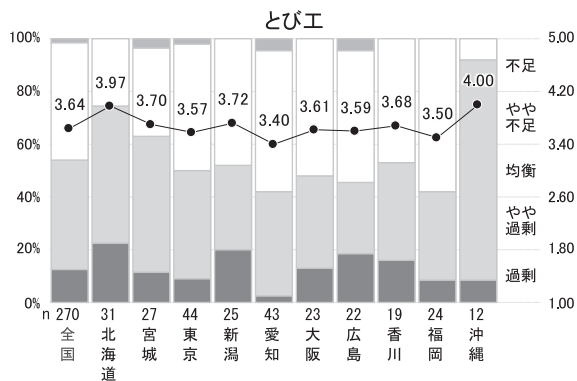
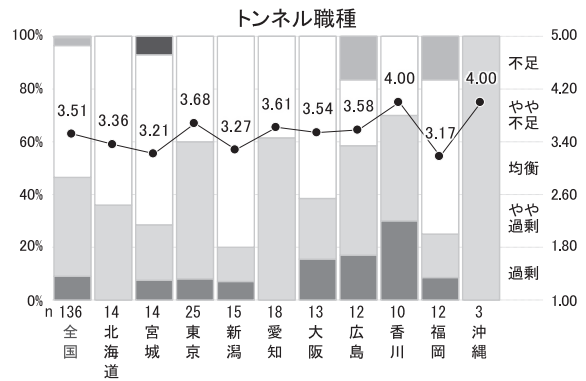
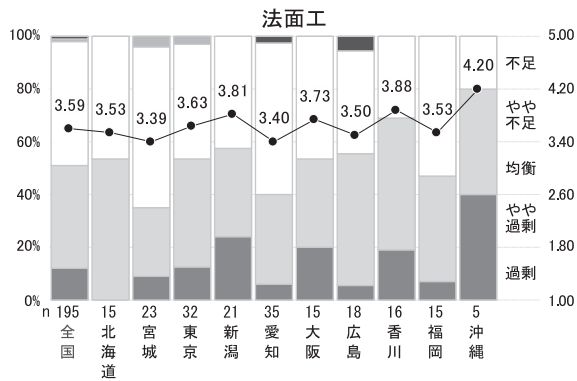
数値：増減値



II. 【職種別労務需給状況】現状での労務需給

—●—：過不足値





国土経済論叢

**日本における外国人の増加と外国人の受入れ・
秩序ある共生のための総合的対応策**

日本における外国人の増加と外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

中島 正人 博士(工学)/一般財団法人経済調査会 審議役

はじめに

日本における在留外国人は2025年末に初めて400万人を超え、412万5千人と過去最高を更新したⁱ。

本稿では、近年の外国人増加の現状と日本社会の将来像について考えるため、

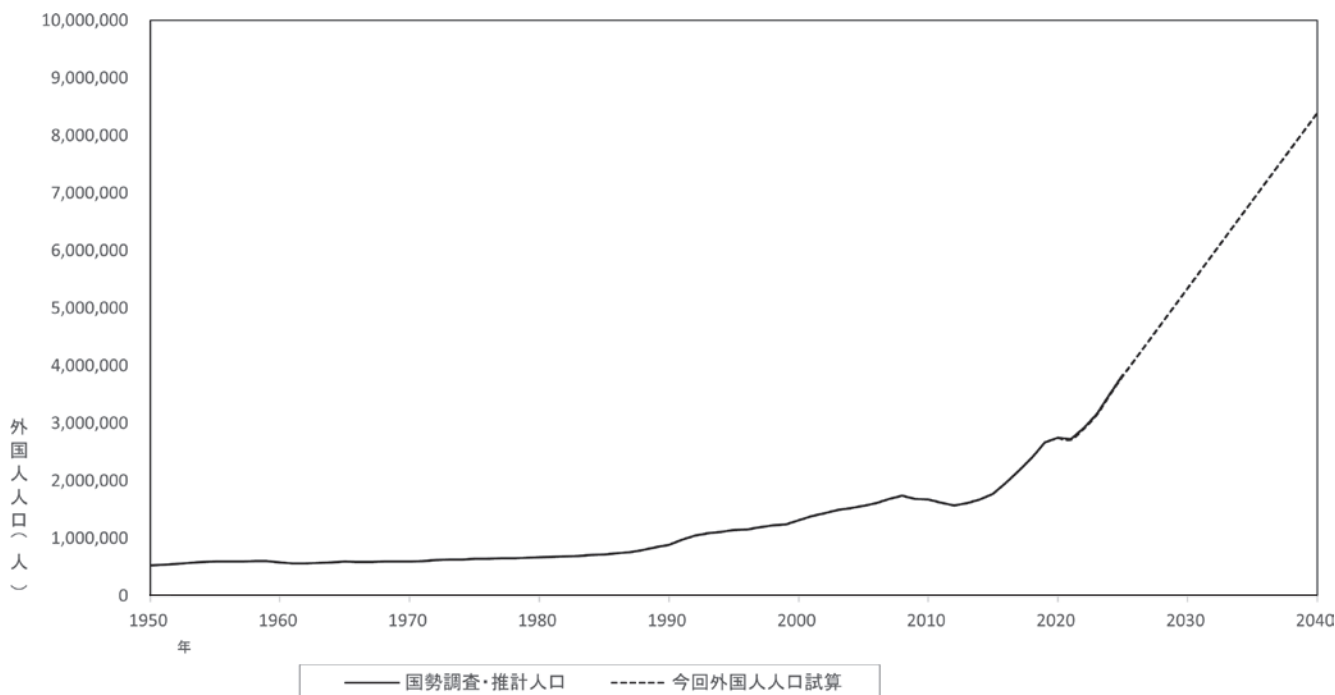
- ①現在のペースで入国超過数が続いた場合の、将来外国人人口を試算するとともに、
- ②在留外国人の日本での在留目的、国籍・地域別の内訳及び在留目的を中心とした中長期在留者の地域分布を俯瞰し、
- ③外国人の増加等に対応して本年1月に政府の関係閣僚会議で取りまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」ⁱⁱ

について見ていくこととしたい。

1 現在の入国超過数が続いた場合の将来外国人人口の試算

総務省の人口推計で各年10月1日時点の外国人人口を見ると、2017年に200万人を超え217万人に、2023年には300万人を超え316万人に、2025年には384万人に達している。また、直近2023～2025年の外国人の入国者数から出国者数を差し引いた入国超過数の平均は約30万3千人であるⁱⁱⁱ。この直近3カ年の平均入国超過数約30万3千人を、国立社会保障・人口問題研究所による2023(令和5)年推計^{iv}の出生中位(死亡中位)推計(以下「社人研中位推計」という)で使用されている外国人入国超過数仮定約16万4千人と置き換え、年間約14万人が社人研中位推計に加わると考えて将来外国人人口の試算を行った^v(本試算を以下、近年の外国人入国超過数を考慮した将来外国人人口の試算結果という。図表1では、今回外国人人口試算)。

図表1 日本の外国人人口と将来試算



出典：総務省「国勢調査」、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」、総務省統計局「長期時系列データ(平成12年～令和2年)」、総務省統計局「人口推計 2026年(令和8年)4月報」参考表・外国人人口(確定値) (2021～2025年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」出生中位(死亡中位)推計及び筆者による近年の外国人入国超過数を考慮した将来外国人人口の試算結果より作成

この近年の外国人入国超過数を考慮した試算結果によれば、外国人人口は2030年において535万人、2040年には839万人となる(図表1、2)。また、この趨勢で推移した場合、2040年代後半には外国人人口は1000万人を超えるとともに、将来外国人人口試算を加味した日本の総人口^{vi}に占める外国人人口比率は10%を超えるものと思われる。

図表2 近年の外国人入国超過数を考慮した将来外国人人口の試算結果

年	2025	2030	2035	2040
外国人人口(千人)	3,839	5,347	6,874	8,394
外国人人口比率(%)	3.1	4.4	5.8	7.3

(注記) 各年10月1日現在

出典：2025年は総務省統計局「人口推計 2026年(令和8年)4月報 参考表総人口(確定値)・外国人人口(確定値)」(外国人人口比率は当該数値より計算)、2030年以降は筆者による試算結果

2 在留外国人の在留目的と国籍・地域

(1) 在留外国人の在留目的

それでは、外国人はどのような目的で日本に來ているのだろうか。中長期在留者と特別永住者からなる在

留外国人の在留目的について見てみよう。

出入国在留管理庁「令和7年末現在における在留外国人数について」^{vii}により、在留目的別に2025年末時点の在留外国人数を多い順に見ると、永住者94万7千人、技術・人文知識・国際業務47万6千人、留学46万5千人、技能実習45万7千人、特定技能39万人等となっている。

また、2020年末から25年末の間の増加率は在留外国人全体としては43%であり、増加率を高い順から見ると、特定技能2,392%、介護827%、高度専門職99%、家族滞在79%、経営・管理72%、技術・人文知識・国際業務68%、留学65%等となっている(図表3^{viii})。

なお、外国人労働者の受入れに関する政府方針としては、専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れる一方、専門的・技術的分野以外の外国人については、様々な検討を要するとしている^{ix}。

このうち、2025年末までの5年間でおおむね25倍と最も増加率が高い在留資格であった「特定技能」は、深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、

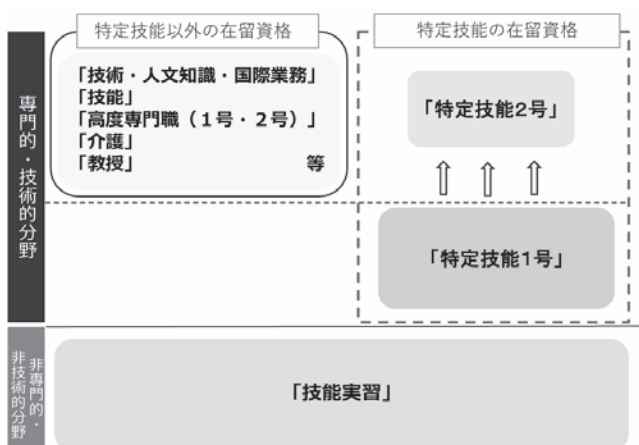
図表3 在留目的別在留外国人数と2020年末から25年末の間の増減

在留資格	2025年末人数(人)	2020年末から2025年末の間の増減数(人)	2020年末から2025年末の間の増減率(%)
永住者	947,125	139,608	17.3
技術・人文知識・国際業務	475,790	192,410	67.9
留学	464,784	183,883	65.5
技能実習	456,618	78,418	20.7
特定技能	390,296	374,633	2,391.8
家族滞在	352,875	156,253	79.5
特別永住者	266,896	-37,534	-12.3
定住者	226,438	25,109	12.5
日本人の配偶者等	152,898	10,163	7.1
特定活動	125,286	21,864	21.1
永住者の配偶者等	56,568	13,663	31.8
技能	54,574	14,083	34.8
経営・管理	46,781	19,546	71.8
高度専門職	32,953	16,399	99.1
企業内転勤	19,161	5,746	42.8
介護	15,891	14,177	827.1
教育	15,496	3,255	26.6
総計	4,125,395	1,238,279	42.9

(注記) 1万人以上の在留外国人がいる在留資格について記載

出典：出入国在留管理庁「令和7年末現在における在留外国人数について」より作成

図表4 就労が認められる在留資格の技能水準



出典：出入国在留管理庁「外国人労働者に関する制度概要」

一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため創設された。その分野は、介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環の19分野であり、このうちの多くが2019年から実施されている^x。

在留資格「特定技能」について出入国在留管理庁が示す「就労が認められる在留資格の技能水準」^{xi}（図表4）で見ると、「技術・人文知識・国際業務」と「技能実習」の中間的な位置づけとなっていることが分かる。

また、増加率が高い在留資格としては、ニーズが高い「介護」が約9倍であるほか、「高度専門職」、「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」や「留学」等についても50%を超える増加率となっている。このうち、「経営・管理」については、2025年に、資本金・出資総額が500万円から3000万円に引き上げられ、経営者の経歴・学歴要件、雇用義務、日本語能力等が必要とされるなど許可基準が見直されている^{xii}。

(2) 国籍・地域別で見た在留外国人

出入国在留管理庁統計^{xiii}によれば、在留外国人数が多い国籍・地域は図表5の通りである。

2025年末の在留外国人数が多いのは、中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパール等で、2020年末から2025年末の間の増加率が100%を超えているの

図表5 国籍・地域別で見た在留外国人

国籍・地域	2025年末 人数(人)	2020年末から2025 年末の間の増減数(人)	2020年末から2025 年末の間の増減率(%)
中国	930,428	152,316	19.6
ベトナム	681,100	233,047	52.0
韓国	407,341	-19,567	-4.6
フィリピン	356,579	76,919	27.5
ネパール	300,992	205,010	213.6
インドネシア	266,069	199,237	298.1
ブラジル	210,014	1,476	0.7
ミャンマー	182,567	147,518	420.9
スリランカ	79,128	49,838	170.2
台湾	73,256	17,384	31.1

出典：出入国在留管理庁「令和7年末現在における在留外国人数について」より作成

は、ミャンマー、インドネシア、ネパール、スリランカの4か国である。なお、2025年末の在留外国人数が3万人以上の国に国籍・地域の範囲を広げてみると、バングラデシュも2020年末から2025年末の間の増加率が100%を超えている。

3 就労が認められる在留目的で見た都道府県別の在留外国人数

次に、就労が認められる在留資格で人数が多い「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、「技能実習」の3資格について、在留外国人数が多い都道府県を見てみる。

(1) 技術・人文知識・国際業務

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留外国人数が多い都道府県を見ると、東京都がとびぬけて多く、大阪府が続く。次いで、首都圏の神奈川県、埼玉県、千葉県と愛知県、兵庫県、福岡県が続いている。また、茨城県、静岡県は増加率が高い（図表6）。

(2) 特定技能

国内で人材確保が困難な特定産業分野での専門的・技術的人材である在留資格として、2019年に創設された「特定技能」の在留外国人は全国的に急増している。

「特定技能」の在留外国人数は、愛知県、東京都、

図表6 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留外国人数が多い都道府県（2025年末）

都道府県	在留外国人数（人）	2020年末～2025年末の増加率（%）
東京都	130,952	45.1
大阪府	46,831	89.0
神奈川県	42,770	47.3
埼玉県	38,638	71.4
千葉県	36,940	80.2
愛知県	32,812	78.2
兵庫県	13,545	71.9
福岡県	11,837	81.5
茨城県	11,248	133.0
静岡県	10,992	95.2
（参考）全国	475,790	67.9

出典：出入国在留管理庁「令和7年末現在における在留外国人数について」、同「在留外国人統計」より作成

図表7 在留資格「特定技能」の在留外国人数が多い都道府県（2025年末）

都道府県	在留外国人数（人）	2020年末～2025年末の増加率（%）
愛知県	30,612	2,339
東京都	26,188	2,475
大阪府	26,015	3,206
埼玉県	25,235	3,102
千葉県	24,152	1,800
神奈川県	23,275	3,151
茨城県	17,968	2,049
北海道	16,675	2,634
兵庫県	14,231	2,366
福岡県	14,221	1,964
（参考）全国	390,296	2,392

出典：出入国在留管理庁「令和7年末現在における在留外国人数について」、同「在留外国人統計」より作成

大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県の順であり、地域的に見ても「技術・人文知識・国際業務」と「技能実習」の中間的な構成となっている（図表7）。

（3）技能実習

在留資格「技能実習」の在留外国人数は、製造業が盛んな愛知県が多く、埼玉県、千葉県、大阪府、神奈川県と続いている。「技術・人文知識・国際業務」と比較すると、北海道が上位に入っている。一方、東京都は全体の9番目と人数は多くはないが、北海道、神奈川県とともに4割を超える増加率である（図表8）。

図表8 在留資格「技能実習」の在留外国人数が多い都道府県（2025年末）

都道府県	在留外国人数（人）	2020年末～2025年末の増加率（%）
愛知県	40,818	7.6
埼玉県	25,703	36.3
千葉県	24,157	28.1
大阪府	23,482	26.6
神奈川県	20,265	40.7
福岡県	17,858	34.0
茨城県	17,832	8.9
北海道	17,657	41.6
東京都	17,491	47.8
静岡県	17,245	22.5
（参考）全国	456,618	20.7

出典：出入国在留管理庁「令和7年末現在における在留外国人数について」、同「在留外国人統計」より作成

4 市区町村における国勢調査人口100人当たりの中長期在留者

次に、在留外国人のうち、近年増加が著しく、在留管理制度の対象となっている^{xiv}中長期在留者^{xv}の全国分布を見てみる。

全国分布を見るに当たっては、市区町村人口の多少に左右されない国勢調査人口100人当たりの中長期在留者数^{xvi}と比較した。国勢調査人口と在留外国人統計に基づく在留者数は、単純には比較できず、国勢調査に基づく外国人人口より在留外国人統計に基づく外国人数が多い傾向にあるが、国勢調査は「我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査」^{xvii}である一方、在留外国人統計は「本邦に在留する外国人について、国籍・地域別、在留資格別及び都道府県別等の在留外国人数及び総在留外国人数を集計したもの」^{xviii}であり、日本で居住する上で必要な在留資格という観点から外国人を直接把握していることから、この2つの統計により地域での外国人の動向を比較した。

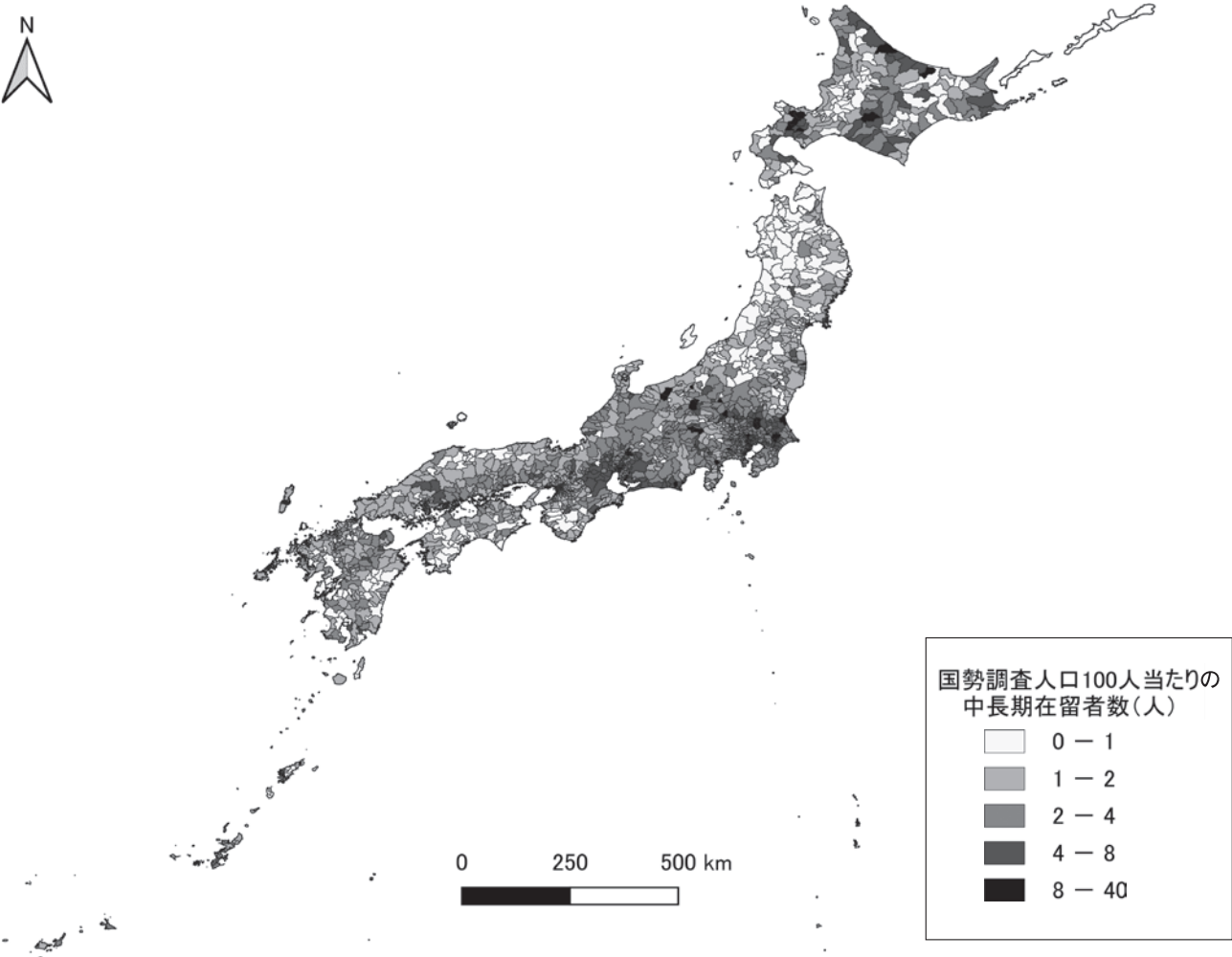
2025年国勢調査人口速報集計^{xix}に基づく市区町村人口100人当たりの2025年6月末の中長期在留者数が多い市区町村は図表9、図表10の通りであり、国勢調査人口当たりの中長期在留者が多い市区町村としては、北海道の町村や長野県の村、大阪市の区、東京都の区が複数みられる。

図表9 2025年国勢調査人口100人当たりの中長期在留者が多い市区町村

市区町村	都道府県	2025年国勢調査人口100人 当たりの中長期在留者数	中長期在留者数 (2025年6月末)	市区町村	都道府県	2025年国勢調査人口100人 当たりの中長期在留者数	中長期在留者数 (2025年6月末)
赤井川村	北海道	35.7	381	蕨市	埼玉県	13.6	10,269
川上村	長野県	32.0	1,343	大阪市西成区	大阪府	13.5	14,236
占冠村	北海道	29.8	443	大阪市生野区	大阪府	13.0	16,758
大泉町	群馬県	22.6	9,359	白馬村	長野県	12.9	1,086
南牧村	長野県	21.3	711	木曽岬町	三重県	12.9	737
留寿都村	北海道	16.4	308	二セコ町	北海道	12.9	692
大阪市浪速区	大阪府	15.5	13,554	箱根町	神奈川県	12.7	1,302
新宿区	東京都	13.8	50,043	常総市	茨城県	12.4	7,192
恩納村	沖縄県	13.8	1,544	豊島区	東京都	12.3	37,536
双葉町	福島県	13.7	29	倶知安町	北海道	12.2	1,805

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省統計局「令和7年国勢調査」人口速報集計より作成

図表10 2025年国勢調査人口100人当たりの中長期在留者の分布(市区町村)



(注記1) 市区町村の境界は2025年1月1日現在
(注記2) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は白色としている。
出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省「令和7年国勢調査」人口速報集計、国土交通省「国土数値情報」より作成

5 在留目的で見た市区町村別の
2025年国勢調査人口100人当たりの
在留外国人数

次に、市区町村別の2025年国勢調査人口100人当

たりの在留外国人数について、就労が可能で人口が比較的多い「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、「技能実習」資格の在留外国人の地域分布と、これら3資格と人口が同程度であり、近年増加している「留

図表11 2025年国勢調査人口100人当たりの在留資格「技術・人文知識・国際業務」在留外国人数 (2025年6月末) が多い市区町村

市区町村	都道府県	2025年国勢調査人口 100人当たりの 在留外国人数	在留資格「技術・人文 知識・国際業務」の 在留外国人数
赤井川村	北海道	9.7	103
占冠村	北海道	8.9	133
留寿都村	北海道	5.9	110
箱根町	神奈川県	5.4	550
ニセコ町	北海道	4.7	255
草津町	群馬県	4.2	244
野迫川村	奈良県	4.1	12
倶知安町	北海道	4.1	603
木曽岬町	三重県	3.5	201
大阪市浪速区	大阪府	3.5	3,041

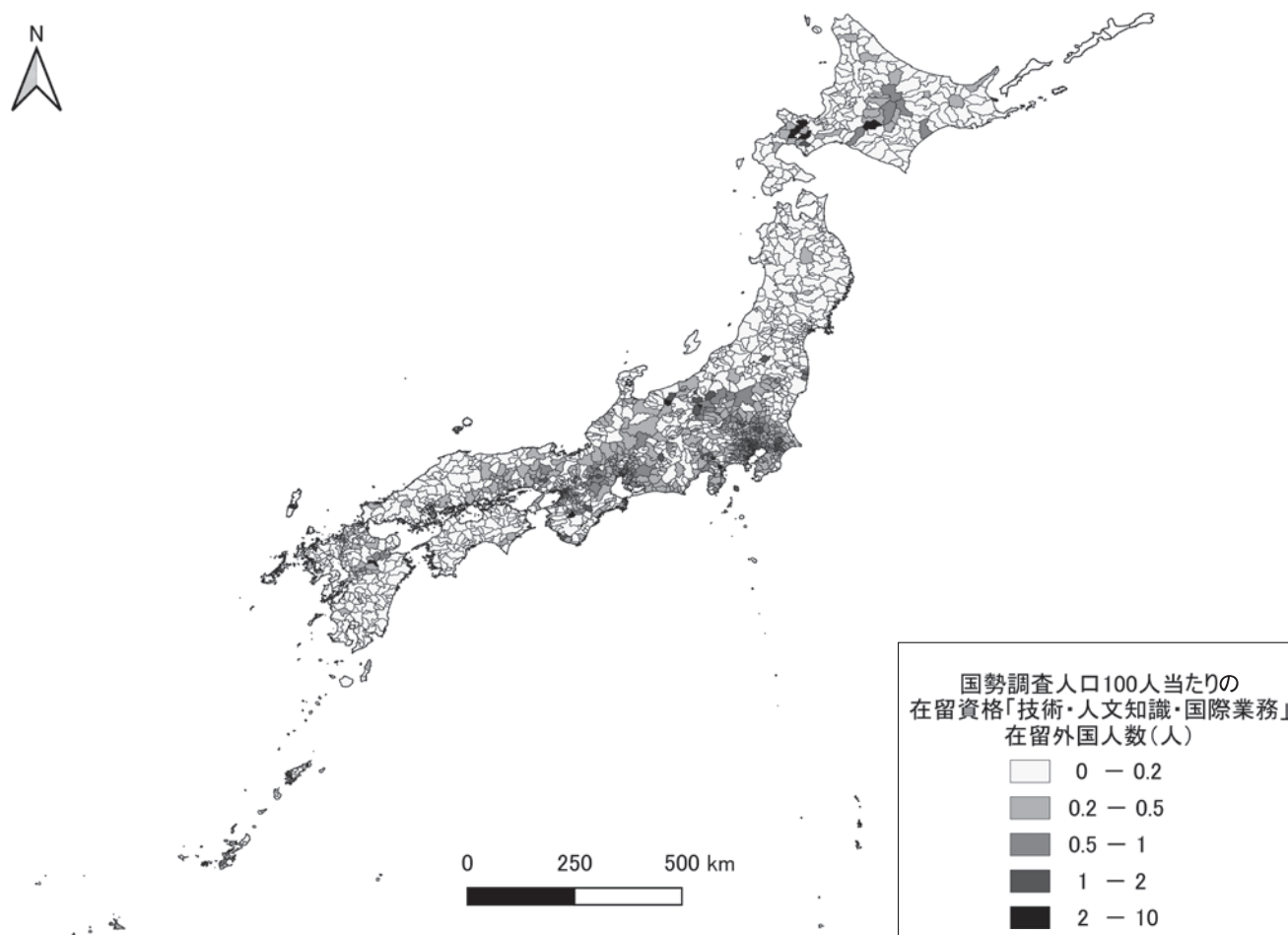
出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省統計局「令和7年国勢調査」人口速報集計より作成

学」資格の在留外国人の地域分布について俯瞰する。なお、地域分布を示した図表は国勢調査人口100人当たりの在留外国人数の凡例区分を同一としている。比較してご覧いただきたい。

(1) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数

在留資格「技術・人文知識・国際業務」について2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数が多い市区町村には、北海道のスキーリゾートや温泉地が多くみられる(図表11、12)。

図表12 2025年国勢調査人口100人当たりの在留資格「技術・人文知識・国際業務」在留外国人数 (2025年6月末) の分布 (市区町村)



(注記1) 市区町村の境界は2025年1月1日現在

(注記2) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は白色としている。

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省統計局「令和7年国勢調査」人口速報集計、国土交通省「国土数値情報」より作成

図表13 2025年国勢調査人口100人当たりの
在留資格「特定技能」在留外国人数
(2025年6月末) が多い市区町村

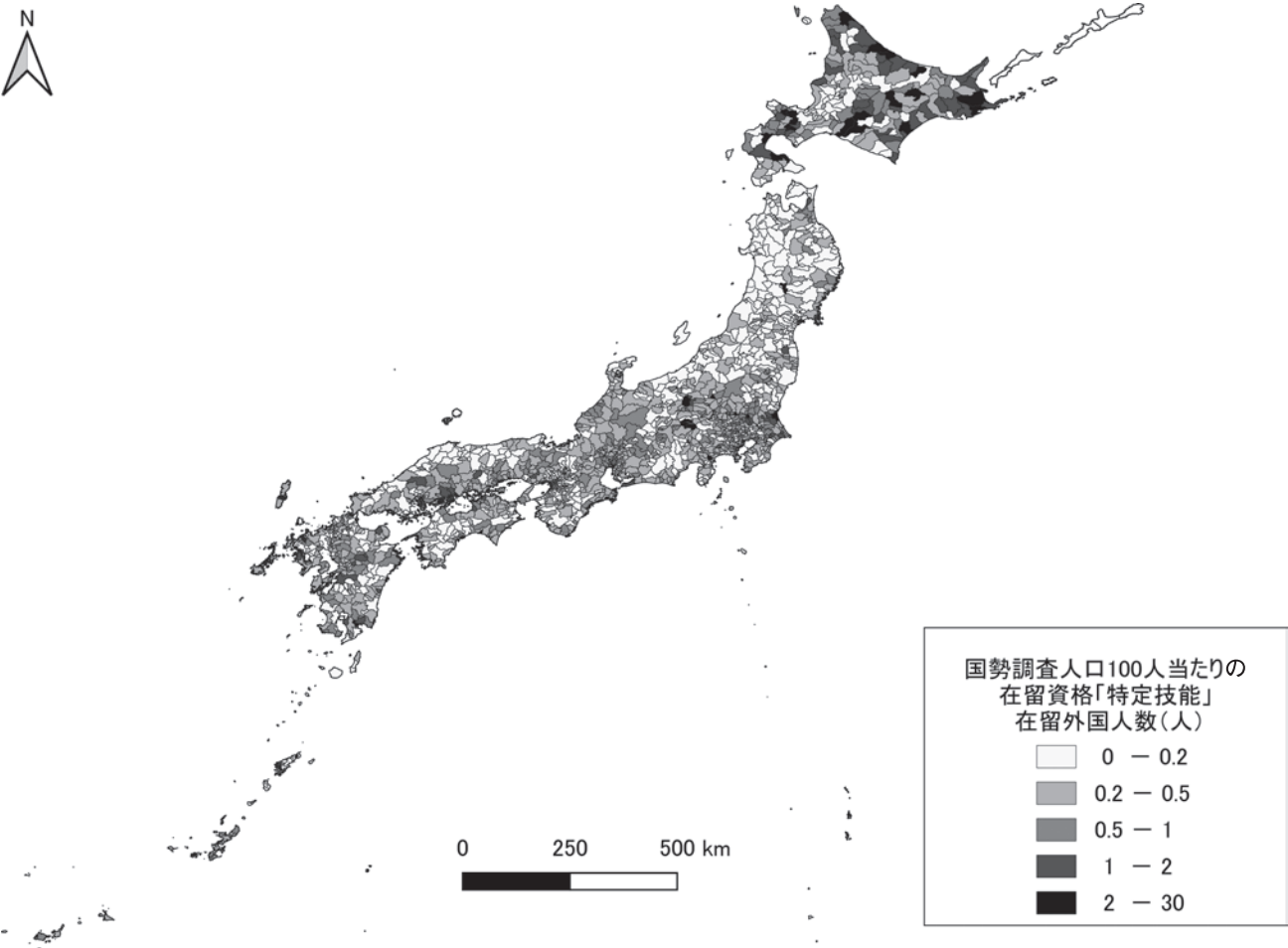
市区町村	都道府県	2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数	在留資格「特定技能」の在留外国人数
川上村	長野県	22.0	921
南牧村	長野県	15.7	525
仁木町	北海道	7.5	240
赤井川村	北海道	7.5	80
北大東村	沖縄県	6.1	34
昭和村	群馬県	5.6	374
嬬恋村	群馬県	5.0	410
真狩村	北海道	5.0	98
占冠村	北海道	4.8	72
銚田市	茨城県	3.9	1,682

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省統計局「令和7年国勢調査」人口速報集計より作成

(2) 在留資格「特定技能」の2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数

在留資格「特定技能」について2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数が多い市区町村には、地方部の村が多くみられ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留外国人数が多い市区町村のうち、赤井川村と占冠村の2村が共通している(図表13、14)。

図表14 2025年国勢調査人口100人当たりの在留資格「特定技能」
在留外国人数 (2025年6月末) の分布 (市区町村)



(注記1) 市区町村の境界は2025年1月1日現在

(注記2) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は白色としている。

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省「令和7年国勢調査」人口速報集計、国土交通省「国土数値情報」より作成

図表15 2025年国勢調査人口100人当たりの
在留資格「技能実習」在留外国人数
(2025年6月末) が多い市区町村

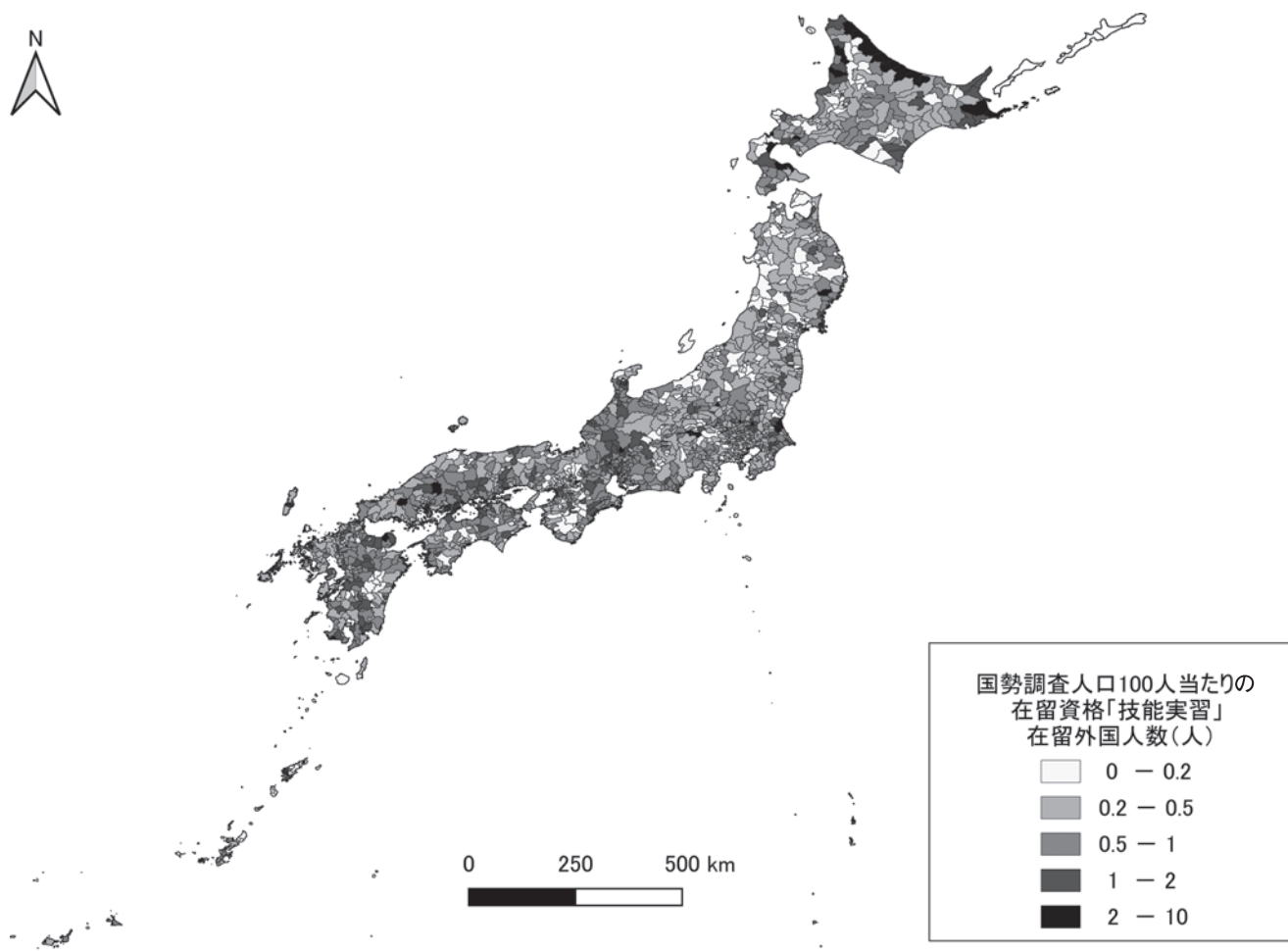
市区町村	都道府県	2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数	在留資格「技能実習」の在留外国人数
川上村	長野県	7.2	302
雄武町	北海道	5.4	209
飛島村	愛知県	4.9	216
佐呂間町	北海道	4.6	199
昭和村	群馬県	4.4	297
八千代町	茨城県	4.2	844
鉾田市	茨城県	3.9	1,704
南牧村	長野県	3.7	122
枝幸町	北海道	3.4	237
鹿部町	北海道	3.2	108

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省統計局「令和7年国勢調査」人口速報集計より作成

(3) 在留資格「技能実習」の2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数

在留資格「技能実習」について2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数が多い市区町村には、地方部の町村が多くみられ、在留資格「特定技能」の上位市町村と川上村、昭和村、鉾田市、南牧村が共通している(図表15、16)。

図表16 2025年国勢調査人口100人当たりの在留資格「技能実習」
在留外国人数(2025年6月末) の分布(市区町村)



(注記1) 市区町村の境界は2025年1月1日現在

(注記2) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は白色としている。

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省「令和7年国勢調査」人口速報集計、国土交通省「国土数値情報」より作成

図表17 2025年国勢調査人口100人当たりの
在留資格「留学」在留外国人数
(2025年6月末)が多い市区町村

市区町村	都道府県	2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数	在留資格「留学」の在留外国人数
利根町	茨城県	6.5	969
新宿区	東京都	4.8	17,229
豊島区	東京都	4.3	13,159
大阪市西成区	大阪府	4.3	4,493
大阪市浪速区	大阪府	3.9	3,440
東川町	北海道	3.9	340
京都市上京区	京都府	3.5	2,895
大阪市生野区	大阪府	3.2	4,126
神戸市兵庫区	兵庫県	3.1	3,461
別府市	大分県	3.1	3,460

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省統計局「令和7年国勢調査」人口速報集計より作成

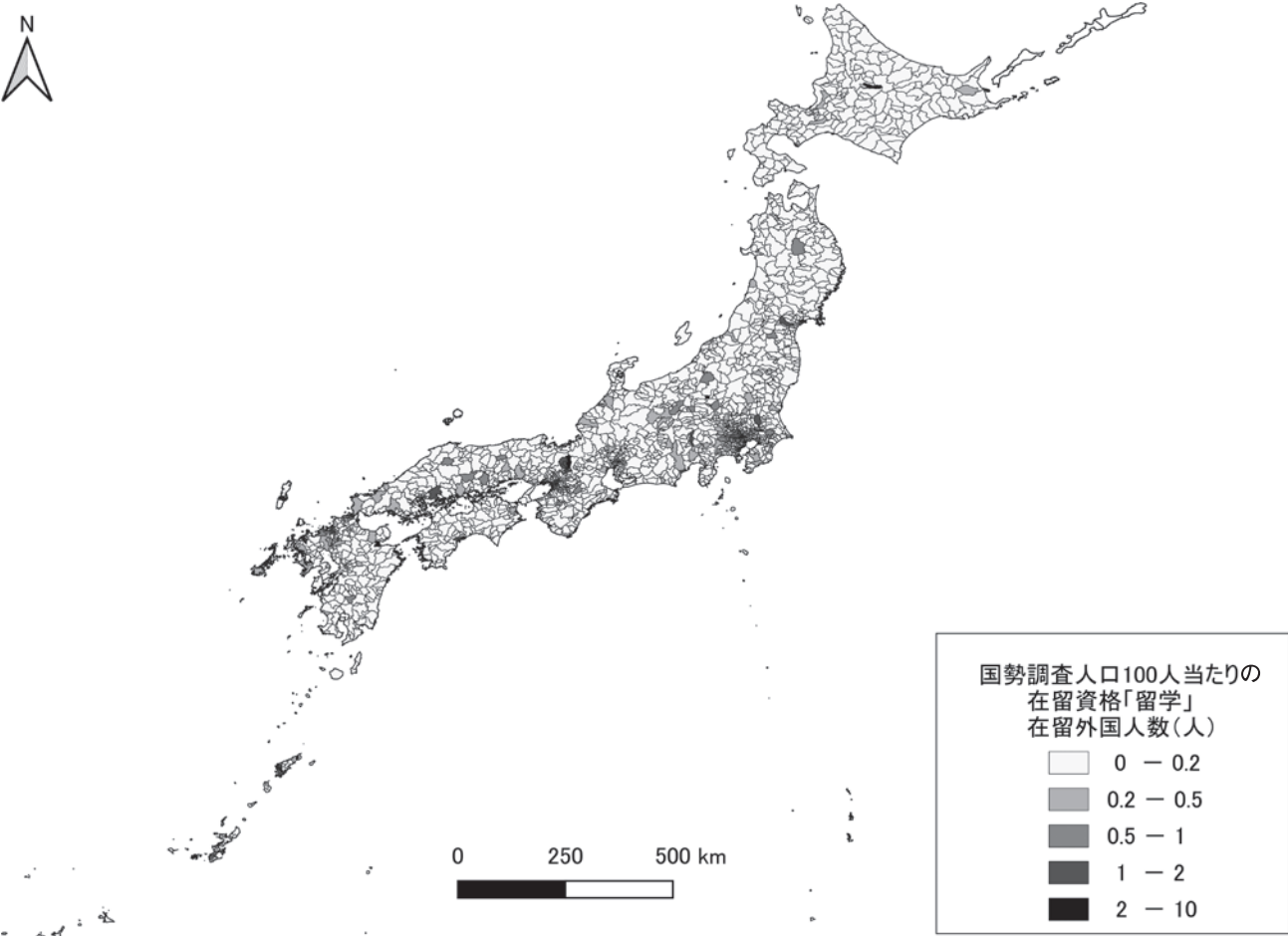
(4) 在留資格「留学」の2025年国勢調査人口
100人当たりの在留外国人数

在留資格「留学」について2025年国勢調査人口100人当たりの在留外国人数が多い市区町村は、学校の立地に左右されるものとみられ、一部地方部の市町がみられるものの、学校が多い東京都や政令指定都市の区が多くみられる(図表17、18)。

(5) 在留目的で見る外国人地域分布の特徴

ここまでを見ると、図表9で示した国勢調査人口100人当たりの中長期在留者が多い市区町村のうち、前述した「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、「技能実習」、「留学」を在留目的とする国勢調査人口100人当たりの在留外国人数が多い市区町村と重なる

図表18 2025年国勢調査人口100人当たりの在留資格「留学」在留外国人数(2025年6月末)の分布(市区町村)



(注記1) 市区町村の境界は2025年1月1日現在
(注記2) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は白色としている。
出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(2025年6月末)、総務省「令和7年国勢調査」人口速報集計、国土交通省「国土数値情報」より作成

**図表19 2025年国勢調査人口100人当たりの
中長期在留者が多い市区町村のうち
「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、
「技能実習」、「留学」を在留目的とする
外国人が全国的に見て多い市区町村**

市区町村	都道府県	全国的に見て多い在留目的
赤井川村	北海道	「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」
川上村	長野県	「特定技能」、「技能実習」
占冠村	北海道	「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」
南牧村	長野県	「特定技能」、「技能実習」
留寿都村	北海道	「技術・人文知識・国際業務」
大阪市浪速区	大阪府	「留学」、「技術・人文知識・国際業務」
新宿区	東京都	「留学」
大阪市西成区	大阪府	「留学」
大阪市生野区	大阪府	「留学」
木曽岬町	三重県	「技術・人文知識・国際業務」
二セコ町	北海道	「技術・人文知識・国際業務」
箱根町	神奈川県	「技術・人文知識・国際業務」
豊島区	東京都	「留学」
倶知安町	北海道	「技術・人文知識・国際業務」

出典：筆者作成

地域があることに気づかれた方も多いと思う。図表19は、人口100人当たりの中長期在留者が多い市区町村を、全国的に見て多い在留目的別に整理したものである。

図表19を見ると、スキー場等を有するリゾート地での「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、農業が盛んな地方での「特定技能」、「技能実習」、都市部での「留学」等在留目的の傾向が分かれているように見受けられる。

また、在留目的「技能実習」、「特定技能」の外国人は都市部・地方部を問わず、比較的広範囲の市区町村に広がっているが、在留目的「技術・人文知識・国際」、「留学」の外国人は大都市、リゾート地、学校所在地に集中する傾向がある。

6 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

ここまで述べてきた外国人の増加に対応して、どのような政府の対策が取られているだろうか。

最近の在留外国人数、訪日外国人の増加等に対応して、本年1月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」^{xxi}（以下、「新対応策」という）が、新たに設置された「外国人の受入れ・秩序ある共生社

会実現に関する関係閣僚会議」において取りまとめられている。

新対応策においては、2025年6月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」により取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）」^{xxi}（以下、「旧対応策」という）と比較すると、「外国人材の受入れ」から「外国人の受入れ」へ、「共生」から「秩序ある共生」へと、対応の方向性が変化している。

2018年以来改訂され取りまとめられてきた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は、「外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点」^{xxii}から進められてきたので、かなり大きな方向の変化となる。

新対応策は、「基本的な考え方」、「国民の安全・安心のための取組」、「外国人が日本社会に円滑に対応するための取組」の3部から構成されており、その概要は次の通りである。

(1) 基本的な考え方

「基本的な考え方」においては、一部の外国人による我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要があり、入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互促進といった取組により、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要があるとしている^{xxiii}。

また、外国人等による我が国の土地等の取得に対し、安全保障や不動産価格高騰など様々な観点から国民からの懸念の声が上がっている、としており、必要な規律の在り方を段階的に検討していく必要があり、生活レベルの対応と安全保障上の懸念に対応するための対処を分けて考える必要があるとしている。

このように、新たな総合的対応策は「秩序」という視点の重要性を打ち出しており、「現状と問題点」を提

示した上で「実施中の施策」、「速やかに実施する施策」を整理し、具体化に向け直ちに着手すべき課題を「今後の課題」として示している。

(2) 国民の安全・安心のための取組

「国民の安全・安心のための取組」は、「既存のルール」の遵守、各種制度の適正化に向けた取組」と「土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組」の2つから構成されている。

「既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組」においては、在留資格の審査の厳正な運用や在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討、不法滞在者ゼロプランの強力な推進、在留許可手数料・査証手数料の見直し、税・社会保障・医療に係る制度の適正化、日本語教育の充実、福祉・教育・住居等制度の適正化、民泊・オーバーツーリズムへの対応等が挙げられている。

「土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組」では、土地所有等情報の透明性向上や、マンション取引、地下水採取に関する実態把握、外国人の土地取得等のルールの在り方等が挙げられている。

この「国民の安全・安心のための取組」で取り上げられている事項には、「秩序」を重視する新対応策で新たに取り上げられた事項が多く見受けられる。

(3) 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

「外国人が日本社会に円滑に適応するための取組」では、日本語教育の充実(再掲)、外国人に対する情報発信・外国人向け相談体制の強化、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援等が挙げられている。

おわりに

本論考で示したように、外国人は増加しているが、地域によって外国人の地域人口に対する割合や外国人の属性は異なっている。また、外国人の急速な増加に

伴い、政府は「秩序ある共生」の視点からの対策を進めている。

日本の人口減少が急速に進んでいく中、様々な分野での人手不足は全国的なものとなっており、地域産業や生活に必要なサービスのための人材として外国人に頼らざるを得ない状況である。このような状況下で、急速に増加している外国人の実状を把握し、日本社会の将来像を見据えた対応を進めることが今後求められる。また、その際、外国人の地域分布の偏りについても考慮する必要があるであろう。

本稿が、近年増加が著しい日本の外国人について考える一助となれば幸いである。

【参考文献及び注】

- ⁱ 出入国在留管理庁(2026)、令和7年末現在における在留外国人数について、
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00062.html
2026年6月30日
- ⁱⁱ 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議(2026)、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策(令和8年(2026年)1月23日)
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/pdf/kettei_sougoutekitaiousaku_honbun.pdf
- ⁱⁱⁱ 総務省、「人口推計」(2026年4月報)、p 4
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/202604.pdf>
2026年5月8日
- ^{iv} 国立社会保障・人口問題研究所(2023)、日本の将来推計人口 令和5年推計(人口問題研究資料第347号)
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_ReportALLc.pdf
- ^v 2022～2025年については、総務省人口推計で示された外国人人口の入国超過数と社人研中位推計の仮定値の差分を社人研中位推計に加えている。また、総務省人口推計によれば、近年の自然増減と国籍異動による外国人人口の増減の合計は1万人以下と少なく、本試算においては増加した外国人によって生じる自然増減(出生、死亡)、国籍異動について考慮していない。
- ^{vi} 社人研中位推計による日本人人口に近年の外国人入

- 国超過数を考慮した将来外国人人口の試算結果を加えた人口。
- vii 上掲 i に同じ。
- viii 図表3においては、2026年末に1万人以上の在留資格について示した。高度専門職、特定技能、技能実習については全体数を示している。
- ix 出入国在留管理庁(2026)、外国人労働者に関する制度概要(令和8年3月27日更新)、p 5
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>
 2026年6月15日
- x 同書、p 6
- xi 同書、p 6
- xii 出入国在留管理庁(2025)、在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正について、https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00237.html
 2026年4月30日
- xiii 上掲iに同じ。
- xiv 出入国在留管理庁、「知っておきたい!! 在留管理制度あれこれ」
https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/newimmiact_4_index.html
 2026年5月28日
- xv 出入国在留管理庁報道発表資料「令和7年末現在における在留外国人数について」によれば「中長期在留者」の定義は次の通りである。
 『中長期在留者』とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)までのいずれにも当てはまらない人です。なお、次の(5)及び(6)に該当する人も中長期在留者には当たりません。
 (1)『3月』以下の在留期間が決定された人
 (2)『短期滞在』の在留資格が決定された人
 (3)『外交』又は『公用』の在留資格が決定された人
 (4)(1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める人(『特定活動』の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方、デジタルノマド又はその配偶者・子)
 (5)特別永住者
 (6)在留資格を有しない人」
- xvi 「統計でみる日本『在留外国人統計(旧登録外国人統計)用語の解説』(2025年6月)」によれば、「在留外国人」は「中長期在留者及び特別永住者」とされている。このことから、中長期在留者数については、在留外国人数から特別永住者数を差し引いて算出している。
- xvii 総務省統計局、令和7年国勢調査、
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2025/index.html>
 2026年6月23日
- xviii 出入国在留管理庁、在留外国人統計(旧登録外国人統計)、
<https://www.e-stat.go.jp/statistics/00250012>
 2026年6月23日
- xix 総務省統計局(2026)、令和7年国勢調査 調査の結果人口速報集計
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2025/kekka.html>
 2026年6月12日
- xx 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議(2026)、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策(令和8年(2026年)1月23日)
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikoku_jinzai/pdf/kettei_sougoutekitaiousaku_honbun.pdf
- xxi 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2025)、外国人材の受入れ・共生のため総合的対応策(令和7年度改訂)(令和7年(2025年)6月6日)
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001440747.pdf>
- xxii 出入国在留管理庁、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(過去の資料)
https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html
 2026年6月2日
- xxiii 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策(概要)(2026)、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikoku_jinzai/pdf/kettei_sougoutekitaiousaku_gaiyo.pdf
 2026年6月15日

一般財団法人経済調査会

当会は、東京経済調査会として1946年に創立され、戦後の物価、生活費、賃金等に関する実態調査の結果を経済調査報告書『物価版』にまとめ、情報提供を開始したのが始まりです。1951年6月にそれまでの事業活動が経済安定本部（現・内閣府）に認められ、財団法人経済調査会へと改組されました。1954年2月には『積算資料』を刊行し、事業の基礎が築かれました。1985年8月には、経済企画庁（現・内閣府）と建設省（現・国土交通省）共管の公益法人として認可され、建設市場に関わる積算および資材調達のための実態調査を中心とした調査研究と、これに基づく情報提供事業および普及啓発事業を通して社会貢献に努めてきました。

そして2012年6月1日、公益法人制度改革に伴い「一般財団法人経済調査会」として新しいスタートを切りました。

近年、公共工事の品質確保を促進することが強く求められ、資材価格等調査においても高い精度が要請されています。当会はISO 9001の認証を取得するとともに、「価格調査評価監視委員会」および「価格審査委員会」において外部有識者による審査を受け、調査プロセスの透明性・客観性・妥当性の向上に努めています。また、現在、社会基盤の効果的な維持管理をはじめ、働き方改革、生産性向上、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の取り組みが進められていますが、インフラ長寿命化や建設現場の週休二日制、ICTの活用等に伴う公共工事の適切な価格設定が重要であり、建設経済分野の新たなニーズにも的確に対応していきます。

今後も社会から広く信頼される専門調査機関として、さらに一層の顧客満足の向上を図るとともに、社会経済の発展に貢献していく所存です。

経済調査研究所の研究成果

2001年4月に設立された経済調査研究所では、建設経済に関する基礎・一般研究などの自主研究をはじめ、大学等の研究者との共同研究に加え、調査研究などの活動を行っています。自主研究では建設投資および建設経済等の予測、建設資材価格指数の算定、ソフトウェアの開発・運用・管理のコスト分析など、様々なテーマに取り組んでおります。これらの研究成果は、年2回発行の本誌「経済調査研究レビュー」や「季刊建設経済予測」等において公表し、各機関へ無償で配付しています。本誌の内容につきましては、当会のオフィシャルサイトにて公開しているとともに、バックナンバーもご覧になれます。

経済調査会オフィシャルサイト：<https://www.zai-keicho.or.jp/>



本研究誌は、執筆者個人の見解を含めて取りまとめたものです。

大切なお知らせ (禁無断複製・転載について)

本誌をコピー、スキャン、データ入力などすることは複製や転載にあたり、必ず当会の許諾が必要となります。また、代行業者などの第三者に依頼して複製・転載することは著作権の侵害に該当します。

なお、設計書(積算書)への引用や、根拠資料として添付する目的で複製することは当会の許諾の範囲内であり、問題ございません。

一般財団法人 経済調査会

本誌のご利用にあたって

本誌に掲載されている内容(以下、「掲載内容」)は、執筆者および当会が企画・編集したものであり、著作権法に規定された「編集著作物」に該当し、その全体が「著作物」として保護されております。

「掲載内容」のご利用にあたって、下記の事項に該当する場合には、あらかじめ当会の許諾が必要であり、当会の許諾無しに下記1. から3. の行為を禁止します。

なお、当会との契約を別途締結している場合にはその範囲内でご利用ができます。ご不明な点はお問い合わせください。

1. 「掲載内容」の全部または一部を複製、転載、翻案、翻訳する場合。
2. 「掲載内容」の全部または一部、あるいはその内容を加工したものを紙媒体、電子媒体、ネットワーク、インターネットなどを利用して販売、譲渡、貸与、配布、公表・公開する場合。
3. 「掲載内容」の全部または一部、あるいはその内容を加工したものを紙媒体、電子媒体、ネットワーク、インターネットなどの手段により複数のコンピュータで共同利用できるようにする場合。

免責事項

1. 「掲載内容」に関する特許、実用新案、意匠登録などの係争について、当会としては一切責任を負わないものとします。
2. 「掲載内容」について、その利用によって生じた損害に関して、当会としては一切の責任を負わないものとします。

プライバシーポリシー

当会の個人情報の取り扱いに関する基本方針については、以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www.zai-keicho.or.jp/about_us/compliance/



経済調査会の資料刊行事業

定期刊行物

月刊積算資料	実態調査▶建設資材価格・労務単価・各種料金 土木・建築・設備など各種資材の調査価格、各種賃貸料金、情報サービス料金、ビルメンテナンス料金、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価を都市別に掲載。 ●B5判 1,056頁 毎月発刊
季刊土木施工単価	土木工事・下水道工事・港湾工事・地質調査 市場単価／土木工事標準単価 土木、下水道、港湾、地質調査の市場単価、土木工事標準単価の最新単価を網羅。港湾工事の市場単価を掲載しているのは「土木施工単価」だけ。 ●B5判 約640頁 年4冊発刊(春号4月・夏号7月・秋号10月・冬号1月)
季刊建築施工単価	建築・改修・電気設備・機械設備工事費／ビルメンテナンス料金 建築・電気設備・機械設備市場単価、建築工事単位施工単価、耐震・解体・各種改修工事等の調査価格や地質・測量・環境測定分析・ビルメンテナンス・建築保全業務労務単価・建設副産物等の各種料金を掲載。 ●B5判 約720頁 年4冊発刊(春号4月・夏号7月・秋号10月・冬号1月)
デジタル物価版「石油製品編」	ガソリン・軽油などの石油製品価格をWeb経由(電子書籍)で提供 全国主要都市(陸上48都市、海上24都市)の石油製品価格(ローリー、ミニローリー、スタンド渡し、パトロール給油(軽油)、バージ(海上)渡し)を収録。油種は、ガソリン、灯油、軽油、A重油(一般・LS)、C重油を網羅。製品市況や統計資料も収録。 ●Web経由閲覧 毎月1日・11日・21日発行(1月1日を除く)
積算資料 印刷料金	印刷発注実務 & 費用積算の決定版 各種印刷物の見積り・積算のために、工程に沿った料金と算出法を掲載。 ●B5判 約400頁 年1冊(2月)発刊
月刊建設マネジメント技術	建設行政の最新の取り組みや話題・情報を掲載 話題性の高いテーマを「特集」に、「最新の行政情報」「施工技術の動向」など建設産業全般の情報・記事を網羅。 ●A4判 約100頁 毎月発刊

専門図書

土木系図書	令和8年度版 設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書(参考資料)	A4判／約600頁
	改訂5版 設計業務等標準積算基準書の解説	A4判／約400頁
	令和8年度版 工事歩掛要覧(土木編上・下)	B5判／上約1,830頁 下約1,390頁
	改訂 土木工事積算必携	B5判／約400頁
	2026年度版 積算資料 推進工事用機械器具等基礎価格表	A4判／約330頁
	改訂 緑化・植栽マニュアル	B5判／544頁
	地質調査実施要領	B5判／約560頁
	土木技術者のための基礎知識	B5判／約300頁
	土木施工の管理学	B5判／224頁
建築系	令和8年度版 工事歩掛要覧(建築・設備編)	B5判／約800頁
	J S S I 免震構造施工標準 2025	A4判／約180頁
その他	住宅リフォームビジネス必携	B5判／230頁
	改訂6版 公共調達と会計検査	A5判／約320頁
	改訂16版 公共工事と会計検査	A5判／約630頁
	用地補償と会計検査	A5判／約400頁
	牧瀬流 まちづくりすぐに使える成功への秘訣	B6判／326頁

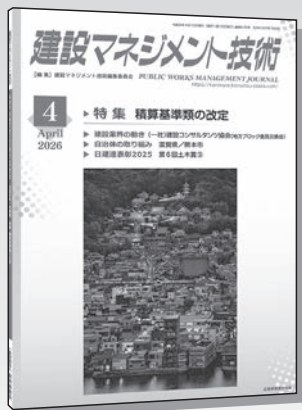
※上記刊行物の詳細は、当会 建設関連図書販売サイト「BookけんせつPlaza」(<https://book.zai-keicho.or.jp>)をご参照ください。



建設マネジメント技術

PUBLIC WORKS MANAGEMENT JOURNAL

最新の建設行政の取り組みや話題を満載した建設産業全ての実務者必携!!



- 国土交通省をはじめ地方自治体・業界団体などが取り組む土木・建築分野における最新情報を幅広くタイムリーにお伝えする情報誌です。
- 図表・写真を多用してわかりやすく解説するとともに、事例を踏まえて掘り下げて紹介することで実務に役立つ内容となっています。

建設マネジメントとは…

建設プロジェクトの企画・計画から設計、積算、施工、管理・運営、保全の各段階におけるマネジメントを指し、「インフラ整備・開発」、「メンテナンス」、「国土強靱化」、「入札契約制度」、「新技術活用」等の分野を含みます。

- 編集：建設マネジメント技術編集委員会
- A4判 約100頁 毎月発刊 定価1,100円(税込み)
- 年間購読料(年12冊) 11,880円(税込み、送料サービス)

分類	主な掲載内容
特集	● 毎号、話題性の高い1つのテーマを深く掘り下げて解説 ▶ 積算基準額の改定 ▶ 多様な入札契約 ▶ 建設DX、新技術活用 ▶ 労働安全衛生対策 ▶ 働き方改革 等 ▶ 担い手の確保・人材育成 ▶ インフラメンテナンス ▶ 環境・循環型社会 ▶ 防災・減災、国土強靱化
行政情報	● 国土交通省の施策等、最新の行政情報を深掘り下げて解説
自治体の取り組み	● 都道府県・政令市における特徴ある建設マネジメントの取り組み事例を紹介
建設業界の動き	● 建設関連団体における最近の活動内容を紹介
技術情報	● 民間企業における優れた技術・工法を紹介

こんな方にもおすすめです!

技術士二次試験の突破を目指す方

CPD自己学習の教材をお探しの方



購読者特典

バックナンバーを
電子書籍で閲覧できます

内容紹介：特集

国土交通省における BIM/CIM の取り組みと今後の展開について

国土交通省 大臣官庁 参事官(イノベーション)グループ 企画専門官 梶谷 有吾

1. はじめに

国土交通省では、2012年度から土木事業において調査・設計段階から3次元モデルを導入し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIMの試行を開始した。2012年度は、11件の詳細設計業務について実施した。併せて「CIM 制度後

始した2023年度には「BIM/CIMとは、建設事業で取り扱う情報をデジタル化することにより、調査・調査・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、直轄土木業務・工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする」と、3次元モデルからかわらずデジタルデータを活用

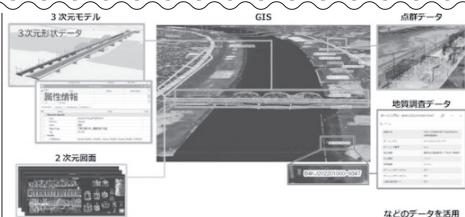


図-1 BIM/CIM で使用する主なデータ

内容紹介：自治体の取り組み

神奈川県におけるインフラ分野における DX の取組について

神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課

1. はじめに

神奈川県では、進歩の著しいデジタルの力をインフラ DX を含めたさまざまな取組に積極的に活用しています。2023年8月には、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」に向け、県民生活や行政のあらゆる分野におけるデジタル化により、利便性を高め、人々の暮らしを豊かにする DX をさらに推進するため、「神奈川 DX 計画」(DX「DX 計画」という。図-1)を策定(2023年3月策定)しました。



写真-1 車両に搭載したスマートフォン



写真-2 現状状況判定
※図面上では、塗り替えは青い色、手前は灰色の色で表示しています

このデータを基に、県管理道路の路面標示の現状状況をデジタル地図の道路路上に表示させるだけ

掲載記事はこちらから



● お申し込み・お問い合わせは ●

経済調査会出版物管理業務委託先
KSC・ジャパン(株)

0120-217-106 FAX 03-6868-0901



詳細・無料体験版・ご購入はこちら!

Bookけんせつ Plaza 検索

施工動画!

いつでも どこでも「施工動画!」

動画の購入には会員登録(無料)が必要となります。

<https://www.sekodoga.com/>



CPD、CPDSの単位を取得

土木学会 CPD 認定

全国土木施工管理技士会連合会
CPDS 認定

自己学習の教材としてCPD・CPDSの単位
を取得できます。

30単位

(ユニット)以上

取得可能!!



ご契約プランは3種類

①

動画ごとの
個別契約

②

従量課金制
法人契約

③

定額見放題
契約



時間がなくても大丈夫! いつでも、どこでも学習できる

「施工動画!」は、工事の概要や施工手順、
積算方法、施工上・積算上の留意点をWeb
上で、「いつでも」「どこでも」学ぶことができ
ます。

外部研修に参加する時間がなくても、ご自身
の都合がいいタイミングで学習できます。



若手社員にもおすすめの教育ツール

直接工事費の算出

例: 鋼矢板(引張機)工(パイプハンマ工) 打込み工の単価表

名称	単位	数量	単価	金額
土壌・岩石掘削	人	10(N×1)		
とび工	人	10(N×2.3)		
掘削作業員				
運転士				
パイプハンマ工				
機械工費				
材料費				
計				



アニメーションや実際の施工動画で施工
手順をわかりやすく解説します。工種の
概要や、標準歩掛、単価の適用可能範囲
といった積算方法についても理解を深め
ていただけます。

若手社員向けの教育ツールや、社内研修
の教材としてご利用いただけます。

お問い合わせは

一般財団法人 経済調査会 調査研究部「施工動画!」担当

TEL: 03-5777-8212 E-mail: sekoudouga@zai-keicho.or.jp

100
種類以上

建設技術者育成を支援する動画教材「施工動画!」のご案内

建設産業の未来を担う学生の人材育成を 動画コンテンツを通じて支援します!!

建設技術者を目指す学生の皆さまを支援します

土木工事の基礎や施工方法などを

施工動画! で楽しく学習

いつでも見られるネ!

100以上の動画が無料で見放題!!

一般財団法人 経済調査会

◆経済調査会では、土木工事の施工方法や積算の基礎を動画で学べるWebコンテンツ「施工動画!」を、大学・高等学校・高等専門学校における学生の教育に限り、無料で視聴できるサービスを開始しました。

◆本サービスは、学生の皆さまが土木工事に関する基礎知識や、工事の施工方法などについて理解を深め、将来のキャリア形成にお役立ていただくことを目的としております。

サービス概要

対象コンテンツ： 学習動画サイト「施工動画!」
対象者： 大学生、高校生、高等専門学校生
授業利用： 可能
視聴可能動画数： 100種類以上
利用料金： 無料
利用期間： 2027年3月31日まで

動画の無償視聴は二次元コードからお申込みください

※お申込み後、当会より視聴先URLとログインに必要なメールアドレスとパスワードを送信いたします。



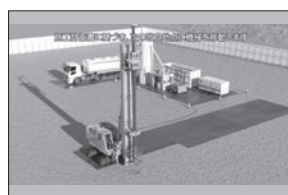
施工動画! 施工動画 49工種の動画

【施工動画とは】 道路工事、法面工事、橋梁工事、維持補修工事、トンネル工事など、土木工事を中心に施工方法などをアニメーションで解説。

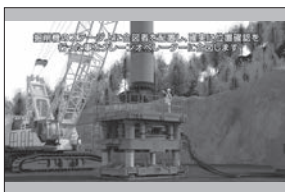
土木 (ICT)



スラリー攪拌工



場所打杭工 (全回転式オールケーシング工)



PC橋架設工



施工動画! 学習動画 78種の学習動画

【学習動画とは】 土木施工の基礎知識 (土工、基礎工、コンクリート工) や、土木施工の管理学、地質調査など4つのテーマを解説。土木施工管理技士の資格対策としても有効。

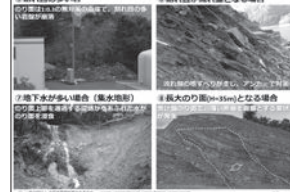
土木施工の基礎知識



土木施工の管理学



地質調査実施要領



動画学習の
メリット・効果

いつでも・どこでも
学習

視覚的で
分かりやすい

自分のペースで
進められる

繰り返し
見返せる



一般財団法人 経済調査会

〒108-0014 東京都港区芝 5-34-2 ミタマチテラス
TEL. 03-5777-8222 (業務部)



一般財団法人 経済調査会 経済調査研究所 宛

E-mail : review@zai-keicho.or.jp

FAX : 03-5777-8227

経済調査研究レビュー 送付等連絡書

送付先の変更、送付の希望、停止などのご要望がございましたら、お手数ですが必要事項をご記入いただき、E-mailまたはFAXにてご連絡ください。

ご要望の内容 (あてはまるものに○) 送付希望 ・ 変更 ・ 停止 ・ その他 ()

現在のご送付先 (必ずご記入ください)

送付先住所：〒	
貴事業所名	TEL
部署名	FAX
ご担当者名	E-mail
送付ご変更（または停止）の理由：	



追加や変更等のご送付先 (変更の場合は、変更箇所のみご記入ください)

送付先住所：〒	
貴事業所名	TEL
部署名	FAX
ご担当者名	E-mail

記入日 年 月 日

ご連絡者名 _____



- 電子商品
- 価格情報
- 土木関連
- 建築関連
- 積算資料ポケット版
- 住宅関連
- 建設行政・技術・情報
- 会計検査関連
- 印刷関連
- インテリアコーディネーター
資格試験対策
- 経済調査会データベース

経済調査研究レビュー

economic investigation research review

2026年9月9日 第39号発行

年2回(9, 3月)発行 (通巻39号)

建設総合ポータルサイト
けんせつ Plaza
<https://www.kensetsu-plaza.com>

編集 一般財団法人 経済調査会 経済調査研究所
発行所 一般財団法人 経済調査会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目34番2号 ミタマチテラス
電話 (03) 5777-8212
FAX (03) 5777-8227
<https://www.zai-keicho.or.jp>



(禁無断転載)

表紙：銀座の街並み 1954年当時
提供：毎日新聞社

